

羊
 口
 社
 談

三
 十
 三

寧
 7
 43



7
43

定税遞送免許 明治十三年六月廿八日發兌

越後粟生島記事

櫻桃説

石出常軒の事

南北講和の後七十八年にして猶南朝の

皇胤復讐を謀る者ありしと

明文類抄序

響尾蛇の毒

洋々社談

第六十七號



社友會スル毎ニ其相示ス所
ノ文ヲ探リコレヲ活字ニ印
シ以テ同好ノ士ニ頒ツ讀ム
者ヲシテ洋洋ノ樂ヲ共ニセ
シメンコトヲ欲スレバナリ

洋々社談第六十七號

○越後粟生島記事

大正二年五月廿五日
長谷川誠也 氏贈

大川通久

粟生島ハ越後國岩船郡ニ属セリ地形恰舟ノ如シ南北徑二里東西一里
餘周圍約五里アリ東ハ越後ニ面シ相距ルコト八九里西ハ蒼波渺々一
望限リナシ南西ニ佐渡アリ相距ルコト二十餘里北東ニ飛島アリ相距
ルコト大凡三十五里全島ノ地勢ハ皆山ニシテ平地ハ十ノ一ニ過キズ
其最高ノ山ヲ小柴山ト云フ海面ヲ抜クコト千四百九十八尺餘ニシテ
北緯三十八度二十六分四十三秒西經零度二十五分ノ所ニアリ其ノ他
古葉大會小曾等ノ山頭駢立セリ環島暗礁多クシテ海岸亦絶壁ノ所多
シ南北ニ岬角アリ南ニアルヲ八幡崎ト云ヒ北ニアルヲ島崎ト云フ西
ニ一小島アリ立島ト云フ殆岸ニ接ス潮汐ノ高低ハ凡七八寸ナリ島ニ
良港ナク東濱ノ小灣僅ニ一時ノ風濤ヲ避クルニ足ルノミ余ガ在島ノ
商船千石積以下日々往來スル海岸ノ平地ハ二十町許人家七十三戸ア
コト二十五艘ナリ

リ前濱村ト稱ス又島ノ西方ニ一小灣アリ僅ニ漁舟ヲ繫クヘシ岸上平地ナク人家皆山麓ニ據ル計二十九戸アリ釜屋村ト云フ前濱村ノ支村ナリ兩村ノ距離一里半許アリ

内藤領ノ時ノ人

全島ノ人口ハ五百人ニ過キズ男多ク女少シ往年村上別帳ニハ全島ノ口數五百以上ナリシガ六年以前痘瘡ノ爲メニ死セシ者百有餘人アリ就中女子多カリシヲ以今日尙男多ク女少シ田地ハ十町八反七畝餘島地ハ五十町餘去年ノ春地租改正全ク成レリ其ノ費用ハ八百圓餘ナリト云フ

土地ハ豊饒ニシテ植物ニ適シ樹林竹叢殆半島ヲ蓋ヘリ唯冬季積雪ノ多キヲ憂フ稻梁亦能ク熟スレモ全島ノ人ヲ養フニ足ラズ毎歲越能ヨリ購求スル所ノ米四百俵餘ナリト云フ海産ハ鮑蛸神馬藻雪海苔看麥娘等多シ禽類ハ越後地方ニ同クシテ海鷗最多シ獸類ハ馬及ヒ猫アルノミ他獸ヲ見ズ馬ハ常ニ山ニ牧シ耕耘ノ季ニ臨ミ捕ヘテ使用スルナ

リ牧馬場ハ西北ノ山ニシテ毎歲地ヲ變ヘ四年毎ニ舊地ニ移スト云フ

前濱村ニ小學校アリ教師一名生徒十三名皆男子ナリ女ハ海ニ山ニ漁

ト農トノ業ニ忙キガ爲メ螢窓ノ暇ナシ釜屋村ハ學齡ノ男子五六人ニ過キズ教師自ラ行キテ教授スルコト一月ニ五六次ナリ往年ハ文字ヲ解スル者島中僅々一二名ニ過キザリシト云フ

風俗ハ大抵北越海濱ノ漁村ニ異ラズ男ハ粗布ヲ以製セル窄袖衣ヲ着

女ハ搭膝ノ如キモノヲ以頭上ヲ覆フ他邦ト婚セズ言語ハ越人ニ似テ

女ハ皆走語ナリ前濱村ノ家屋ハ尋常ノ村落ニ異ラザレモ釜屋村ハ草

舎矮屋ニシテ男女袒裼箕踞セリ

傳ヘテ云フ和銅年間ヨリ此ノ島既ニ民居アリシト詳ナラズ正保年間越前ノ人本保某來リ住ス其ノ先ハ織田信長ノ家臣タリ故ヲ以家ニ信長ノ遺墨ヲ傳ヘシカ五年前火災ニ罹リ烏有ニ屬セリ惜ム可シ其ノ他島中ノ舊家ハ脇川氏金丸氏ニシテ維新前本保脇川二氏ハ庄屋タリ金

丸氏ハ大組頭タリ近時全島ノ公選ヲ以脇川氏戸長タリ

○櫻桃說

伊藤圭介稿

今近日雨浙輜軒錄ヲ閱スルニ越嗣賢ノ櫻桃花ノ詩アリ曰絲々春雨縈
春煙櫻桃盛放爭春妍近日如何減顏色雨驟更苦風來顛屋角斑鳩相對喚
逐隊鼓翅花零亂可惜花開花落中拋擲春光竟無算寄語花須緩々開一花
漫漫一銜盃輕寒輕煖佳時節約伴還期次第來是櫻花ノ一時爛熳トシテ
ソノ飄零ノ早キヲ惜ムノ情ナリ又木世肅ノ說ニ清人沙起雲ノ遊草ニ
春日携妓賞白櫻桃ノ詩アリ夾注ニ海外異種ト云ヘリト余未ダ此遊草
ヲ觀ズ故ニ其詩ヲ閱スルヲ能ハズ

○支那人ノ我土ニ來テ櫻花ヲ目撃シ酷ダ愛玩シ題詠スルモノ往々尠
カラズ心越禪師ノ櫻花ヲ咏スル五古ノ一篇ヲ先年觀シテアリ其幅散
佚シ今何人ノ手ニ落チシヤ其詩モ亦遺忘セリ又我尾藩ニ歸化セシ陳
芝山元贊詩集一卷ヲ余家ニ藏セリ篇中櫻花ヲ賞詠スルモノ若干首ア

リ鈔シテ以テ次ニ掲ク

○又村瀨栲亭云櫻花豔中之豔花中之花儻使唐宗己還騷侶韻士之流一
靚之寧紺其繡口使桃李擅場櫻亦不幸哉此言然ラズ若シ花神ニ問ハ、
定テ答ン櫻ハ本朝ニ自産シ杏花平菓ノ如キ歸化ノ儔ニ非ス春天無雙
ノ妖艷ニ誇リ群芳ヲ壓倒シ壯丹ヲ斥ケテ櫻ヲ花王ト讚稱シ東海名葩
ト激賞セラル、ニ至ルソノ題咏本居翁ノ一首ニシテ足レリト雖ヒ古
今歌人詩客ノ金王汗牛ノ多ニ至ル況ンヤ錦繡一時ノ觀ノミナラス材
質堅牢器械ノ製ニ適シ加之銅鏤ハ姑ク置キ鏤刻天下第一等ヲ占メ印
板ノ精細皇國ノ上ニ冠タルモノ無ニ於テチヤ幸亦甚矣

櫻花

滿樹婀娜簇淡英梨花是友桃是兄粉紅淺帶微醺色湘碧全含別樣情羅綺
香嬌長樂女珍珠實飽上林鶯凭軒坐對芳叢下落照斜窺艷信生

天王坊垂絲櫻花

琪樹芳美照眼明、垂條綴朶簇繁英、維摩丈室天葩燦、兜卒霄宮雪藥盈、拂地
低廻瓔珞重、臨風微鼻氎毛輕、不知佛祖枯花日、指上看來幾瓣生、

正保元甲申三月養源院觀落櫻花

艷似湘梅輕似梨、班々狼藉逐東西、林蜂不採殘香片、梁燕啣將作壘泥、

又

滾雪飄瓊亂點衣、枝頭漸覺蝶蜂稀、禪關禁不春風任、放作天花出院飛、

又

滿地魚鱗撒鷓班、看花人到惜花殘、空門不住真空相、一任遊人眼擲還、

上野遊春

蕨蕨伸拳捻住春、黃鸝到處喚遊人、人樽醉藉眠芳草、風送櫻花落角巾、

○石出常軒の事

小山春山

社談六十五號お江戸獄舎の事を記したりしが實に徳川氏の盛時に
人を得て大小の有司各其職に副ひ事務も凝滞なかりしに感すへたこ

となり因て又囚獄の故事を擧て一証となす余か獄舎も在りしとき囚
徒等常にキリハナシと云ことを口にし殊に冬春の間の日夜首を伸へ
て此事をのみ待ち希ふ者の如し余初めの何事たるを知らざりしが是
即ち獄舎の近傍に火災起りて延焼の勢ひわれの悉く囚徒を放ちやり
行くお任せて問はざるなり而して三日の内に歸り來れり罪の輕重を
論せず各一等を減するの法あり之を號してキリハナシとい云あり蓋
し此法の寛文の頃獄吏石出帶刀と云者の始めしなり其こと明良洪範
に見へたり今その一條を茲も抄出す

石出帶刀常軒の連歌を能し春雨抄と云書を述て世も行ゆる人うらも
亦あつかしれた所ありしとを寛文七年の大火にて傳馬町牢屋も焼失せ
し其時帶刀の罪人とも悉く召出し申渡けるの今火急よして此所遁る
へからず汝等を焼殺さん不便あれの牢より出すへし心のまゝに立
退けよ火鎮まらぬ三日までの内に立歸るへし我申す如くも歸る輩の

申立て命を助くへし若又遁隠るゝ者の徒類をも罪をかけて其身の日
本の地にあらん内尋ね出し重科に行ふへし十一年以前丁酉明曆三年の
火事にも淺州橋にて大勢の人命を失ひし汝等か類の牢舎人あるれり
此度の帶刀了簡を承りて命惜くの立歸るへしと申渡追はなしける
牢の焼し二月六日なりしう七日に殘らず立歸りし内三人見えさ
りし腰の立さる者ありし故焼死たるにや其後申立て殺さるへき者
の皆赦され必死に當れる罪人の薩摩島へ遠流に申行ひけるよ島にて
農業を營み飢に及はざるやう小農具並にたなつ物まで夫々お與へら
れけるすへて流人への扶持を給はらざる公儀の掟をも破らそ又我辭
をも變へさりけりかゝる罪人までも仁政を蒙ること唐の太宗貞觀の
治にも異ならず是ひとへに文學盛に行ゆる、故に常軒ごとき者も世
に多くありし

右の洪範も載さる原文ありさて余り獄に在し文久年間のみとし
て此を去ること殆ど二百年その遺法を得行はれキリハナシわれり多
くの歸り來り其亡失するの僅に十の一なりき因て思ふよ彼の帶刀の
能く其言を履み囚徒の罪を減するのみならず遠島に遷せる後も各方
を授けて良民となさしむるよと偏に已れ職外の事まで心を尽し、の
誠お感するに餘りあり此時元和を距るよと僅に五十年戰國剛毅の風
なほ存し之に加ふるに文運漸く開けんとする頃なれり實用も適する
人の多かりし此一事を觀ても知るへきなりさて後に脱獄反獄を
謀る者もまゝありしも却てキリハナシの騷擾中おの必ず歸り來りし
の久しき慣習の然らしむるもの亦奇きなりと謂ふへきなり又帶刀の
後も例の世襲となり子孫連綿囚獄奉行となり余の在獄の頃も時々監
視するよとあれども中々鄭重よして囚徒の情なとの解し得るさまの
見えさりき

○南北講和の後七十八年にして猶南朝の皇胤復讐を謀る

者ありしものと

依田百川

南朝の御事にゆきてい余り説を社談と載せしるること屢あれい今いめ
づらしげも無きとなれとも目に觸れしるを搔遣んも本意をけれいま
いらく數行を費してまゝ載す南北御合體ありての後南朝の皇胤及
ひそのうた様の人々猶先帝の志を繼まるらせ一旅の衆一臂の力を極
め盡して復讐を謀り給ひしと唯一度ならずそのと伴信友氏か殘櫻
記大艸公彌氏か南山巡狩錄等に詳あれい事新しく言ふまでもあらず
まゝるに二氏がまゝるしもらしゝとありその親長記大乘院舊記等に記
るされたる文明二年皇子日尊か御事なり二書に載する所を見れい忠
烈の志小倉の宮尊秀王忠義王の諸皇子にをさゝり劣り給いさる事分
明に知られたり親長記い僻書に非ず巡狩錄殘櫻記い諸皇子の事を記
るして漏すとなりりけるにいかにして載せられさりけん大乘院の舊
記い殊に稀なるものあれいよの時未だ世に傳いりさりしあるへし今

その事に係るものを抄出し親長記を合せしるして殘櫻記の闕を補ふ
と左の如し大乘院舊記云文明二年三月廿一日南方注紀州紀田郡去月
參於字惠左衛門尉所被上御旗中將殿改自越智馳參于當月八日藤百仁
御出云云十六日南方蜂起條事實也且又御使僧於和泉國召籠所々御受
文等取上于京都和泉國の大畧南方に參申露顯上者南方守護可令下向
とよの時山名細川京師の東西に陳して雌雄を争ふ時あれい義兵を起
し玉ふにいよき機會なりと思しゝによりてあろ檄文をもかし玉ひし
なれ又五月十一日南帝事内計畧子細有之云云如風聞者西方大名以
下悉以同心可奉入禁内云云内御留守衆公郷殿上人則可致奉公由内々
申合子細有之哉希代事也去年以來御蜂起ノ間畠山衛門佐一人難義由
申入之間于今延引其故ハ紀州河内事南主御領也楠木分國之間迷惑相
存義仍西方大名共不一同依之于今遅々也六月廿五日南方御蜂起事於
今者事實西方大名同心此間ハ畠山右衛門佐就紀河内兩國事令存六借

ヨリ不同心處諸大名并ニ權大納言殿被仰子細ノ間於畠山モ同心云々
和州儀越智計畧候伊勢國司一左右未聞云々於南方者近所ニ御座候御
手者少々紀州合戰云々高野山ハ南方ニ根比ハ北朝也云々にいふ右衛
門佐ハ義就をいへり河内紀伊ハその所領あれハ南朝恢復あらんに
已の所領を召るべきの恐ありて初ハ同心せさりしと見也權大納言ハ
足利義視にて此時山名に擁立せられて西陣の主將たり義就終にその
勸ム從ハ同心したりしと後の文によれハ南朝恢復の義を果さしり
しハ例の所領の事よりてなるへし又七月十一日南主ハ御座越智之
館(壺坂)治候本書ハその後南主の事しはらく見えす同三年閏八月十六日
條に南朝方此ニ兩年日尊ト號シ十方成奉書種々計畧人在之後醍醐ノ
御末也南朝ハは隨分人也可成將軍所存在之去年召取之被殺云々どあ
りて義兵やふれ敵に殺され玉ふ趣なり何ゆゑに西方にて荷擔の義を
やめられたるおや思ふに前ハいへる如く義就一旦ハ同心せしかとや

かて所領を失はん事をおそれてその心を翻し、かは皇子の義舉徒ら
まなりしと見えさりさて皇子の討れ給ひしとの親長記ハ文明二年十
二月六日南方餘流人打取云々賊首京着之由畠山尾張守注進廻文等執
進之自武家被進仙洞神妙之由有仰賊首事爲公家御沙汰可請取之由自
武家申之文安五年故畠山徳本入道南棟梁仁體打取進之時有勅問于關
白公兼良以官人行向河原可請取歟不及被懸獄門關白勅答之由也八日
南方賊首事奉行頭弁(春房)朝臣持參日次來十一日十二日云々十二日分
仰也官人行向河原可請取十八日廣橋大納言申云南方回文及數十通於
關所不知其所有喧譁事露顯於彼者打取云々廻文被備獻覽これ大乘院
舊記と符合と兩記とも當時の筆記あれハ後世影響の談と申しからす
事實疑へきものなしこゝにいふ文安五年ハ畠山徳本ハ討れ給ひし皇
子の事ハ殘櫻記ハ詳ありこたひも其例およられて朝敵ハ擬せられた
るなり足利氏の亂臣賊子に非れハ官人に渡されしハ皇子の不幸にあ

らすして反てろの義名を天下に輝すに似たり南北御和睦ありし元中九年よりこゝに至りて七十八年のそ間義兵を舉給ひし皇子數人おひしますゝの皇子に至りて皇統終に絶給ひぬ悲むへし然れども足利氏もまた應仁文明の時に至り權威全く臣隸に歸し義輝に至り陪臣の爲に弒せらるゝに及ふ皇子の靈おひしまさゝ目を地下に瞑し給ひん成敗の時なり豈歲月の遲速をもて論すへけんや余竊に義名の後世よ湮滅せんとを恐れ聊考證して大畧を述ふるものあり

○明文類抄序

平野知秋

吾婿櫻井君篤學質行之士也官事雖劇公退則手不釋卷頃日手抄朱明諸家之文其書論序記傳說誌銘等各分其類名曰明文類抄使余題一言夫朱明名家多出而各造其致不相襲也享保年間物茂郷專尊李王等剽竊之文奉爲摸範當時此風甚熾矣至寛政年間柴野古賀尾藤諸儒先出而一掃之此風遂息矣爾來諸碩儒輩出佐藤一齋子宗閩洛之學而覃思於王陽明之

宗旨故其文亦逼肖陽明安積良齋子之文初學宋溪濂故其文富瞻華彩爛如王世貞評溪濂之文謂如酒池肉林直豐饒寡芍藥之和然亦不失爲一時之名家也滿清諸儒之文大抵宗歸震川豈以其文簡質冲淡長於制科也歟學文之法無他在多讀書而已歐陽永叔豈欺吾哉梁簡文謂人品要謹嚴文章須放蕩世以爲格言然余則以謂人品固當要謹嚴則文章亦不可不謹嚴也夫道者一而已行正則言正言不正則行不正豈可分言行爲二乎哉故曰言顧行行顧言是合內外之道也雖然學文之法自疎入密由豪蕩入謹嚴精微是謝枋得之文章軌範所以以放膽文爲先也但豪蕩與放蕩相似而其義殊者猶燕越異郷簡文之語大有病是其不知道之過也朱晦庵答人書曰韓歐曾之文其澎湃者須誦數十篇其澎湃者即豪蕩之謂也吾婿服膺歐朱二大儒之言且取資財於此文抄則於作文之道思過半矣

○響尾蛇の毒

西村泊翁

地球說畧に北亞墨利加の事を叙して又有最毒之蛇尾響如蟬鳴其苟有

驚懼心有噬人意則鳴人如被噬立見斃命万無可治とあり余初の其言の過甚あるを疑ひしが此頃英人の紀事を讀みて其過甚に非ることを知れり其紀事又曰く英國の人々德勒克といふ者あり常に生きたる鳥獸の類を畜ひ置き是を衆人の觀に供するを以て生業とせり千八百二十七年二月八日德勒克が五十歳の時響尾蛇三條と小なる鱈魚二頭を携へ英國の倫敦より法國の盧昂に着し其夕巴黎に發足せんとす響尾蛇鱈魚の共に寒氣を畏るゝ者なるに由り德勒克殊に注意して防寒の方法を施しけれども十分に行届かず盧昂に着せし時響尾蛇の三條中の最美なる者一條死せり德勒克己むとを得て火挾を以て死蛇を籠の中より取棄たり然るに其餘の二條も寒氣に中られて氣力甚衰へたるに由り其籠を食堂に持來り暖爐に就きて温氣を取り箸を以て其蛇の一個を突き動のせしに其蛇も亦死狀を現はせり (以下次号)

官許明治八年十二月 編輯兼印刷人 飯島半十郎

- | | | |
|-----|-------------------|--------|
| 印刷 | 東京藥研堀町三十三番地 | 報知社 |
| 賣捌所 | 大坂心齋橋通道修町四丁目廿六番地同 | 支局 |
| 賣捌所 | 大坂本町四丁目 | 河内屋具七 |
| 同 | 東京尾張町二丁目十四番地 | 朝野新聞社 |
| 同 | 同 米澤町三丁目 | 繪草紙屋良助 |
| 同 | 上州高崎 | 菊屋源作 |
| 同 | 岩代國福島通十一丁目 | 近江屋三十郎 |
| 同 | 熊ヶ谷本町 | 博文堂 |
| 同 | 東京京橋區南佐柄木町 | 弘文社 |
| 同 | 同 今川小路 | 塚田翠麓 |
| 同 | 同 表神保町 | 大黒屋金次郎 |

洋々社談 第六十九號

定時刊行 明治十三年九月十五日發兌

西國上古ヨリ量地術ノアリシ説

大學寮釋奠古禮ヲ講習スル事

古醫道三翁ノ雜話

洋々社談

第六十九號



社友會スル毎ニ其相示ス所
ノ文ヲ採リコレヲ活字ニ印
シ以テ同好ノ士ニ頒ツ讀ム
者ヲシテ洋洋ノ樂ヲ共ニセ
シメンコトヲ欲スレバナリ

○西國上古ヨリ量地術ノアリシ説

大川通久

西國上古ヨリ量地術ノアリシト云ヘル説ハ西人數氏ノ考ヘアリテ或ハ臆説ニ度ルモノアリト雖今其一ニテ擧ケテ以示サン
歴史學ノ大家ト稱セラレシヘロドタス氏ノ説ニハ上古埃及ノエジプト尼羅河ニールハ毎歲必洪水アリテ其害ヲ受クルコト甚カラズ因リテ之ヲ防クカ爲メニ「ゼオメトリー」ト譯ス近時幾何學ノ理ヲ以始メテ量地術ヲ曉リシナリ國王レ「メセス」ノ時ニ至リテハ年々尼羅河畔ノ土地ヲ有スル者自國王ノ前ニ出テ、其水害ノ實況ヲ陳ス其時國王量地家數員ヲ遣リ損害地ノ廣狹ヲ測量セシメ以テ地租ノ幾分ヲ減セシトゾ又當時ノ古記録ヲ閱スルニ國王ノ墓地ノ圖ヲ載セタリ其大サハ「キュービット」尺ヲ以テコレヲ示セリ其他ウ「アデー、マガラ」地ノ寶石坑ノ圖ヲ掲ケタリ云々
ユースタシヤス氏ノ説ニ由レハ希臘人が「ゼオメトリー」ヲ講ズル數年

前ニ於キテ埃及人ハ既ニ行軍ノ路程ヲ地圖ニ畫キ士利人ヲ驚怖セシメタルコトアリト云々

又或人ノ説ニハ上古馬比倫^{バビロン}ニ「ユーフレット」及ヒ「ダイギリス」ノ兩河アリ

連年時期ヲ定メ水溢ル、^{此ノ土地ノ人ハ}以テ兩河ノ間ニ在ル土地世界創興ノ住民

ナハ其害ヲ蒙ラザル所ナシ故ニ當時之ヲ防グカ爲メニ自量地ノコト

ヲ曉リシナラン且其頃所有地ノ境界ヲ示セシ石標アリ其記事詳細ニ

シテ當時ノ風俗ヲ察スルニ足レリ英國博物館中ニ馬比倫時代ノ地界

標二本アリ各石ヲ以造レリ其一ニハメロダチ、ハラダン第一世ト云ヘ

ル名ヲ刻セリ是紀元前一千二百年代ノモノタルコトヲ知ルベシ又メ

ロダチサム、イサキルト云ヘル人奉職中勤功アリシヲ以テ其賞トシテ

國王ヨリ此ノ地ヲ賜ハリシコトヲ示シ又其比隣ノ地名ヲ記セリ其一

ハ黒色ナル石ニシテ圓錐形ヲ作セリ紀元前一千百五十年代ノ日ヲ記

シ且地ヲ買ヒタル價ナラン銀貨六百十六^{貨幣}マナトアリテ其傍ニ軍

用馬車一輛并附属品此ノ價銀貨一百錠馬具六領此價銀貨三百錠牝牛

一頭牝牡ノ驢馬若干頭衣服若干領ト記セリ恐ラクハ當時銀貨ニ代フ

ルニ相當ノ價アル物品ヲ贈リシナラン又此地ノ境界ヲ定メタル量地

者ノ名ナランメロダチハラデーノ男マサキウトアリ^{マサキウハ英語}

ニ譯シテ「フイルド、メーシューラル」^{田野ヲ測ル人ト}ノ字ヲ下セリ^{ボスコ}

一氏嘗此石標ヲ見テ曰ク他日尙古キ石標ヲ得ルマテハ茲ニ記スル量

地家ヲ以テ此術ヲ爲スノ嚆矢トナシテ可ナラント

○大學寮釋奠古禮ヲ講習スル事

平野知秋

博覽會有リ教育博物館有リ近比又觀古美術會ヲ開キ又響キニハ三騎

射ノ演習有リ之ヲ要スルニ皆人ノ見聞ヲ弘メ知識ヲ開クノ數ニ非サ

ルハ無シ三騎射ノ流鏑馬ハ其濫觴古シト雖笠懸犬追物ハ全ク足利將

軍ノ時代ニ起リ三騎射トモ皆武人閑適ノ遊戲ニ過キス然レトモ數百

歳前ノ將士海野氏小笠原氏等ノ綾葦笠ヲ被リテ面振リアゲ扇ヲ開キ

面ニ當テ呪文ヲ唱フル様ナドヲ觀ルモ亦奇ト謂ハサル可ラス然レト
 モ三騎射ハ足利時代武士ノ技ヲ觀ルニ過キス遠ク大寶延喜等ノ古禮
 ナ今日ニ觀ルヲ得ヘキモノハ獨リ大學寮釋奠ノ禮有ルノミ今此禮ヲ
 演習シテ世ニ觀セシムル者ナラハ聖代ノ盛ナルヲ鳴ラスノ一端ニシ
 テ希世ノ珍事トイフヘキナリ況ヤ其禮今猶存シ亡ヒサルオヤ特ニ之
 ナ舉ル人無キノミ人無キノ非ス此等ノ古禮ハ視テ迂濶ナリトシテ之
 ナ度外ニ付スルナリ今此ニ好古ノ人有リテ試ミニ此禮ヲ演習スル者
 有ラハ必觀ル者堵ノ如クニシテ坐ナカラ大寶以來延喜マテノ古禮ヲ
 拜觀シ親シク當時ノ太陽ニ浴シ大氣ヲ呼吸シ當時ノ人ノ警效ヲ聽キ
 當時ノ衣冠ヲ觀ルノ想有ラシメン余カ其禮尙存スト言フ所以ノモノ
 ハ現ニ今延喜式有リ空論ニ非ス余壯年ノ比弘化三舊藩ノ學校ニテ大
 學寮釋奠ノ禮ヲ講習シ藩ノ釋奠ノ跡ニテ昌平志ニ載スル試ミニ之ヲ
 演セント謀リシニ藩學ナレハ聖廟狹隘ニシテ差支多ク其事遂ニ止ミ

シナリ只今湯島ノ東京圖書館舊聖堂ニテ此禮ヲ行ハント欲スレハ所謂
 ル是ヲ舉テ之ヲ措クノミニテ容易ニ演習スルヲ得ヘキナリ此講習
 ハ三四週間ニテ成ルヘシ第一聖廟ハ巍然壯大ニシテ音樂ハ備ハレリ
 祭器モ餘リ有リ此事岡似子等擔當シ其與祭ノ人ハ華族紳士儒生ヲ論
 セス募ラハ立トコロニ辨スヘシサレトモ此禮ヲ行フニハ延喜式ハカ
 リニテハ分リ兼ル所有ルヘシ因テ今聖堂ニ藏スル所ノ古大學寮釋奠
 圖ノ屏風一雙有リ此ハ元祿度徳川五代將軍常憲公エ堀田家ヨリ献上
 セシ者ニテ寛政ノ末年林大學頭衡釋奠ノ舊儀ヲ改メ唐ノ開元ノ禮ニ
 據リ且專ラ延喜式ヲ用井釋奠ノ禮ヲ定メ今儀ト稱シ祭服ノ色メ其他
 ノ事モ此屏風ニ據リシ者有リト云聖堂下番櫻井久之助話祭服ハ皆唐服ニテ學生
 ハ布衣ナリ三獻官ハ冕ヲ冠シタリ今唐服ヲ用井ル能ハサレハ三獻官
 ハ衣冠其他ハ狩衣然ルヘシ學生ハ只拜ハカリナレハ古圖ノ如ク布衣
 ナ用井テ可ナリ協律郎ノ執ル所ノ旄ハ今此物無レハ類似ノ品ヲ代用

スヘシ舊征夷府ノ釋奠ニハ扇ヲ代用シタル共宛モ下馬先ノ下坐見ノ
 爲ス所ニサモ似テ其サマ鄙シ爲スヘカラス大聖殿ヲ先聖殿ト爲シ文
 宣王像ハ其マ、故ノ如ク正位ニ祀リ延喜比ニハ既ニ文宣王ナレハ此
 像ヲ用_井恰當ナリ先師顔子ノ像モ此マテノ四配ノ像ヲ用_井テ恰當ナ
 リ但先聖先師トモ延喜ノ比ハ畫像此ハ塑像ノ差有ルノミ九哲ノ像ハ
 舊儀ニ用_井シ狩野家ノ畫像有リ之ヲ用_井テ可ナリ但今ノ聖廟ハ規製
 宏壯ナリト雖大學寮ノ廟制ニ非ス併セテ明ノ國子監大學ノ廟制ニモ
 非ス是常憲公朝廷ヲ憚カリタマイテ明代州縣學ノ廟制ニ倣ヒ從テ釋
 奠モ州縣學ノ禮ニテ是ハ公ノ至意ノ存スル所ナリ寛政度今儀ニ改メ
 シハ蓋シ公ノ意ニ非サルナリ大學寮ハ南門東門西門有リテ左右ノ檢
 非違使ハ看督長火長等ヲ率_井テ警衛セリ今ノ聖廟ニハ仰高門有ルノ
 ミ因テ仰高門外ニ武士兵仗ヲ執リテ警衛シ入德門外ニ又警衛ヲ置キ
 杏壇門外ニ庭燎ヲ焚キ杏壇門三扉有リ中ヲ南門東ヲ東門西ヲ西門ト
 看倣スヘシ但再拜ナトノ禮ハ武家ノ禮ト異ナレハ當今公家華族ノ家
 ニ就テ學フヘシ是モ俄カニ成リ難クハ舊征夷府ノ時ノ衆官再拜ノ禮
 ナ中村敬字子等ニ就テ問フヘシ武家ノ禮ト混セヌヤウニスヘシ夫レ
 孔子ノ廟祀ハ漢晋及ヒ隋ニハ或ハ先師ト稱シ或ハ先聖宣尼宣父ト稱
 シ唐文宣王ト諡シ宋又至聖ノ号ヲ加ヘ元ニテ大成ヲ加フ明ニ至リテ
 ハ宋ノ眞宗ノ号ヲ用_井テ至聖先師孔子ト稱シ唐宋元明文宣王ノ諡ヲ
 止ム清ニ至リテモ至聖先師孔子ト稱シ又朱子ヲ十哲ニ舛配シテ十一
 哲ト稱ス我朝初メハ唐ノ太宗ノ諡号ヲ用_井孔宣父ト稱ス神護景雲元
 年大學助教膳大丘ノ上疏ニ從ヒテ文宣王ト改稱シ以後其号ヲ改メテ
 レシヲ聞カス舊政府ニテハ元ノ禮ヲ用_井大成至聖文宣王ト稱ス顏曾
 思孟ヲ配祀シ十哲子張ヲ加フ宋ノ周二程張邵朱ノ六子ヲ從祀シ之ヲ四配
 六從子ト稱セシニ寛政改正ニ十哲ノ從祀ヲ廢セリ今ノ聖堂ノ聖像ハ
 儼然王者ノ服ナリ今ノ支那人等之ヲ見シテアラサルヘシ何ソヤ只今

閩里ノ私學等ニ祀ル聖像ハ吳道子ノ圖多ケレハナリ

聖像ニ衰冕十二旒ヲ服スル者ハ文宣王ナリ此像尤多シ然レトモ唐ノ吳道子ノ聖像ハ然ラス巾ヲ戴キ背ニ長劔ヲ負ヒ拱シテ立テリ其鬚髭尤多キハ荀子ノ面蒙俱ノ如シノ語ニ取リ雙門ノ前齒二枝露出セルハ王充論衡ノ孔子反羽ノ語ニ取リシナラン畫家ノ傳フル所ハ聖像ヲ作ルニハ必前齒二個ヲ露出スルヲ法ト爲スト云フ聖像ニ坐像有リ立像有リ或ハ椅子ニ倚ル者有ルハ是大ナル誤ナルハ言テ俟タズ昌平ノ聖像ハ坐像ナリ偶耳袋トイヘル俗書ヲ觀ルニ足利學ノ聖像ヲ觀テ疑ヲ起シ江戸ニ歸リテ之ヲ人ニ問ヒシニ是ハ閻魔ノミグシヲ見テ聖像ナリトテ木像ニ取立シナリト云フヲ信シタルハ笑フ可キヲナリ天明元年松延年カ撰スル所ノ足利孔廟創建考ノ末ニ余拜所謂聖像者其被繪巾把羽扇者特可疑也稍似世所圖諸葛孔明者凡孔像所不一有尼父者有大司冠者有文宣王者未有繪巾羽扇者也矧其瘦癯之貌不似它聖影豐滿堂々者乎然非本邦所塑物也余竊疑戰國之時五岳禪侶掌皇華之職數入中國而偶得武侯之像於彼土而鹵莽之徒混殺姓字尼父姓孔亮字孔明誤認以爲孔像齋來於斯後人因循莫知是正鄙意如此記以俟高明之教焉此言極メテ佳ナリ耳袋トハ天淵俾シカラス

○古醫道三翁ノ雜話

伊藤圭介稿

此雜話ハ消夏ノ餘暇前後順次モ無ク筆ニ任セテ雜纂スルノ稿トス

本年明治十三ノ一月余老友大垣江馬活堂國手ヨリ來書云拙老舊同僚飯田玄泉氏ノ祖先ハ今小路道三ノ縁家コシテ京師ヨリ大垣へ筮任セシ家ナリ此家ノ傳來ニ道三ヨリ貰ヒタル配劑記三卷ヲ秘藏セリ卷中ニ記載スルソノ療治セシ藥方等ヲ鈔寫シ贈寄スト藥名ハ畧名隱名アリ又誤寫モアリト

今上皇和仁冷食過多而嘔噦嘈雜、虫衝上干心下而鳴、

安胃湯 人參 丁香散有効

一慶長十乙己正月八日

今上皇帝 御年三十五歲 早食後嘔噦困悶臍下筋引痛今曉精漏

安胃湯升陽補氣湯也

東一分

生半七分

升卷搖云芍澤 各五分

卜三分

甘加青前宿

一關白秀次公依氣積上氣伊豆之熱海御湯治初七日相當而食進御氣快然頻浴過多因氣逆上而胸塞痰喘息麗不能偃臥時召予診脉寸緊實而尺脉虛足冷至膝心以上ニ氣有テ下ハ空虛喘息聲聞四隣東垣加減瀉白一貼與テ息少定厥止二貼而平復

其方 桑六貴半 玄參 苓 一天正廿壬辰正月廿日

關白秀次公久患上腭破損頃用外醫苦寒之劑而效苦上熱面赤浮脉右寸關浮實

前 キ 吉貝 甘草令 圭芍 九種

一同 二月四日

大間相國秀吉公 於大坂感冒流涕聲啞口乾喉痛

桔梗湯 ハ一キ甘木吉勺前 羌苓

一秀賴公御母 卅餘 御氣鬱滯不食眩暈

快氣湯 木香飲用之有効

一右府秀賴公患息賁吸時引痛御食不進腹堅張呼吸促迫

寬中湯四君加貴半莎宿蒼朴姜棗ノ養胃丸 卅 一月而愈

一延壽院玄朔云右府秀賴公寒熱頭痛痘歟疑似解肌湯三ノ飲加柴苓芍

姜棗 廿二日 大便瀉完穀寒熱頭痛同劑同方去奴朮朴 廿三日 熱退痘初見

疑似猶未止三ノ飲姜棗 廿四日 痘正見甚多色赤深

和肌湯 九味神効散

一大樹若君様當月朔午時誕生小便二日不通大便者堅而通氣湯 回 五苓

散加車灯艸即通 慶長十一丙午六月八日執也

一慶長辛丑三月九日備前中納言秀秋公十八九酒渴嘔吐胸中煩悶全不食尿赤舌焦乾脉細數

安胃湯 錢氏白 加瓜川宿貴琴間用酒蒸黃連丸有効

一加藤肥後守内過酒心下痛吐水黃吐

安胃湯 鉄刷湯ナリ風疹出加味羌活散

一加藤肥後守内四肢厥冷肢内引急肩肘痛汗出大便瀉

建中湯 樂令建中湯芩桂細陳歸苓川半前各等分加朮瓜苳

一片桐市正内夜足心熱小便淋澁頭中鳴

通氣湯 八正散加歸苳赤芍芫莖入姜全愈

一片桐東市正舊冬患淋病目赤口内腫用八正散 加赤芍淋病已今也右

足痛少腫常過酒通氣湯 防己飲加半星効

○按ニ道三ノ配劑記ハ往々醫流ノ舊家ニ傳ルヲ觀ルモノニシテ余今

ヲ距ルヲ六十餘年前ニ於テ東濃可兒郡泳村ノ累代ノ醫家淺井立意ニ

藏スル道三ノ配劑記ヲ觀シテアリ傳ヘテ自筆ナリト云余今齡既ニ耄

之ヲ詳悉スルヲ能ハズ只其中ニ就テ加藤清正ノ藥ニ人參敗毒散ノ處

方アリシト覺ユ清正ノ如キ剛勇ノ士ニ淡薄晚茶ノ如キ湯藥ヲ投與シ

アリシヲ看過シ當時余少年ノ頃ニテ可笑クニ覺ヘタリシ

○又濃州可兒郡兼山村西山養運ノ家ニ道三ノ像ヲ久ク傳ヘタル一幅

アリシ贊ハ亦道三ノ自筆ニシテ文中ニ梅經寒苦發清香ノ句ヲ引テ其

說アリ且門人伊東安中ノヲアリ蓋シ安中ノ贊ヲ師ニ乞フニ應シタル

モノナラン余先人西山玄道翁云伊東安中ノ信長ノ笛吹ナルヲハ三河

後風記ニ見ユト余未ダ之ヲ檢セズ後偶々名古屋町人由緒書ト云一寫

本ヲ觀シテアリソノ書中ニモ伊東安中ノ名出テアリシ又今ヲ距ル六

七年前ニ東京上野某寺ニ古書畫展觀會アリシキソノ出品中ニモ前ニ

所謂ノ幅ト大約一樣ノ道三像并贊ノモノアルヲ瞥見シタリ何人ノ珍

藏ナルヤチ知ラズ

續出

官許明治八年十二月

編輯兼印刷人

飯島半十郎

印刷
賣捌所
賣捌所

東京藥研堀町三十三番地

報知社

大坂心齋橋通道修町四丁目廿六番地同

支局

大坂本町四丁目

河内屋眞七

東京銀座四丁目八番地

朝野新聞社

同 米澤町三丁目

繪草紙屋良助

同 上州高崎

菊屋源作

同 岩代國福島通十一丁目

近江屋三十郎

同 熊ヶ谷本町

博文堂

同 東京京橋區南佐柄木町

弘文社

同 今川小路

塚田翠麓

同 表神保町

大黒屋金次郎

定時刊行 明治十三年十一月一日發兌

書籍ノ災厄

御廻之名

富士山說

薩藩歷代之詩

今ノ人力車ヨリ前人力車アリ

洋々社談

第七十號



社友會スル毎ニ其相示ス所
ノ文ヲ探リコレヲ活字ニ印
シ以テ同好ノ士ニ頒ツ讀ム
者ヲシテ洋洋ノ樂ヲ共ニセ
シメンコトヲ欲スレバナリ

洋々社談第七十號

○書籍ノ災厄

木村正辭

秦ノ始皇帝其臣李斯ノ言ヲ用ヰテ詩書百家ノ語ヲ燒キタリシコトハ本
紀既ニ之ヲ載セタルヲ以テ衆人ノ知ル所タリ而レモ是ヨリ先秦ノ孝
公ノ時詩書ヲ燔キタルコトアリ韓非子和氏篇ニ商君教秦孝公以連什伍
設告坐之過燔詩書而明法令塞私門之請而遂公家之勞禁游宦之民而顯
耕戰之士孝公行之主以尊安國以富強トアリ之ニ據ルニ其詩書ヲ燔シ
モノ獨始皇帝ノミニハ非ザルナリ但宋ノ王應麟云史記商君傳不言燔
詩書蓋詩書之道廢與李斯之焚之無異也トイヘルハ恐クハ裝飾ノ言ノ
ミ清ノ何義門云意者商鞅所燔止於國中至李斯乃流毒天下トコレ其實
ヲ得タリト云ベシ又顏氏家訓書證篇云秦人滅學董卓焚書ト按ルニ後
漢書董卓傳ニ焚書ノコト云ハズト雖而レモ遷天子西都長安悉燒宗廟
官府居家二百里内無復子遺トイヘレバ此時書籍モ燒失シタルナルベ

シ故ニ家訓ニ董卓焚書トイヘルナラン又隋志云煬帝即位發使搜天下書籍與讖緯相涉者皆焚之然ルトキハ始皇前後亦焚書ノヲアリシヲ見ルベシ此ニ至テ書ノ災厄前後凡四度ニ及ベリ豈歎ゼサルベケンヤ吾邦亦上古蘇我蝦夷ノ亂アリテ官庫ノ書籍悉ク灰燼トナル後世兵燹ニ係ルモノ擧ゲテ數フベカラズ其内應仁ノ亂ヲ以テ最甚シトス今ヤ文學日ニ進ミ月ニ盛ニシテ新著愈出テ愈有リ而シテ古書ハ却テ日ニ月ニ湮滅ス蓋人情新奇ヲ好ミ古書ヲ講ズルノ徒少キニ依ルナリ宋ノ鄭樵ガ通志畧云學之不專者爲書之不明也書之不明者爲類例之不分也有專門之書則有專門之學有專門之學則有世守之能人守其學學守其書書守其類人有存沒而學不息世有變故而書不亡以今之書校古之書百無一存其何哉士卒之亡者由部伍之法不明也書籍之亡者由類例之法不分也類例分則百家九流各有條理雖亡而不能亡也巫醫之學亦經存沒而學不息釋老之書亦經變故而書常存觀漢之易書甚多今不傳惟卜筮之易傳法家之書亦多今不傳惟釋老之書傳彼異端之學能全其書者專之謂矣

是說實ニ然リ予時ニ感スル所アリ依テ以テ此說ヲ書シ私ニ同好ニ談ス

○御廻之名

増田射水

今市中ノ兒女巡查ヲ目シテ御廻リト云フ此稱ヤ舊時ヨリ有リシ稱ニノ巡查アリテ而シテ後起ルモノニ非ルナリ徳川幕府ノ末江戸ノ事ヲ略シ者ハ之ヲ知ルヘシト雖モ知ラサル者ハ唯婦女ノ詞ヤサシク若クハ巡查ノ稱口ニ登リ難キヨリ起リシモノト思ヘリ此等細事之ヲ言フコ足ラサル如シト雖モ後日ニ至ラハ或ハ時俗ヲ見ルノ一端トモナラン歟文久ノ頃幕府新徴組ト稱スル組ヲ編シ槍劍等ニ習熟セル者ヲ徴ス家茂將軍上洛ノ時ニ當リ此組江戸市中ヲ巡邏ス陣笠ヲ被リ裁付ヲ着ケ或ハ長劍ヲ帶ヒ或ハ短槍ヲ横ヘ數十人市街ノ兩側ニ列シテ行ク肩聳エ臂張ル人觸ル人ヲ斬リ馬觸ル馬ヲ斬ルノ勢アリ挽夫擔婦皆路傍

ニ避ケ其過ルヲ待タザルヲ得ズ市人之ヲ畏敬シテ御廻リト云フ御廻
リノ稱此レヨリ始ル明治ノ初メ東京ヲ四十七區ニ分テ諸藩士卒ヲ
巡邏セシム之ヲ市中取締ト稱ス市人亦御廻リト稱ス後市中取締變シ
テ邏卒トナリ巡查トナル其制其名再三變シ而シテ御廻リノ稱ハ沿襲
更改セズ唯其稱更改セサルノミナラズ其畏敬ノ情モ或ハ未ダ更改セ
サルモノアラン

新徴組ノ市中ヲ巡邏スルヨリ前横濱港ニ菜^ナ葉^ハト稱スルモノアリ青染
ノ外套ヲ被ルニ由リテノ故ナリ或云家人中薄俸貧窮者ノ子弟多ク之
ニ充ツ其ノ菜色アルノ故ナリト此菜^ナ葉^ハ晝夜港内ヲ巡邏シ以テ警察ヲ
ナス是レ吾國邏卒ノ嚆矢ニシテ邏卒ハ即チ今ノ御廻リノ始ナルヘシ

○富士山說

平野知秋

外姪青木某伊豆ヨリ歸リ予ニ問テイヘラク姪三島ニ在リ日々ニ富士
ヲ觀ルニ雲晴レテ其全體ヲ觀ル日ハ常ニ少ク其陰リテ僅カニ其麓ノ

ミチ現スル日常ニ多カリシハ甚タ遺憾ナリ且此山ハ誰人モ知ル如ク
駿河甲斐伊豆ノ三國ニ跨リ就中甲斐ニ蟠結根據スルモノ尤多キカ如
シ故ニ或ハ此山ハ甲斐ニ屬スルヲ恰當ナリトスト云フ者アリ昔ヨリ
此等ノ說アリシニヤト予答テ云ク予地理ニ懵乎タレトモ此說恐ラク
ハ然ラサルナリ或ル國學ノ名家姓名ハ忘レタリ其著ハシ、何栞リト
カイヘル書ニ富士ノ說アリ其中コイヘルアリ曰クモト甲州ノ山ナリ
シニヤ甲州上吉田村表口ニ鳥居アリ高サ四丈三尺也三國第一山トイ
フ額カ、レリトキケリ又駿河大納言卿道法ヲ改タメサセラル、モ甲
州上吉田村大鳥居ヨリ山頂マテ三百五十七町十七間トイヘリサレハ
是ヲ表口トハイヘルナリ云々ト見エタリ此說理有ルニ似タレトモ此
ヲ以テ證トモ爲シカタシ予淺學故此說ヲ駁スル證據ハナケレト姑ラ
ク予カ憶見ヲ陳ヘテ世ノ識者ニ質サントス古ノ聰明叡智ノ人神州ノ
地理ヲ俯察シ李唐ノ制ニ倣ヒ五畿七道ヲ置クニ海山川澤等ノ前後向

背表裏自然ノ形勢ニ因リ國郡ヲ分割シ某ノ海山某ノ川澤ヲ某ノ國某ノ郡ニ屬シ、ハ苟且ニ事ニ從ヒシ者ニハアラス事新ラシキ申シコトニシテ三尺ノ犬打ッ童モ知ルコトナレト先ツ地形狹キ中國ハ山脊ヲ判然ト分割シテ前チ山陽道後チ山陰道ト爲シ上リテ山城京師ニ入り五畿ヲ定メ京ヨリ近江ニ出テ此道ノ山脉ヲ追ヒ東シテ陸羽ニ至リテ終ル此チ東山道トシ京ヨリ若狹ニ出若狹ヨリ三越ニ至ルチ北陸道トス積水ヲ隔テ高麗靺鞨國等ヲ背ニセリ京ヨリ南ニ走リテ南海道此地古ヨリ種々ノ典故ノ多キ地ニシテ小ナリトモ侮ルヘカラス西ニ一大陸ヲ爲スチ西海道トス此西海トイフハ固ヨリ京師ヨリ立ル言ナレト眞ノ地形ハ正西ニハアラスシテ東南ニ面シテ陽明ノ地ナリ宜シコソ神州ノ此地ヨリ開ケシコト多賀城ノ碑ニ距靺鞨三千里ト云フニ據ル内ナルヘケレト詳カナラス靺鞨トイフ國ハ今何レノ國ナルヤ滿州ノト瀨脇壽人子ノ語ナリサテ又京師ヨリ東伊賀ニ出伊勢ヨリ海ニ沿ヒテ東ニ走リ常陸ニ至ルチ東海道トス此ハ是我大日本國ノ遙カニ

大東洋ニ向フ前面ニシテ全國ノ中央ナリ中ニ就テ駿河ハ又東海道中ノ中央ニ位シテ斯ノ如キ富士山有ルハ眞ニ我國ノ觀美ヲ爲スニ足ルモノナリ夫レ甲斐ト駿河トハ相接比シテ一國ノ如ク甲斐ハ大ニシテ駿河ハ小ナリ且此山ハ甲斐ニ屬スルモノ多ケレバ此チ甲斐ノ山トスルモ恰當ナルカ如シトハイヘトモ甲斐ニ屬スル方ハ山ノ脊ニシテ後ナリ駿河ノ方ハ山ノ陽ニシテ前面ナリ吉原ニテ仰キ見レバ山ノ全身現出シテ高大驚クヘシトイヘトモ遠方ヨリ望ム割合ニ高崇ナルチ覺エサルナリ然ルニ薩陞嶺ノ下又田子ノ浦ノ海面ヨリ仰キ見ル時ハ其峻極ナル眞ニ一驚ヲ喫スルナリ山邊ノ赤人ノ長短ノ二首洵ニ千秋ノ絶調ナリトイフヘキナリ萬仞ノ銀城巍然トシテ碧空ヲ排シテ元立シ右足ハ本州ノ島田ニ左足ハ長ク伊豆ノ下田ニ展シ其股間チ田子ノ浦三穗ノ松原等ノ名區ト爲シ孱顔ヲ蒼海ニ涵スハ洵ニ坤輿ノ尤物ニシテ我國第一ノ壯觀ナリ是此山ノ正面ナルノミナラス我國ノ大東洋ニ

向フ前面ナリ且甲斐トハ此山ノ前後ニテ風土モ異ナレハ古ノ人此山ノ前後表裏ヲ觀テ之ヲ駿河ノ富士郡ニ屬シ、ハ良ニ以アルコトナリ余ノ憶見此ノ如シ頼山陽先生日本ノ山脉ハ陸羽ニ起リ西ニ流ル、モノト論シタレト此事造物者ニ就テ質サハ左モアルヘキカ但我國ニテハ西ヨリ開ケテ帝都モ日向ヨリ起リ陸羽ハ古夷ト唱ヘタレハ山脉モ古來東ヨリ起ルトハ言ハス文化ノ末文政ノ始比北水トイヘル天文學者アリテ其人ノ著ハシ、書中ニ我國ノ山脉ヲ論シテ周防ノ山口ヨリ起リテ陸州末ノ松山ニ至ルトイフコトアリ何ノ書ニ出タルヤ詳カナラス山陽先生ノ説ト異ナレトモ王制ノ意ニハ協ヒタル説ナリ更ニ一説アリ吾姪姑ヲシ聽キ垂レヨ余此山ニ就テ感スル所有リ夫レ此魏々タル海山ノ固メハ今川氏ノ墟ナラズヤ義元ノ馮河ナル既ニ其元ヲ喪ヒ氏眞ノ逸豫ナル其亡フルヤ忽諸タリ北條氏險ヲ恃ミテ倨敖ナルモ豐公大祐至リテ城守ラス八州山河ノ美ヲ舉テ皆之ヲ他人ノ手ニ付セリ武田氏一世ノ雄ナルモ遂ニ天目ノ山ニ棲ス三氏敗亡ノ蹟ヲ考フルニ皆此ノ周圍ニ在リ夫レ人世ノ變遷ハ眼ヲ刺ス繁華モ眼ヲ轉スレハ空虛ト爲ル昨日ノ華ハ今日ノ夢朝ニ肥墜ニ乘リテ暮ニ徒步シ甘腴已ニ盡テ糟糠飽カス錦衣體ヲ去テ短褐掩ハサル者是人世變遷ノ驚ク可キモノナリ然リト雖世ニ大功德有リテ人ノ能ク之ト比肩スル能ハサルコト此山ノ類ヲ出テ萃チ拔ク如クナル者ハ必上帝ノ愛顧スル所ト爲リ其子孫繁榮シテ未タ嘗テ其祀ヲ絶チシ者有ラサルナリ嗟乎獨東海ノ表ニ立テ千古其面目ヲ改タメズ永ク良徳ヲ仰カル、此富岳ノ如クナル者誰カ其人ナルヤ

○薩藩歷代之詩

伊藤圭介

此詩ハ社談木村正辭君ノ朝鮮國出陣訴狀ヲ一覽シ曾テ町田久成君ヨリ借覽シ寫シ置キタルモノナリトテ木村君ノ濶覽ニ供ヘタシト田中芳男君ヨリ投シ來レル者ナリ此篇一韻透底詳ニ實事ヲ叙ス亦史家ノ

參考ニ供スルニ足レリ且彼地小兒ノ習字本ニ用ヰルトカ聞ケハ亦西
村君ノ虎狩ニ續クベシ近來臥褥社會ノ席末ニ列スル能ハザルヲ以テ
之ヲ郵送シ社談ニ登載アラソクナ是祈ルト云

御歷代

高祖忠久號得佛 始領三州曰島津 二世忠時稱道佛
此時上古其風淳 三世久經稱道忍 攻亡禮部安我民
給黎町田其孫子 伊集院亦骨肉均 忠宗道義建長間
都鄙謂之爲歌人 其子貞久名道鑑 舍弟六人國爲隣
和泉孫子今殆盡 佐多新納共相親 樺山北鄉今猶盛
其中石坂跡獨泯 道鑑有子號川上 子孫至今更詵々
氏久齡岳六代主 創建即宗跡未陳 亢久恕翁創福昌
一子爲僧戴烏巾 有弟久豐號義天 挑惠燈來尙循々
忠國大岳其諱譽 深固院古栽松筠 舍弟樵夫薩摩守

題橋豐州武威純

出羽伯者亦叔季

有五兄弟德已勻

忠國宗子稱天勇 不嗣父位異天倫 大年登公天勇子
齋名一飄德不貧 立久節山民具瞻 龍雲廟古猶薦蘋
忠昌圓室諱玄鑑 寺名興國近城闈 忠治蘭窓名津友
忠隆興岳不終晨 勝久主國國將滅 幾殺忠臣自沈淪
欲讓貴久以家國 國亂其約皆不眞 貴久老父問誰某
一飄之子稱日新 日新無由散鬱憤 更揚義兵無異論
從是三州諸家士 仰見貴久悉稱臣 辛未林鐘二十三
正是大中辭世辰 海潮修梵南林寺 香煙不斷日輪困
義久治國猶超古 是時六國臣伏臻 以歌鳴世是餘事
惟德被民々歸仁 令人景慕何至此 遐齡猶祝八千椿
新創妙谷預修善 碧瓦朱甍疊魚鱗 舍弟義弘兵庫頭
武威振世重千鈞 匪啻譽聲動我國 朝鮮八道誦名頻

歸依三寶修妙圓 無人道希世珍 久保朝鮮撫軍日
惜罹微恙化為塵 家久多年在朝鮮 擅施威武似在困
國務餘力嗜儒學 其本不亂壹修身 就中心學探其願
入禪教門轉兩輪 細大不捐藝非一 揮劍揮筆共彬々
球王來降何歲月 慶長己酉在鞋賓 我君命運幾多少
孫枝子葉億萬春

○今ノ人力車ヨリ前人力車アリ

増田射水

今ヤ世上普ク用ヰル人力車ナル者ハ明治二三年ノ頃始テ東京ニ用ヰ
以降日ニ多キヲ加ヘ今日ニ在テハ吾日本全國ノミナラズ支那上海香
港等ノ處マテ之ヲ用ヰルニ至リシハ人皆知ル所ナリ上海ニテハ東洋
車ト名ク滬游雜記云東洋車双輪旁轉前支兩木繫一小橫木一人挽而曳
之國人某倫敦紀行香港吾人力車多キヲ記ス某新聞紙ニ載ス而ソ此車
明治ヨリ前既ニ之ヲ用ヰシ者アリ東京始テ用ヰシノ日ニ始マラザル

ナリ續近世叢語卷一云平安皆川淇園父得風痺而好遊覽淇園以轎難出
入告官造車乘之令人輓而行躬自護視原註淇園文化丁卯歿年七十四ト
又通鑑晉紀三十四隆安五年二月ノ下涼王纂醉乘步輓車將超等游禁中
胡三省註云步輓車不用牛馬若羊等令人步而輓之魏書禮志步輓車天子
小駕亦爲副乘ト即今ノ人力車ナル知ル可シ而モ漢土ハ姑ク之ヲ措キ
淇園造ル所ノ車其製未タ詳聞セズト雖ヒ其人ヲ以テ人ヲ乗セ輓ク即
今ノ人力車ナル知ル可シ今ノ人力車之ヲ製ンテ用ヰンコト東京府ヘ
始テ願ヒ出シハ八丁堀邊ノ人ニテアリキ今其町名姓名ヲ忘ル而ソ其
始テ願ヒ出シ時ハ車上ニ四柱ヲ建テ輕小ナル屋ヲ設ケタリ而母衣ノ
自在輕便ナルニ如カザルナリ母衣ノ製アル當時十五番組芝濱松町金
杉邊ノ區ナリノ中年寄ナリシ内田勘左衛門氏ノ創意ナリト云夫ノ轎
ハ上ニ屋アリ前後ニ板壁アリ乘リナガラ眺矚スベカラス獨リ出入ニ
難キノミナラザルナリ而今人力車ハ四面蔽フ所ナク且坐スル所稍高

クシテ且穩又兩人並ヒ乗ルヲ得最モ遊覽ニ宜シキヤ言ヲ待タズ意フ
 ニ淇園ハ博學ニノ父母ニ事ル孝ナリ其父ノ爲メニ車ヲ造ラシム蓋シ
 古製ヲ考ヘ更ニ巧思ヲ出タセシナルベシ然カモ或ハ恐ル今日車製ノ
 宜シキヲ得ルニ如カズ今日若シ父母ニ事ル淇園其人ノ如キモノアリ
 此人力車ヲ得ル亦一喜ナルベシ

社友大槻君文彦云中井竹山別駕車ヲ造リ驛郵ニ置クヘシノ言アリ
 草茅危言ニ見ユ是亦人力車ナルヘシ又南齊蘇小々製造一駕小々の
 香車來乘坐四圍有幔幕重々命名爲油壁車自有此車叫一人推着傍山
 沿湖去游戲云々西湖佳話ニ見ユ亦人力車ナルヘシト此ニ附載ス

洋々社談第七十號終

官許明治八年十二月

編輯兼印刷人

飯島半十郎

印刷所
賣捌所
賣捌所

東京藥研堀町三十三番地

報知社

大坂心齋橋通道修町四丁目廿六番地同

支店

大坂本町四丁目

河内屋眞七

東京銀座四丁目八番地

朝野新聞社

同 米澤町三丁目

繪草紙屋良助

同 上州高崎

菊屋源作

同 岩代國福島通十一丁目

近江屋三十郎

同 熊ヶ谷本町

博文堂

同 東京京橋區南佐柄木町

弘文社

同 今川小路

塚田翠麓

同 表神保町

大黒屋金次郎

定時刊行 明治十三年十二月九日發兌

豐太閤ノ船法

釋迦ノ生卒年月

明の楊文聰ウ山水の畫を秘藏せし話
残る菊の香

洋々社談

第七十一號



社友會スル毎ニ其相示ス處
ノ文ヲ探リコレヲ活字ニ印
シ以テ同好ノ士ニ頒ツ讀ム
者ヲシテ洋洋ノ樂ヲ共ニセ
シメンコトヲ欲スレバナリ

洋々社談第七十一號

○豐太閤ノ船法

大槻文彦

余曩ニ北條義時ノ廻船式目ヲ得テ社談ニ掲ゲキ然ルニ頃又豐太閤
ガ征韓ノ役ニ制定セル船法トイフモノヲ得タリ其書體大ニ前ノ式
目ト相似タルモノナリ依テ類ヲ以テ亦社談中ニ收メ以テ社友ノ參
看ニ供セントス

海路諸法度事

樋口彦右衛門

明石善左衛門

一借船仕候時、船主船頭可爲約束次第事、
一船ヲカリ候時、沖山不知ト定候テ、借候時者、沖ニテモ、湊ニテモ、又者、其
借船頭、陸宿ニテ不届義ヲ仕出、ソノ船トラレソロトモ、船主可爲損事、
但、沖山ヲ存知候ハント約束仕候ハ、其船ソコネ候トモ、又ハ陸ニテ申
分候テ、船取ラレ候共、借船頭可爲辨事、右ノ船、約束候時、書物仕、次第ニ

テ可在之事

一 船ヲ借り、約束仕、堅ク書物致候テ、借主ヨリ返替仕候ニ於テハ、右ノ船致上下候間、其所ニ留置、船賃取可申事、但船頭ヨリ返替仕候ハ、右ノ船ホドナルヲカリ替、渡シ可申事、但兩方談合ニテ相濟候上ハ、申分在之間敷事、

一 荷物積、沖相ニテ、大風大雨ナドニ、荷物滯レ候共、船頭越度ニテハ、在之間敷事、但、湊ノ内ニテモ、風モ不吹候ニ水ヲ入ヌラシ、又ハ雨ナドニ、油斷ニテヌラシ候ニ於テハ、船頭辨可申事、

一 イヅレノ湊浦々ニ舟カ、リ候時、一番ニカ、リタル船先トモ綱ニテ候間、跡ヨリ參懸候船ハ、右ニカ、リ候船ニカマハザル様ニ可致事、但風吹、右ノ船アタリ合、サキニカ、リタル船、ソコナヒ候ハ、後ニ風上ニカ、リタル舟ヲ乗カヘ可申事、但二艘共ニ、ソコナヒ候時ハ、風上ノ船頭ニ存分有之トイヘドモ、隣ノ損失可爲、同前事、

一 沖ヲ走フ子ノ時、風上ナル船、カヤチマハシ、風下成舟ニ當候テ、風下ノ船ソコナヒ候ハ、風上ノ舟ニ、梶ツカチモチ乗可申事、但風上ノ舟ニ、金銀ヲツミ、並糸綿ナドツミ風下ノ舟ニハ、薪材木ナドノヤウナルモノヲ積候時ハ、ソコナヒ申舟荷物、共ニ辨候テ濟可申事、付リ風上ノ舟、風下ノ船ニアテナガラ、風上ノフネソコナヒ候共、風下ノ船ニ存間敷事、

一 川ノ内ニテ、上リ船下船ノ時ハ、下リ船ヨリヨケ候テ、上リ舟ニカマハザルヤウニ可仕事、但上リ舟ニ、下船アタリ、上リ船ソコネヒ候ハ、下リ船ノモノ可爲越度事、下船ソコナヒ候トモ、其船頭可爲損事、

一 船ヲカリ候時、舟主ヨリ人ヲ付候テ借候トキ、ムシクライ候テモ、カリ船頭不存事、但船付ヲ不付候時、虫コクヲハヒソコナヒ候ハ、其借、船頭可爲弁事、

一 大風ノ時、船中ニテ荷ヲウチ船殘ル荷物、在之時、舟荷物ニカケ候テ配當可爲事、

一 湊ニテモ、イヅレノ浦ニテモ、大風ノ時、船カ、リ候ニ、ツナ不切候テ、其船カケトメ候ニ、舟ツナギナガラシヅミ、荷物ハスタリ候事候共、縦糸ワタスタリ、船ハタスカリ候共、不及配當事、其故ハ、綱碇丈夫ニ持候テ、ツナギトメ候上ハ、船頭ノ如在ニテハアルマシキ事、

一 船ヲ盜候テ、先々ヘウリ候ヲ見付候ハ、ソノ盗人、行末不知トイフトモ、右ノ船主ヘ渡シ可申事、船ハ本カハラニ付申モノニテ候間、ウリテ不知トイフトモ、無違亂船主ヘワタシ請取可申事、

一 運賃ニ荷物積候トキ、奉行不付、荷物沖相ニテ大風ニ捨候カ、又ハ湊ニカ、リ候時、船ソコナヒ、荷物チスタリ候ハ、其所御給人庄屋トシヨリ浦切手トリ參候トキハ、舟荷物殘候ニカ、リ、配當可爲事、右ノ浦切手不取、奉行モ不付、荷物ヲ捨候ト申共、船頭可爲越度事、

一 運賃ニツミ候荷物、水衆ノ者、盜走候時ハ、其船頭弁可申事、但盜タル者尋出、荷主ヘ渡シ候時ハ、縦金銀取候テ、其行末ナリ候トモ、船頭如在ニテハアルマシキ事、

一 荷物積合ノ時、船頭其外、ハウハイニモカクシ候テ、ツミ日記ノ外ニ積候荷物、大風ニ荷物捨候トモ、配當ニハ入不申候事、又荷物スタリ候時、殘ル荷物改候時、注文ニハツレタル荷物が在之者、配當ニハカ、リ可申事、

一 借り船ヲタテ候時、燒ワリ候ハ、其借主弁可申事、

一 船ヨリ火ヲ出、荷物共ニ燒ワリ候時ハ、大風ニフテ荷物トモニ爲捨可爲同前事、

一 流レ候船ヲ取留置候時ハ、其船主改來次第ニ、少々酒手ヲ取候テ渡可申事、

一 大風ニ船カ、リ候時、綱碇丈夫ニ在之舟大カセマシトテ、荷主綱ヲキラセ、ウチ上セ、舟ハソコ子、荷物タスカリ候トキハ、其荷主ヨリ、船ヲワキマヘ可申事、但ツミ候荷物ニヨリ、配當ニモ成ベキ事、

一サタメサル借船仕候時、其船ソコナヒ候ハ、借主ヨリワキマヘ、右ノ舟程成テ可返事、

己上

右船法之條々者、朝鮮國爲退治、渡海之砌、海陸無往來之恙事爲思食入給集舊記、就中、無詮捨曲路、有益取直道、以後代之備明鏡、最守此旨、宜沙汰者也、

天正廿年

正月廿七日御朱印

諸國

船手懸中

○釋迦ノ生卒年月

西村泊翁

本行經西域記並ニ曰ク、周昭王二十五年癸丑七月十五日釋迦降神母胎

十二遊經ニ曰ク、昭王二十六年甲寅四月八日明星出時生、身長一丈六尺

ト、其他ノ諸書ニ釋迦ノ誕生ヲ記スルヲ、年ニ一二年ノ差アリ、月ニ三四

月ノ差アンドモ、大同小異ナルニ過ギズ、其死去ノ年ハ或ハ七十九歳ト

云ヒ、或ハ八十歳ト云ヒ、或ハ八十一歳ト云フ、無量壽經註ニ周書異記ヲ

引テ曰ク、周穆王五十二年壬申歲二月十五日釋迦入滅ト、此說ニ據ル時

ハ其年齡ハ七十九歳ナリ、

以上記スル所ハ世間ノ通說ニシテ、他ニ大ナル異說者アルヲ聞カズ

然ルニ余此頃英國ノ學士「リッピンコト」ガ名家傳記中釋迦ノ零傳ヲ讀ミ

シニ、其中ニ言ヘルヲアリ、曰、釋迦ノ出世ニハ一定ノ說ナシ、或ハ耶蘇生

前一千年少餘ト云ヒ、或ハ二千年ニ近シト云フ、近年錫蘭島セイロン釋迦ノ生地

ノ史家ノ書ヲ閱スルニ、釋迦ハ耶蘇生前六百二十四年ニ生レ、五百四十

三年ニ卒スト記セリ、今姑ク之ヲ以テ正ト爲スト、米國ノ學士「コンウェイ」

ガ聖語錄ニハ、耶蘇生前六百二十二年ニ生レタリト記シ、英人「チャンブル

ガ學術語林」ニハ、耶蘇生前五百四十三年、釋迦鳥德ウイットノ「クシナガラ」ニ卒ス、

年八十ト記セリ、以上歐米ノ學士ノ記スル所何レモ大同小異ノモノト
言フベキナリ、

按ズルニ耶蘇生前六百二十四年ハ周ノ襄王ノ二十八年ニ當リ、昭王ノ
二十六年ヨリ後ル、一四百零五年ナリ、又耶蘇生前五百四十三年ハ、周
ノ景王三年ニシテ若シ釋迦ノ生ヲ以テ六百二十四年トスル時ハ、此年
八十二歳ナルベシ「チャンブル」ノ説ニ從フ時ハ、六百二十二年ヲ以テ其生
年ト爲スベシ「リッピンコット」ガ所謂耶蘇生前一千年少餘ト云フハ、佛家ニ
傳フル所ト太相近ケレドモ、其二千年ニ近シト云フニ至リテハ、佛家ニ
モ亦傳ヘザル所ナリ、其周ノ襄王ノ二十八年又ハ三十年トスル者ハ佛
家ノ説ト大ニ相異ナル所ナレドモ、歐米ノ學士ノ説大抵一ニ歸スレバ、
蓋亦據ルベキ所アリテ然ル者ナルベシ、抑上古ノ時ハ曆術甚粗漏ニシ
テ、且東西ノ曆其法ヲ異ニスルコトナレバ、今日ニ在リテ二千五百年ノ古
ヲ推測セントスルハ、到底其精密ヲ得難キコトナルベシ、然レドモ釋迦ノ
出世ヲ以テ周昭王ノ時ト爲スハ、其甚古キニ過グルヲ疑フ者ナキニ非
ズ、因テ姑ク見ル所ヲ記シ以テ世ノ博識ノ士ニ質ス

因ニ云フ、佛法ノ支那ニ入りシハ漢ノ明帝ノ時ニ在リト云フヲ以テ
通説トス、頃宋ノ王懋ガ野客叢書ヲ閱セシニ左ノ説アリ因テ録シテ
以テ本文ニ附ス、曰、傳奕韓退之皆言佛自後漢明帝時始入中國此蓋論
其顯然者不知佛法之入中國其來久矣觀魏畧西戎傳曰昔漢哀元壽元
年博士景慮受大月氏王使伊存口傳浮屠經又觀劉向列仙傳序曰得仙
者百四十六人其七十四人已在佛經則知漢成哀間已有佛經矣觀漢武
故事昆邪王殺休屠王以其衆降得金人之神上置之甘泉宮金人皆長丈
餘其祭不用牛羊惟燒香禮拜上使依其國俗又元狩三年穿昆明池底得
黑灰帝問東方朔々曰可問西域道人知是劫灰又知佛法自武帝時已入
中國矣今人惟知佛法入中國自明帝始不知自武帝始也薛正己記仲尼
師老聃師竺乾審是則佛入中國又不止於武帝

○明の楊文聰の山水の畫を秘藏せし話

依田百川

唐の太宗の王右軍の襍帖を秘藏せしあまりにふれを己の墓中に藏めしめ宋の米元章の石を愛してこれを抱き水に投せんとせまの類の己か嗜好に出で愚なるとなれどもふれの片田舎の昔堅義とやらん父の秘藏せしものを人に見せしとする可笑しき物語ありその遠き昔のあらて近き頃美濃國大垣を去ると一里餘にして古宮といふ所に川瀬某といへる豪家あり山本梅逸氏もとにありける明人楊文聰か自畫の山水の詩一首を題せし幅を價一千金に買求たりこの楊氏の明末の文士にして侯朝宗方密之等と交り詩に長し書を妙にせしと諸書に見ゆされども我邦に渡り來れるもの多し眞物にあらざるよふの幅のみはまうふへくもあらぬ眞筆あるよしあて人のもて離すものから川瀬某のもとより文事疎き人なれどもその父某のかゝるものを好みしかの父の年忌の追善にふれを位牌の前にあけて供養とし親戚朋友にも見せりやとて價貴をいとすして買取りしありしかるに不幸にして幾程もなく身まうりしかの年忌の事も行ひ果さすもとの如に寶藏に秘めて人に見するともあし又その妻なるものにかひよしき者なれり幼き子をもり立て家を守るに主人の日頃秘藏せしものよして價高き品なれり手にたよふれす神の如く敬ひ置きて見むと請ふものあれども固くいあみて従かひすうくていぬるとし主上諸國を巡幸ありしとき岐阜縣を過らせ給ひしに其寺を御泊のかり宮としまるらす縣令小崎利準御儲に件の畫幅をうりて御坐の間に懸けおかり藏するあるしも榮あるへくきみも珍らしく思召すへしと人してあくとあるしの妻よいのせしに思ふよも似す妻なき人のいと惜みしものあれり帝なりとて見せまゐらすへきに非すまして一夜ありとも家をいなちて出しやらん心元なき事ありとて固くいなみて事ゆかそかくといひしは縣令の人のかくまで惜むものを強て借るへは謂なしされどあ

すいこゝに泊らせ玉へんに事のけむも便奇きわさなりよし／＼かの妻よつげよりの秘藏せし畫幅をその家のおとなして持たせしねのおとなを主上の御泊の下屋よおらしめ一夜守り明しあくる程お早く巻き収めてかへりな人お借おのあらす事のさわりきかるへしよのよしやせとありしかの妻の大に喜びやかて形の如くせしにこのよし主上に聞えあくる者ありしかのわかしと思召たるよやこの畫幅の御坐の間にかゝりて風にゆられて少し動きしを御覽してあるしのいよくめつる物としきけの損しなんにのゆゑしうるへし疾く巻おさめよ仰ありしとそよの事後に聞えていとありかたき事なりとて此畫幅の名ます／＼高くなりて今又秘藏すといへり美濃の國神戸の人杉山千和かたる

○ 残る菊の香

小中村清矩

やどは地ふべくもあらずさりとて、人げうとき山里あどり、又もきゝの便あしゝらんとて、都近死かたはどりよ移りて、年月をのぞよ過せる、翁ありけり、冬は日あしの短げれど、農人タカシヒトのいとまある頃あれば、とひ來て日あたほぶりの翁が、うたらひがたきとなる事もあり、此翁すぐれざる物識りよ、あられねど、昔今の書どもを好みよむを、樂しみとすなれば、おのづから、鳥あき里のかいほりにて、里人のためお、先生とよばれて、ほこり顔あるも、かたのらいたしや、けふも二人三人つとひて、世の中の、さまのはつゝなる年のほどに、いたくうはりぬるよなぞいふあへに、翁のかさりけらく、今の御政の、大かた西の國の風を考へ合せ給ひ、其よきを探て、行はせ給ふのみ、世の人の思ひためれと、彼電信、鐵道、郵便、あぞいふものゝ類あそはあれ、猶且が國の心にしへの法よ復させ給ひしまともあるをといふに、其のいかに、我々の見聞キキことに、珍らうよも、あやしくも覺えて、みなよと國さまのふりに予覺キると、うちうたふけは、さらばい

さ、か其由を語るべし、まづ越訴といふ事、武家の世より、嚴き禁なり
つれど、昔の人民の訴訟法は、はじめに郡司を経て、國司へうたへ出、もし
官司の判断をうけひかざれば、不理状といふ書を、官より請ひ受て、京師
の刑部省へ申出、筑紫の國中、其裁斷も理なしと思は、更に大政官へ
上陳し、猶不理ならば、上表する事を得、上表、大政官を経ず、直に中務省へ奉る例規あり、と公式
令にみゆ、これ今の世に、大審院、上等裁判所等の設ありて、不服の判断を
二たび三たび、あつるはるゝ、似りよひたり、又衆證によりて、獄を定む
る事あり、名例律に、衆と稱するは、三人以上なり、證と稱するは、二人以上
也と、みえたるは、全く今いふ證據裁判ならずや、又戸籍の法ども、戸令
よくはしく顯はれて、課戸、不課戸、正丁、廿一より六、六十一より六十
人と、中男、十七より廿等の差別も、これよりて、明らめ、其年紀によりて
賦役を課せ、正丁の内の三が、一を分ちて、軍團の兵士とし、常備非常に充
られしは、其制の異なれとも、今の世は、徵兵の令ある基といふへし、此事
に前の徵兵令にも述いよしへ、親の遺財を、其嗣子たる長男のみ専ら
にせず、嫡母、繼母、嫡子、庶子、其他の親族等、各分つへき法有しさま、是はた
戸令も明文あり、後世の如く、次男より以下、大かた他の家の養子とあ
りて、財を分つ事も多うらざるは、武家の世とありて、各世祿の定れるが
故なるへし、但し古へとても、養子無きまあらざれと、子無き者の、必兄弟
の子、甥、并に從父兄弟の子の年齒相適ひたるを養ふ制あり、戸も、し異姓
の男を養は、徒一年の罪に行はるゝ旨、戸婚律にみゆ、これ古へと今
と、いたく異りたるを、事の序に云也、又遺物を拾ひ、放れざる牛馬を得た
らば五日の間に、所司に申すべき由、廐牧令にみえ、其文の義解に、其限を
過て申さざれば、罪科を行とるゝ旨あるも、今の世と同じ死也、ふを等と
皆大寶の制ある律令も據りて云也、猶國史格式等を、能々探り求めなば
此類の事多くあるべし、又近き頃、牛の肉を食ひ、其乳をのむは、外國の風
の移れる也と思ふが、多けれど、牛の乳は、孝徳天皇の御世、福常といふ人

乳術を習ひ取し由、類聚三代格ある、弘仁の官符にみえ、みれを天皇にも奉り飲御キコンメシて甚イタく褒美ホメさせ給ひ、福常ヤマトクスリノネお和藥使主ミといふ氏姓ウヂカハネを賜へる旨、姓氏録にみえたれば、最も古代より此事行はれ、中古の京都左近の馬場の西に乳牛院あり、典樂寮の管する所として、供御の生乳を奉れり、又諸國に、乳戸といふ民を置いてこれを絞らせ、其を煎しつめたるを蘇ソといふ、往昔の國々より番次を以て献れりか、れば上古の其肉をも食ひし事、天武天皇の御時、牛馬の肉を食ふを禁せられし詔あるまで知るべし、みれ此御代の頃、佛法盛よなれる故よして、神官等も漸く獸肉を穢ケガレしたる也、此牛乳屠牛の一條と、近き頃、近藤芳樹翁の考ものして、世よ行はれし摺卷の説に據れる也、と言コトもやめず、いひすさびをる程よ、日の影と西山よ傾くをみて、夜あべのどぎに近づぬとき、残されしもあらば、又こそとて立つと、止トめもえあらず、時雨催そ夕ぐれの風、寒う吹入るれど、猶庭のうたを見出して

ふせいほのかはほに残る、まら菊のかばかりだにも、世に白はあん

洋々社談第七十一號 終

官許明治八年十二月

編輯兼印刷人

飯島半十郎

印刷

東京藥研堀町三十三番地

報知社

賣捌所

大坂心齋橋通道修町四丁目廿六番地同

支店

同

大坂本町四丁目

河内屋眞七

同

東京銀座四丁目八番地

朝野新聞社

同

同 米澤町三丁目

繪草紙屋良助

同

上州高崎

菊屋源作

同

岩代國福島通十一丁目

近江屋三十郎

同

熊ヶ谷本町

博文堂

同

東京京橋區南佐柄木町

弘文社

同

同 今川小路

塚田翠麓

同

同 表神保町

大黒屋金次郎

定時刊行 明治十四年第二月十九日發兌

鈴木藤吉郎小倉庵長治傳

俗畫師歌川貞秀の言を記す

俳優の言と雖も取るべきものあり

華盛頓新聞紙ノ抄譯

洋々社談

第七十



社友會スル毎ニ其相示ス處
ノ文ヲ採リコレヲ活字ニ印
シ以テ同好ノ士ニ頒ツ讀ム
者ヲシテ洋洋ノ樂ヲ共ニセ
シメンコトヲ欲スレバナリ

○此文係奧田東溟所記藤吉一猾賊然其姦智可傳長治尋常巨盜然其事膾炙人口頃至劇場演之聞之文中青木彌太郎今尙健在嘗觀其演伎云亦可謂奇因取供社談大槻文彥

○鈴木藤吉郎小倉庵長治傳

鈴木藤吉者峽人也爲人任俠好氣兇暴飲博無度曾殺人去游四方後抵陸奧客于盪竈賭魁某家又與某爭事殺之去匿于水藩士鈴木金右義子新右家新右素豪盜巨魁愛藤吉詭智辨佞賜姓以爲義弟於是屢使小梅小倉菴長治長治亦劇盜愛其姦才乞之新右納之爲謀主後新右事頗漏被捕獲死于獄其黨與岡田藤吉又見擒就刑前之閹老阿部伊勢守威權傾中外曾岡田謀使人縱火於近隣侯邸果爲烏有召工匠謀土木皆曰非五六千金不可作藤吉自抵勢州邸議之曰一千五百金家宰始喜其價之廉薦之侯々使藤吉直役經營收月蝨工侯大喜之賜賞數百金乃固辭曰業已得斯大利何望

其佗哉、遂辭去、侯數召之不至、後適至見侯、々從容問意所欲、藤吉陽愕曰、已因君之靈、幸得大利、臣望足矣、不肯奉命、如此者數侯、益喜其樸實、薦之幕府、擢之爲與力隊長、於是藤吉威望隆于、一時都下皆稱、謂本朝三藤吉、蓋木下藤吉、久喜、万字藤吉、鈴木藤吉、是也、藤吉所言、侯盡聽之、曾今川橋以東、築堤高數丈、連亘里許、以爲防火之備也、乞墮之、埋沮洳、增市店稅之、侯許之、先是幕府築粟庫於柳原堤南、蓋爲凶荒設之、又請毀之爲市井、其佗加賀原、久保街等空隙地、皆請築造居宅、增戶籍、征之地稅、侯悉許其所乞、無幾藤家道殷富、至累數萬金、於是姦吏姦商、輻湊其門、威權益重、竊輸金於長治、長治亦築土庫藏之、人莫知之者、時幕府更命之、巡邏市街、其每出、騎肥馬、隨騶從、約束甚麗、人驚其豪舉、前之賭魁某婦、悲其夫死人手、專事復讐、拉乾兒數名、經歷諸州、物色藤吉甚急、卒不獲其綜緒、適來江都、詣淺草寺、遇一騎士、騶從甚盛、警衛至麗、諦視之、乃藤吉也、寡婦將逼之報仇、然身孱力弱、度不可敵、問傍人、得其實、乃抵市尹、大草能州郎、懇訴藤吉殺夫之狀、能州召藤吉、訊鞠一再、服

其罪、下諸獄、長治爲賣緣營救不及、後數年死于獄中、當是時、長治黨與頗多、旗下青木彌太、津田孝八、新徵隊士中川一、兒玉捨五、小栗實之介、勝田勇三、小田切半平、鷺田寬之丞、西東藏、家僕善治、其妻辰、々者吉原喜里樓娼妓、初曰賑、幸三、鏡二等也、其徒昏夜暴掠、攘奪尤甚、事頗洩、長治屠沽、長右義子、家在小梅、号小倉庵、居宅甚都雅、善美萱草、又多蓄紅粉、听夕酒客輻湊、其名大譟于都下、人不知其賊巢窟、時幕吏數十名、變裝爲工爲商、任其所爲、以五人六人爲一隊、夙爲還自北里之狀、蹣跚抵長右家、乃喚酒擊鮮、佐歡、客問長治在否、妓曰、每夜晏寐、今尙在、一士人遑遽而還、工夫誤躡其足、士人大怒、工夫謝之不許、將手斬、工夫甚恚、戟手大罵曰、汝鉛刀如我鐵骨何、家人躁擾、無所措手、長治不忍坐視、蹶起出救、是時、諸客急脫工裝、爲吏裝、長刀短衣、忽焉躍出、圍四方、絕其走路、事出不意、莫地可匿、長治及黨與家族、悉皆就縛、于時慶應紀元、閏五月廿七日也、事甚奇、畧紀之以爲合傳云、

菊池三溪曰、絕好奇傳、惜不使朱一是一、々品題、參諸虞初新志中、

○俗畫師歌川貞秀の言を記す

依田百川

今を距ると二十年のかり前までありしか余藤森天山翁か下谷の塾も物學せし時學友何某が知る人な歌川貞秀といふものあり其號を玉蘭齋といふ一陽齋豐國り門人にして世にいふ浮世繪といふものを畫けり一日何某に伴ひ貞秀り本所龜戸村の草庵を訪ひしよその家の龜戸天神社の前よりありて膝を容るゝばかりの狭き住居あり流石な庭の草木も程よく裁なして主人の窓の下に畫をかきてゐたりしか余等か來りしを見て筆をとめて物語すその頃の西洋畫といふものは世に多からざりしか貞秀のいひして蓄けん帖に作りたる洋畫を多く出して余等に示し且いへらく和漢の畫を多く見たれども洋畫を世に妙なるものいあらし文雅學士の畫のくわしく知り侍らねと和漢の俗畫多くの一種の偽體ありてそへて畫を見る人の爲にのみ前面を畫きその人物山川の向背を心を附るものかし殊に我國の俗畫の皆戲場俳優の所爲をのみ旨とし畫くをもて婦女の形容に至りても多く戲場の身振といふとを寫して尋常居動には有るべきやふもなき形のみ多し戰鬥の狀に至りてはその弊甚しく英雄豪傑奮勇苦戰の形狀をして俳優戲子の所爲と異なるとなうらしむ實に笑ふへく嘆すべきの至あり某のつて曲亭馬琴翁の爲ふその著述せし八犬傳の圖を畫きしとありしに翁常々某を戒しめて勉めて劇場の體を倣ふとあからしめたりその後西洋畫を閱するに果して實形を畫きて前面の心をを用ゐて背面の姿體を意を用ざる如きものなし識者の見る所實に違はずといふへしと語りき余大にその言を服し塾よりへりて天山翁にかくと告げたりしに翁その言を善とし書を讀み道を講ずるも徒に前面にのみ心を用ゐて後面を顧みざるの實行の君子と爲す可らず畫師の言大に道理よりあへりと言ひれたり嗚呼天山翁世を去ると既に十餘年及び貞秀も亦死せり此よその言を記して昔人の美をのふ

○俳優の言と雖も取るべきものあり

依田百川

一伎一藝に名あるものゝ必ずその心を用ふると深く力を致すと厚きをもて常人に超ると數等にして一種の見解あり凡庸の及ぶ所に非ず余前會に於て畫工玉蘭齋貞秀の語を載たりしう今又茲に當今有名の俳優のいひし言の稍理よ近きをまゐりして前話に續く去年の暮歲忘の宴にとて或人の招に應せしに坐に俳優あり一を片岡我童といひ一を中村時藏といふ酒宴半あり余兩人にいふ和主等伎藝をもて世に聞へて婦女子の爲よ喜ゆるの志如何ある事をもて主とするや覽者の爲に喜ゆるれりその伎の妙を知るに足るとし外に心に移さるるにや又の已に自ら主とする所ありて覽者の喜ふと喜ひさるとお拘りらして伎藝をよくせんと思ふやいかに問ひしに我童答てされいひ俳優の人よ玩はるゝものおれり覽者の喜ひて賞せらるゝをこそ上も無き事と思侍れされとも伎藝お心を入れてるの精神を致さるれり觀客喜

ひ賜ふと無しいぬる歳やつりれ本郷の春木座おて大石内藏助り赤穂の城を上使お引渡せしありさまを演せし時觀客の賞を得て候ひしはその故あるとよてうの時初てその場を演せし時衣服兩刀その他のもので大石の形を學ひ己も大石の心はあくありなんと竊よ思ひ候ひしう上使來りて尋常よ城を引渡されよといふを聞き左右の手を舞臺の板の間よつき首を下けし時昔大石内藏助か心中はこの時いふ有けんさこそ悲く無念よありつらめと思出して候ひしかは思はず涙出て止まらず上使に答ふる詞の定りたる語を覺へたるも悲おせまりて言出そへうも非ず唯あつとこりりよてしと語も斷たるり觀客のさふを見惡く思はれつらんと聊思直して涙よ聲曇りふるを勵まして形の如くお答よりなるりその精神の觀客お通しやしらんこの度の城渡し天晴の大出來なりとて思もあらざる褒賞を得て候ひしありこれよよりて俳優は人に喜はるゝを主とすれども精神至らされは喜はる

とあしとの御答を中にいひし又時藏の答たる凡そ俳優の技藝の人の胸中にあるものを外に示して少も隠さるをよしとすされの悲哀の状もその甚しきを極めて心あるものかく有らしと思ひるへけれとも悲哀の胸中お藏するものは如此あるをこれを外に現いさ、れの人知るによしあし俳優のこれを外面に著ししてその妙を盡すをよしとせりふれの悲哀の状のみに止まらず喜怒哀樂皆如此すへてその理をもて推すか故に身體の運動器械の位置も大きくしあして幅ひろく見するを詮とす遠き機敷にゐるも近き土間も居るものも同じ形に見するう故にふれを實事實景に比すれり異なると少からす然るを観客や、もすれの實事と違ひたりとてそしらるゝの遠き所より見する用心あるを知り賜はされなりもし實事の如く演せんには悲哀の状の如きその言ふ聲低くして聞ゆへからす歡樂の形も心お存するのみ外に著ると薄きもの観客何事たるを辨す可らずふれ實事と演劇と同じからざる所以あり伎藝のものとより観客に喜

ひるゝを主とするといへともまた自ら守る所ありて人の喜はざるをもさるとあり事よりて各異なり一説に拘り候はずと答き二俳優の答ふ所同じからされども各見る所あり皆實驗の論おして傍觀の得て知る可きにあらすこの理をもて文藝技術を講すへきものあらひ復その妙を致すと難かるへからす豈獨俳優遊戲の伎のみならんや

余此ノ頃一書ヲ得タリ中ニ徳川氏始メテ使節ヲ米國ニ遣リシ時華盛頓ノ新聞紙ニ其ノ景況ヲ記シタルヲ抄譯セシモノヲ載ス其ノ景況頗奇ナレハ錄シテ以テ社談ノ餘白ヲ填ム

飯島半十郎

千八百六十年 萬延 第五月十七日華盛頓新聞紙ノ抄譯

一前日ステートデパートメントト云ヘル所ニ日本使節行キケルニ歸館ノ後直ニ拜禮ノ時刻ヲ報シ來タレリ

一ウイルラルド名ノ旅館中ニテ使節衣服調度アリ平生ヨリ整肅ニシテ喜悅ノ様子ナリ結髪スルニモ念入りテイソガシ

一朝十時頃ヨリ行列ヲ備へ中央ニ使節ノ印ヲ建テ使節ハ皆輿馬車カスニ乗り通詞名村トホルトマント云ヘル者モ共ニ乗ル右旅館ヨリ

プレシデントノ城マテハ半時ノ距離ヨリ遠カカラス
或人其扈從ノ多キヲ疑問セル答ニ薩摩ノ守ハ江戸參府ノ時二萬人ニモ至ル程ナリサレトモ此節ハ米人ニ對シテ例外ニ少シトゾ

一途中見物ノ人甚群集シテ兩側ノ家根マテモ蟻附シ殊ニ金座ノ如キ所ノ前ニハ婦人ノミ群集セリ又プレシデントノ城外ニ鐵柵ヲ樹テタリ此側ニ人立チテ柵モ見ルヘカラス柵ノ尖頭ニ登リ在ルモノハ危キ様子ナリ

一使節ハ大門ヨリホワイトハウスノ前ニ至レリプレシデント城中ニモ多人數群集セリ十一時半頃東方ノ室ニハ人滿ヲタリ此ノ時ブカナン君モ出テ行キ水陸軍士及ヒ外國ノミンストル等モ從ヒ行ク

一十二時頃巨室ノ中央ニ兵隊ヲ列シタリ此兵皆同號ノ衣裳ナリ彼是手配調ヒテ音樂ノ聲聞ユ此時十二時ナルニプレシデントハカビチツトト云ヘル官ヲ連レ來リ中央ノ戸ヲ開キテ座ニ着ク

一暫時ニシテ戸再ヒ開キタリ今ヤ地球上何レノ國エモ敬愛ヲ致サス年來他國ト通信セサル帝ノ名代コソ入り來レリ既ニシテ三人ノ使節一方ヨリ室ニ入り小足ニテ急ニ歩ミ彼カ頭ヲマゲ又再ヒ進ミテ又頭ヲ垂レ終ニプレシデントノ座邊マテ近ツキ此所ニテ殷勤ノ体ニテ止マレリ

一有權ノ官中第五等タル成瀬善四郎手ニ合衆國政府ニ贈ル書翰ヲ納メシ箱ヲ携ヘカビテインギボント以下三名ニ伴ハレ來レリ此時諸人ハ皆沈黙セリ暫シテ第一等ノ使節明瞭ナル聲ヲアゲ自國ノ語ヲ以テプレシデントニ對シ□□ノ辞ヲ述タリ名村此辞ヲホルトマ

ンニ譯達シ此者ヨリプカナン君ニ向ヒ日本人ノ敬語ヲ詳ニ述ヘタ
リ而シテ名村カノ書翰ノ箱ヲ取リテ第一等ノ使節ノ前ニ呈ス使節
其箱ヨリ絹ニ包ミタル書キ物ヲ取リ出タシコレヲブレシテントニ
呈スブレシテントハコレヲ國政ニ係ル主簿ニ渡セリ此ニ於テ三人
ノ使節ハ前ト同様ノ躰ニテ已ガ座ニ着ケリ後再ヒブレシデントノ
前ニ來リタル時フカナン君使節ノ手ヲ握リ動カセリ使節ハ一言ヲ
發セヌシテ皆兩眼ヲ地ニ向ケ少シモ動カサリシ
右進退ノ次第ハ詳記シ難シ

但ブレシデント威光アル様子ニテ其所ニ現在セル景況ハ此ノ場
ノ第一ニシテ次キハ日本人感服ノ体次キハ其衣冠ノ美麗次キハ
水陸軍ノ嚴整ナル体次キハ傍觀人群集シテ悦喜ノ様子等ナリ其
ノ應接ノ時間ハ殆半時ニシテ終ハリ使節ハウイルラルドノ旅館
ニ歸レリ

原書ニ鎗箱長柄等金銀青貝ヲ以テ飾リタルコトヲ載セ又行列
ノ様子ヲ載スルコト詳ナレトモ今譯シ難シ

一日本人ハ歸館ノ後ハ何事ヲモナサスシテ今朝ヨリノ事跡ヲ談シ合
ヒ且想像スルノ体ノミ

一少年トムシト云ヘルモノ日本人ナラン誰カ詳ニセス能ク萬事ニ注意スル性アリ

余ヲ一隅ニ呼ヒ彼カ天質純粹ノ心ヲ以テ謂テ曰ク吾ブレシデント
ヲ見タリ彼ハ貴重ノ人ナリ又曰ク嗚呼吾ミスレーン人名ヲモ見タリ
ト

一十八日ノ晚宮崎森山川崎米醫四名ニ對シ醫術ノ問答アリ立石譯官
タリ始メ醫術ノ如何ヲ問ヒ次キニ幾那水銀、セメンシーナ、梅毒、產料、
土砂、祈禱、巫蠱ノ說等ノ談ニ至レリ

此條問答ヲ記スコト頗詳密ナリ

一翌十九日セクレンサリ、オツ、ステートヲ觀ル爲メ十時頃ヨリ長官三人

士官五人譯官二人ウイルラルトノ旅館ヲ發ス此時モ見物群集セリ
 此セクレサリオフステートヲ觀ルノ際時々吾驚ケリト云ヘリ始ゼ
 テラールスト云フ人ノ家ニ至リ再ヒ其家ニ歸リテ食事セリ此所ニ
 テモ見物群集セリ殊ニ婦人多シ時ニブレシデント次官ノカビチツ
 ト名外國全權官等入り來リ日本人ヲホーハタン名船ニテ巴拿馬マテ
 連レ來リシコモドール、タト子ルモ來レリ此ヨリ舞踏室ニ至リ美女
 美男ノ巧ニ舞ヒオドルヲ見テ自國ノ技ニ異ナルコトヲ評シ耳ヲ傾
 ケ目ヲ細クシテ感シアヘリ十一時半ニ歸館セリ日本人館中ニアリ
 テハ夜中一人モ外出セスコレ其國風ナリトグ
 一日本ノ年貢ヲ問ヒタルニ少シク沈按ノ後一億ドルラル許ニテ產物
 中米最多ク其三分ハ官ニ收ム
 但即座ニ精計シ難シト云ヘリ

一 日指揮官ダグソンシ米國兵隊ノ演習ヲ見セケルカ日本人大ニ其
 術ニ感シタリ小栗豐後守ハ第三等ノ使節ナリシカ諸兵器ニ必チ用
 井テ見タリ又彼ハ能ク劍ヲ相スルコトニ精シ

一指揮官クレン日本人ヲチウヤルド海軍屯所ニ連レ行カント云ヘリ
 日本人モ火技ヲ學フノ志アレハ近日必至ルベシ
 此ノ新聞紙ヲ翻譯セシ人ノ名詳ナラサントモ蓋森山多吉郎ナラ
 ン余屢同氏ノ翻譯ヲ校正シテ知レリ

洋々社談第七十二號 終

官許明治八年十二月

編輯兼印刷人

飯島半十郎

印刷所

東京藥研堀町三十三番地

報知社

賣捌所

大坂心齋橋通道修町四丁目廿六番地同

支店

同

大坂本町四丁目

河内屋眞七

同

東京銀座四丁目八番地

朝野新聞社

同

同 米澤町三丁目

繪草紙屋良助

同

上州高崎

菊屋源作

同

岩代國福島通十一丁目

近江屋三十郎

同

熊ヶ谷本町

博文堂

同

東京京橋區南佐柄木町

弘文社

同

同 今川小路

塚田翠麓

同

同 表神保町

大黒屋金次郎

定時刊行 明治十四年第三月十五日發兌

古代の小歌並後世の俚歌

犬公方ノ事

高橋作左衛門渡邊登等ノ刑罰申渡書

洋々社談

第七十三號



社友會スル毎ニ其相示ス處
 ノ文ヲ探リコレヲ活字ニ印
 シ以テ同好ノ士ニ頒ツ讀ム
 者ヲシテ洋洋ノ樂ヲ共ニセ
 シメンコトヲ欲スレバナリ

○古代の小歌并後世の俚歌

小中村清矩

おのれ此ごろ、歌舞音樂の事どもの、古へよりうつりうはれるさまを、考へみばやと思ひたちて、何くれと其すぢの書を、みもてゆくやへに、古代の小歌の、うつがつも物にみえて、おろしと覺ゆると、又中ごろよりふまたあるも、珍らしく思ふとを、いさゝか別に書つめたるが、いにし年、今の世に、あき友、那珂通高ぬしの説を、社談第十八号に載たると、趣の似りよひたれば、けふのまどゐり持出して、そのうみをしのみぐさどす、あき友もしまゐる事あらば、まげの下にて、かならそ盃の數をうさぬべし。

紀貫之の土佐日記なる、舟子の歌の、いとも古けれど、俚言サトヒコトのまゝにつらねたるにより、註釋によらでいわき難ければ、ふゝに擧げず、榮華物語、玉のむら菊の卷に、三條院の後一條院へ御讓位ありし事を述べて、大との

御堂關白道長公をいふ世にかはらせ給へど、わが御身のいと榮へまさせ給ふやうにて「川をひ柳風、ふけば、動くどみれど、根のつよし」といふ歌のやうに、うごきなくておのしますといへり、此歌の然るも日本紀にみえたる、顯宗天皇の「川をひ柳水、行けば、靡き起たち、其根の守せず」とのたまひし、室壽の御歌をも、どしたるものと覺ゆれ、其原のよ、古代也、さて清少納言の、枕の草子、田植女の歌とて「ほととぎすれよ、かやつよ、おれ啼てず、おれの田にたつ」といへる、おれは今俗にわれといひのやつなきやつと云にひしとく、時鳥を言りし語氣あり、同書に不斷の御讀經ありし時、尼のうしらをまるうしふりて「夜る誰と寝ん、常陸介とねん、寝たる肌もよし」また男山の峰のもみぢ葉、さぞ名がたつ」とうたひ、大貳三位の狭衣よ、今姫君の琵琶にあとせて「いたち笛ふき猿かなづを云いおまろの拍子うめ、さりとて」と唱歌せしとあり、是等のふとにはかあさすさびにはあれど、八百年ばかりあなたの、小歌のさまを知らせんとして

引出つ、後三年合戦記、臆病者を述たる、軍中の略頌とて「鏑の音をきかじとて、耳をふさぐ剛の物、紀七、高六、宮藤三、腰瀧口、末四郎」とあるは、則七五の調にて、今様の體なれば、猶うたひ物也、後世に落首といふ、此畧頌を誤たるからん、鎌倉時代おも、一里間町のうたの類、草野槌、さとび歌も多うりけんを、今様歌の専ら傳たりたり、足利の世より、宗長の手記よ、田樂の謠とて「戀しのむしや、さちものへらぬ老の波、いたゞく雪のましら髪、長き命ぞうらみなる」又尺八笛吹あらし、此ごろとやる小唄とて「宇治の川瀬の水車、何とらき世をめぐりくる」とうたひ、陰徳太平記よ、隆達が小歌の中に「おもしろの春雨や、花のちらぬやどふれ」とや歌をこそ、男女僧俗、八十の老翁、三歳の孩兒までも、あまねく歌ひい、とあり、猶此時代の小歌の、猿樂の狂言に、をりくみえたるをもて、其さままらるゝあり、元龜天正の頃あ至て、みだれたる世につれて、謠の詞いささらされと、又當時のさまをまると由あり、義殘後覺よ、信長公の旗本よ、矢部

善七といふ士ありけり、久しく仕へて、諸方のはたらきよまればをとり、
いづれもおどらぬ、名高き人よてれとしけるが、只心の卑劣なる人よて、
不斷世帯のままつを、肝要とせし也、いさゝくもひまあれば、さづのら竹
をとりにて、夜晝釘ふけづれり、うちの侍どもよも、一日に何合とて、役にあ
て、けづらするやどよ、善七、釘とて、世よのくれなく、方よより買とる者
限ありけり、京童どものこれを歌よ作りて、矢部の善七、大名ならバ、竹
のふたまた、世のふしぎとらたひし也といへり、此頃の謠なれども、猶竹
よ世と節によせそへさるの風流也、同書よ、本能寺の亂の時、二條の所
ある城介殿信忠の、諸士を召て、評議ありけるよ、織田源五郎殿、どかくにい
らざる詮議り也、くいふうちよ、敵の近付候せんはやく、腹めせとす
ゝめて、城介殿、自害ましませば有合ふ程の者ども、皆よ義死をぞとげに
ける、然るよ源五郎殿、何の妨もなく、安土よつた給ひけれと、京にらべども
これを聞て歌よ作り、織田の源五郎人でのいよ、か腹めせとくめさせてか
いて、おれの安土へよぐる、源五、む月二日よ大水出て、織田のはうある
名をなぐすといふ事を、貝売に綱付て、遊ひくまれを唄ひしと也、甲陽軍
鑑に、此信長をも一あうき事金か崎、二にのうき事志賀の陣、三に福島野
田ののき口く、と下臈の歌に作てうたひしと也、甲陽軍鑑に、猶武者
物語に、徳川様の、よい人もちよ、服部半藏の、鬼半藏、渡邊半藏の、鑑半藏、渥
美源吾の、首取源吾と三河遠江の在家よて、白ひき唄にうたへり、小田原
記に、去年若御子陣の時、新田館林の若侍ども、小歌を習ひ來り、殊の外お
もしろきとて、諸人ふれをうたひける、其歌の、われの焼野のきす、われ
の焼野のきす、おもひ出ての、やろとなくといふ歌也けるが、今とし
二十故郷を、焼野のやうに、思ひ出てあさけるも、ふしぎある、犬つれく
二年に、平信長公、常にあさきまよくよき時、人の若衆を、ぬすむよりして
の、首をとらりよと、かくごしたと小唄につくりて、うたひ玉ひしと、其頃聞
し人の語り侍りしとあり、是等の中に、亡友のいはゆる、史傳の闕を補

ふに足るもあるべし、さて今も、諸國のさどびたる歌の中には、なか／＼に古言の窺ひ知らるゝ事もありて、おかしきふし多かるべきを、己れい、若き程より、遠く遊びし事稀なれば、たゞちに聞しるべきやうなきに、り、只大田覃、伴信友、黒川春村などの、好事の輩の、心いれて集め置けるもの、中より、とづりに一ツ二ツを抄出^{ヌキ}して、あゝあ舉ぐ、上総の望陀郡の邊にて、祝言の時、舞にあはせてうたふを、初瀬^{ハツセ}といひて、十歌ばありある中に「あれさまのお小女郎い、との^ゴの方へ、おみやげお、桶でお船を仕立て、寶^{タカラ}を山ほど積あげて、寶をばお藏へつみ上げよ、お船のお堀へつちぎとめ、かあいのりいらとおろさせ、およめ小女郎、末はん昌／＼」又甲斐國の麥つき歌「西殿と東殿と、間の垣根を、からも、くれあむのまをひらいて、これへ落る、からも、」又同じ國の白挽歌「けふの田の太郎殿い、朝日さすまで通ふた、朝日いさ、ばさせ、帳臺いくらうれ」又相摸國の田植唄「君が田と、とが田とあらび、あせあらび、とが田へかゝれ、君が田の水」又武州川越邊の田植歌として、四歌ある中に「天ちくへのぼる道に、椿をうゑて、そだて、日がてれば、涼みどころ、雨がふれば、雨やどり」聳どりの、夏の來よと、何をみやげよ梅李、さて、茶莢の折枝」又羽州淳代^{シロ}の遊女の、うたふ唄として「鹽屋のけふりの、たつとでも、としがおもひはあのごとく」又美濃飛騨越中三ヶ國の境よ、五箇山といへる、嶮き山あり、此あたりの村にて年のよくみのりたる祝ひ、又の神をいさむる祭をよ、男女打むれ、筑子踊^{コキリ}といふをあす、其歌あまたの中に、いろはの文字に、心がどけて、此身をせこま、まうせつれ「おもひと戀と、さら船にのせて、思ひいまづむ戀の浮く猶國／＼の神事の歌を始として、右三家の書に載たるが、いと多けれど、さのみやととして、

○犬公方ノ事

大槻文彦

増田君元祿中狗ヲ傷シテ死セシ者ノ刑案ヲ示サル余モ亦別ニ左ノ數條ヲ得タルハ此ニ掲グ抑人ト狗ト其ノ命何レカ重キ生類ノ憐ミ狗ニ

及ビテ人ニ及ハザルハ何ゾ然レモ今其ノ文意ヲ熟考スルニ其ノ罪蓋シ狗ヲ傷スルヲ輕シトシ禁令ヲ奉ゼザルヲ重シトシテ此ノ酷刑アリシナルベシ亦以テ當時覇政ノ武斷ヲ見ルベキナリ

○覺

一今度小石川捨犬之儀ニ付御詮議被レ成候處私共曾而以不存候たどひ如何様ニ御尋被レ成候而茂右之通紛無御座候以上

元祿八年亥十二月

團助 判

○口上ニ而名主月行事へ申渡之覺

一生類憐之儀被ニ仰出候得ハ惡敷意得互ニ生類取やり仕候儀も不自由成様ニ仕候惣而息災なる犬來候へハ食物もたべさせ煩候犬來候へハ聊爾ニ食物ちどもたべさせ不申様ニ仕候此段何茂意得違ニ而候上より被ニ仰出候ハ人々仁心も出來候様ニと被ニ思召候而之儀ニ候處うねべ計守り候様ニ仕候而内心ニ憐愍之志うすき仕形ニ而不屈ニ候ハ生類あはれみ候者も有レ之候へハ却而

出來しだて仕すべく町所之やつかいをいたすべきと申輩も有レ之様ニ相聞候度々申渡候趣を相守り人々心より慈悲の志おあり候様仕べし

右之趣急度可相守之若相背輩於有之者町所之者可訴出之隱置脇より於相知者名主月行事可爲不屈候以上

卯十月(元祿十二年己卯ナルヘシ)

○覺

諸人仁愛之心有之様にと常々被思召候故畜類あわれみの儀度々被仰出候處今般橋本權之助犬を損さし不屈ニ被思召候依之死罪被仰付候彌々人々仁愛之心ニ罷成候様ニ大身小身共ニ相守末々迄急度可申含者也

午十月 日(元祿十五年壬午ナリ)

○

本材木町壹丁目

伊兵衛 申口判

一私店庄右衛門居宅床之下ニ而子犬鳴聲仕候由今朝六ッ過爲相知
申候ニ付早速罷越板敷をはきし見申候得者何方々紛來候哉白虎
駁女犬子犬貳疋産罷在候ニ付五人組名主ハ爲申聞立合犬醫者方
ハ茂申遣大切養育仕置御番所ハ申上候得者御檢使被下候

犬改之覺

一白虎駁母犬 壹疋 中犬

子犬貳疋 内 白黒駁女子犬壹疋 黒毛女子犬壹疋

犬數母子犬共ニ三疋

右之通庄右衛門并家主五人組名主犬醫者傳介弟子武兵衛立合相改
見申候處ニ母子犬共ニ達者ニ相見之申候町内隣町吟味仕候處ニ主
茂無御座候見知リ候者茂無御座候以上

寶永二年酉十月廿日

家主 伊兵衛 判

五人組 清右衛門判

同 市兵衛 判

名主 新助 判

御番所

瀬川幸右衛門

増井惣太夫

檢使

上文ノ外狗禁ノ書尙數條アレハ贅セズ元祿八年乙亥犬毛付書上帳ト
イッアリ詳ニ町名人名其飼犬ノ數牝牡毛色ヲ注ス當時一犬ヲ失ヘハ
他犬ヲ求メテ其數ヲ合セ以テ檢使ノ責ヲ塞グニ至レリト云フ

○高橋作左衛門渡邊登等ノ刑罰申渡書 大川通久

文政天保ノ頃ヨリ外交ノ事ニ關シ罪ヲ政府ニ得シ者少カラス就中高
橋作左衛門渡邊登高野長英等ハ世人ノ能ク知ル所ナリ余近頃麓底ヲ

探リ三氏ノ刑罰申渡書ヲ得タルハ録シテ以テ社談ニ供ス

高橋作左衛門

地誌并蘭書和解等之御用相勤罷在候ニ付御用立候書籍取出シ差上候ハ、御爲筋ニモ可相成ト兼テ心掛候由ハ申立候得共去ル戌年江戸參府之阿蘭陀人外科シボルト儀魯西亞人著述之書籍阿蘭陀屬國之新圖所持イタシ候趣通辞吉雄忠次郎ヨリ承及右書類手ニ入和解イタシ差上度一圖ニ存込懇望致候得共容易ニ不手放候間忍候而度々旅宿ハ罷越懇意を結ひ候上右書類交易之儀申談候所シボルト儀日本并蝦夷地宜敷圖有之候得ハ取替可申旨申聞右地圖異國ハ相渡候儀ハ御制禁ニ可有之哉トハ存候得共右ニカ、バ珍書取失ひ候も残念ニ存下河邊林右衛門ハ申付先年御用ニ而仕立候測量之日本并蝦夷之地圖地名等差零致し新規ニ仕立させ兩度ニ差贈リ右書籍賞受并東經紀行北夷紀行九州小倉下ノ關邊之測量地繪圖等貸

遣其後シボルトより日本圖蝦夷并カラフト、クナシリ、エトロフ、ウルツフ邊マテ引續候繪圖仕立吳候様申越候ニ付差贈候心得ニ而是又林右衛門ハ申付仕立出來候得共望之書類手ニ入候上ハ最早差遣候ニ者不及儀ト追々心附右繪圖ハ不差贈候所右次第及露顯御詮議之上シボルト歸國不致内地圖其外共取上候得共右體不容易之品阿蘭陀人ハ相渡シ重キ御國禁を冒候段不屈之至利平日役所御入用筋之儀縱令私欲者無之候トモ勝手向入用ト打込遣拂紛敷取計其上身持不愼之儀モ有之旁御旗本之身分ニ有之間敷儀重々不屈之至ニ付存命ニ候得者死罪被仰付旨松平和泉守殿御差圖之段於評定所町奉行筒井伊賀守御目付山岡五郎作立合大目付村上大和守申渡此申渡ハ天保元年三月廿六日ニシテ氏ガ獄中ニ死セシ後ナリ

申渡

三宅土佐守家來
渡邊登

其方儀主人領分三州田原者遠州洋中に出張候場所ニ而其方儀海岸掛リ相心得罷在候ニ付海防手當者勿論蠻國之事情ニ通シ主人之輔翼ニ相成度心得ニ而長英并小關三英幡崎品ト厚ク交リ蘭書ヲ學ヒ西洋諸國之風俗并去年參向之甲比丹ニ一マン說話等傳聞之儘筆記致置候分書集鳩舌或問同小記ヲ著述致シ其上追々蘭書之理義相分リ候ニ隨ヒ彼國之政教武備等行届候様存シ成シ主人領分海岸手當等之儀深ク心配致シ罷在候所英吉利人モリソント申者日本漂流之者ヲ自國之船ニ乗セ江戸近海ニ送來候旨甲比丹ヨリ内々申上候由之風聞及承右モリソノ者暫ク唐土ニ留學致シ學力モ有之當時官祿重ク取用候人物之旨傳聞之説ヲ事實ト心得彼國表ニ信義ヲ唱漂民ヲ送リ來候所近年被仰出候通打拂等被仰付候而者後來恨ヲ結ヒ不可然旨存迷ヒ慎機論并海外事情尋テ請ケ答候趣之書面ヲ綴リ右之内ニハ井蛙鶴鶴或ハ官替想像等之譬ヲ取リ其外恐多キ事共ヲ相認御政事ヲ批判致シ候段畢竟海岸御手當薄ク候而者不慮之儀有之節國家之御爲ニ不相成儀ト一途ニ存シ過シ候心底ヲ以自問自答之心得ニ而右之通認掛ケ候得共不計モ不容易文勢ニ流レ候ニ付恐入候儀ト相辨未稿ヲ終不申下書之儘仕舞置他見爲致候義者更ニ無之由ハ申立候得共右始末不憚公儀不敬之至重役相勤候身分別而不届ニ付主人家來ニ引渡於在所塾居申付

御留守居

松平内匠頭與力

青山儀兵衛地借

町醫

長英

其方儀年來蘭學ヲ好ミ博ク蘭書之理義ヲ解釋致シ以ニ隨ヒ蠻國之政政行届候様ニ信用イタシ罷在候所英人モリソント申者日本漂流之者ヲ自國之船ニ乗セ江戸近海ニ送來候旨風聞承右モリソノ者唐

土ニ留學致シ學才有之候者ニ付官祿重ク取用候由兼テ及承居候所
 右体表ニ信義ヲ唱ヘ其身漂民ヲ送來候者漢語ニモ通シ候故ヲ以阿
 蘭陀人之取次ヲ省キ直ニ彼國ノ事情ヲ訴ヘ交易之儀ヲ歎願致シ候
 儀ニ可有之所右之趣意御糺モ無之兼而御觸之通リ打拂ヒ被仰付候
 而者御仁慮之御趣意不相當其上外國之恨ヲ結ヒ不容易儀ト存迷ヒ
 夢物語ト題号致シ候書ヲ著述致シ候段全御役筋之御聽ニモ達申置
 度心底ニ而改成候儀之旨ハ申立候得共既ニ世間ニ流布致シ人心ヲ
 モ動シ候仕儀ニ相成渡邊登呼出ニ相成候趣及承其方儀モ呼出可相
 成モ難計存病家先立廻リ罷在候所行衛穿鑿有之旨及承安房守御役
 所ニ自訴致シ候得共不憚公儀致方右始末不届ニ付永牢申付ル

洋々社談第七十三號終

官許明治八年十二月

編輯兼印刷人

飯島半十郎

- | | | | | |
|-----|------------------|---|---|---|
| 印 | 東京藥研堀町三十三番地 | 報 | 知 | 社 |
| 賣捌所 | 大坂心齋橋通道修町四丁目廿六番地 | 支 | 店 | |
| 同 | 大坂本町四丁目 | 河 | 内 | 屋 |
| 同 | 東京銀座四丁目八番地 | 朝 | 野 | 新 |
| 同 | 同 米澤町三丁目 | 繪 | 草 | 紙 |
| 同 | 上州高崎 | 菊 | 屋 | 源 |
| 同 | 岩代國福島通十一丁目 | 近 | 江 | 屋 |
| 同 | 熊ヶ谷本町 | 博 | 文 | 堂 |
| 同 | 東京京橋區南佐柄木町 | 弘 | 文 | 社 |
| 同 | 同 今川小路 | 塚 | 田 | 翠 |
| 同 | 同 表神保町 | 大 | 黒 | 屋 |
| 同 | 同 神田雉子町 | 巖 | 々 | 堂 |
| 同 | 同 下谷數寄屋町十四番地 | 岡 | 村 | 庄 |
| | | 助 | | |

明治十四年四月二十日發兌

定價三錢五分

島津義弘の手簡を讀み豊臣太閤よく豪傑を駕御するの術を知る

磔刑の西洋より入りしといふ説

沿海地圖凡例

洋々社談

第七十四號



社友會スル毎ニ其相示ス所ノ
文ヲ採リコレヲ活字ニ印シ以
テ同好ノ士ニ頒ツ讀ム者ヲシ
テ洋洋ノ樂ヲ共ニセシメンコ
トヲ欲スレバナリ

○島津義弘の手簡を讀み豊臣太閤よく豪傑を駕御する
の術を知る

依田百川

豊臣太閤島津氏を討し一擧して九州を戡定す其武勇智畧前古より卓越
せり島津義久父子累世の威武に依り兩州の富貴を以て殆ど九國を并
呑せんとせしむ一朝にして軍破れ勢竭て降を軍門に納るゝに至る唯
降るのみならず實に心服して遂にこれに股肱心膂とあらんとする
に及ぶ太閤の度量智計凡庸人の知る所にあらずその事實舊史に載す
る所いまだ明瞭ならず頃薩摩の人藏する所の島津義弘かその部下に
與ふる手簡を得て大に悟る所ありその全文を録して證とす

薩藩伊地知助太郎所藏島津義弘手簡

追テ御慶珍重々々仍元日御城之様子目をおとろかし申候御存知之
前ニ候の間不珍及言上候室町様昭^義を始諸公家衆各未明に御出仕候

九ツ前うとに關白様被成出、御先尾張大府信次、室町様、次金吾様秀秋、次城介殿信秀、御子孫、次大和、大納言殿長秀、次浮田殿家秀、此御衆の御取次よ

て御太刀を進上候、此外之公家衆の、皆御太刀持參候、關白様この

二帖重ねより、くたりひきよ御座よて、まものまきゐのきと二間目よ

り室町様御目見へ被成候、不思議なる御事と存よてまつるのありに

候、公家衆以上三十三人程とおほへ申候、諸大夫法印衆諸侍町衆に至

るまで、悉皆御目見之事濟候て、公家衆に御三献御寄合いつれも御通

ニ被參候、拙者ハ、三十一人めに御通ニ參候、其後小早川、次公家衆一人

被參、御目見への衆の、皆々鳥目持參候、其内三百疋進上候仁一人、其餘

の百疋二百疋十疋二十疋ッ、字之内こと見へ不申候、御酒なと持參

の、中く無之候町衆なとの種々進上申候、御取次衆前よりなにくし

くと銘々御披露をされ候ときよし申候、御存知之前ハ候得とも、當年

の様子申上候、將又昨日於山里御茶被下候、武衛様長谷川藤五郎殿、羽

柴左衛門督殿、某以上四人御相伴の無之候、御茶手前の宗及、餘の人衆

へい、關白様御詞どかくにいて我等にの兩度まで被加御詞、忝被仰出

候、外聞實儀令満足候、殊更京都彌無殊篇候、可御心安候、猶以條數令言

上候之條、字仕候此等之趣、可然様、可預御披露候、恐々謹言

天正十七年正月三日

義弘

伊地知伯耆入道殿

ふの書の義弘降りて後、初て京師よ至り、歳首を賀せし時に、本國にその

形狀を報せしものなり、所謂室町殿、即前の將軍足利義昭にして、島津

氏等の尊稱して公方とせしものなるを、太閤よとさらにこれを朝見せ

しめ、己の威を示し、その餘の諸將盡くこれを座に列せしめ、己に服せさ

る無きを明かせしあり、漢の高祖ハ淮南王英布を延見し、ふとさらに無

禮を示せしに同じ、後山里の茶亭に至り、義弘を遇するよ非常の恩寵を

示す、これ高祖ハ英布を館舎よ厚遇せしに異ならず、義弘の武勇慄悍を

以て遂に屈服して、貳心なきに至る、蓋その故なきにあらず、舊史太閤豪邁の性を寫すもの少しとせず、然れども豪傑を駕馭するの妙、よゝゝ至りしを記するものを見ず、故に今煩を憚らすして、よゝゝ載すといふ、

附 太閤より義弘に虎肉を求めし文書

大閤様爲御養生可參御用之虎を御取候て、鹽能仕此ニ一字アリ分明ナラス可有

御上之御意候、皮者此方に不入候ニ付、其仁へ可遣旨、被仰出候、肝肉膈何も一疋之分、不殘鹽を御沙汰よて、可參候、恐々謹言、

文錄三年十二月廿五日

木下大膳大夫吉隆判
淺野彈正少彌長吉判

羽柴薩摩侍從殿
人々御中

これハ義弘朝鮮ニ在陣せし時の事なり、前ニ云るせし事ト同シ類カラねど珍らし死ものぢれハ、次ニ云るしつ、島津氏虎狩の文、社友西村氏社談よのせられたるよよれハ、此等の爲ニ虎狩せしよて、一時の武勇ニ誇りよるよハあらざるヘシ、

○磔刑之西洋より入りしといふ説

大槻文彦

刑罰ニハリツケといふあり死刑の重きものとせりされど王制の死刑ハ梟斬絞の三つのみとすればこのハリツケハ源平以後武門ニ始めし刑あるべし源平盛衰記の長田忠致を刑する處ニはりつくるといふ語あり手足を地ニ張りひろげて打付くると見えたり後俗土ハツケこれぞハリツケといふ刑の物の本ニ見ゆる始なるべきもの刑ニ古く漢字の磔の字を當てたり漢土ニ磔といふ刑ハ字書ニ張也開也裂也死刑磔謂張其尸也とあるに據れば前よりハハリツケに善く當れり然るに近江頃まで行はれたるハリツケといふ刑ハ前よりいへるとハその状變れり直ニ立てる柱の上と中程に二の横木を亘したるハ片假名字の刑人の手足を大の字の状ニ張りひろげて横木と柱トへ括しつけ両の腋の下より肩へ槍もて突き上げて殺むるこの状の刑中世にハ

ハタモノニアグルとも稱ふされど何時の頃より始まりけん知られず
 ハタモノとの旗物の義にて旗の如く僕案するにこの刑の法は全く切支
 く押し立てて殺す意やあらん丹宗の我國に入りし後その國人より傳
 えられるなり西洋も古くクルシ
 ヲ井クシヨンの刑あり十字架の上に人を釘もて打付け殺す刑にてす
 なはち耶蘇は其の刑ふて殺されしありさて西洋人の我國ニ入りし
 西班牙葡萄牙にてその始めて來りし年代を糾さん後太平記又は抑
 鐵砲來朝の所以を尋ぬるに過ぎし文龜辛酉元年の秋南蠻國より日本
 おこれを渡す云々重編應仁記又は抑此鐵砲云々本朝へ去る永正七
 年始めて渡る云々九州記又は享祿三年の夏南蠻船九艘豊後の府内ニ
 來る云々是等諸書の傳ふる所各異なりといへども通じて見れば洋人
 の始めて來りし年代のほゞ知らるべし然るて切支丹の盛なりしは永
 祿十二年信長が南蠻寺を建てしに至りて極まれりこれらもて推せば
 ハリツケの刑法その頃に彼風を傳へたりしものと疑ふべき無くそれよ
 り前に此狀の刑ありしを聞かむ且槍といふ武器も應仁文明の頃ニ出
 來たりといへばあたゝく證とすべしされどその狀の古のハリツケと
 は地にあると柱に上ぐるとの差別あるのみにて同じく手足を張りひ
 ろぐるなればハリツケの舊名をそのまゝニ移し、ちらんその上西洋
 の刑は横木一ツもて両手は張れど兩脚は集めて柱に釘すれば丁の字
 の形して大の字の如くにはあらずこれらすこし我舊法に移りしあら
 ん往年紀州の藩士落合左平次といへる人の差小旗の圖の餘りも異様
 なりどて寫し傳へたるがあるにその圖の裸體ある人のハリツケ柱に
 大の字の形に括しつけられたるにてその天正三年長篠城の城攻に城
 中援兵の忍使して武田勢に捕へられハリツケとせられたる鳥居強右
 衛門勝高が像あり勝高が義勇の事人の落合左平次の頃武田勢
 衛門勝高が像あり知る所あれは記さずにて軍中にありしニふれを觀て深くその義に感し慷慨の情自止むこ
 と能はず依りて圖して小旗とし後ニ紀州ニ仕へその子孫これを傳へ

しかりこの圖誠にその眞を寫したるなれの天正の頃のハリツケの狀
善く知られ近き世まで行はれざる法とつゝも違ひされ之事のついで
付けていふありハリツケの法の西洋より入りしといふ事と誰人も心
つかであらんと思ひつきたるまゝをうくのいかいつけたりされど今
かゝる残忍酷薄なる刑罰の我國にも西洋より跡絶えて無くありたる
のまた喜ばしき事あらずや

○世ニ行ハル、伊能氏ノ實測地圖ニ凡例ヲ載セス實測録ニモ亦
タ脱漏セル所アリ予此ノ頃同氏カ幕府ニ獻納セシ原圖ヲ見シ
ニ凡例ヲ載セテ頗ブル詳細ナリ因リテ録シテ以テ地圖家ノ參
考ニ供ス
飯島半十郎

沿海地圖凡例

一蝦夷地松前ヨリニシベツ迄 寛政十二申年

一伊豆ヨリ相模武藏安房上總下總常陸奥州津輕領三廐迄 享和元酉年

一奥州津輕領三廐ヨリ出羽越後高田領今町迄 享和二年

一駿河ヨリ遠江三河尾張美濃近江越前加賀能登越中越後佐渡迄 享和
三亥年

右地圖年々相納候所此度ハ申年ヨリ亥年迄四ヶ年分一同ニ仕大繪
圖中繪圖小繪圖三通リニ仕立相納申候 但大繪圖之方ハ蝦夷地ヲ相
除キ申候

但小繪圖ト申候者此繪圖ニ御座候
圖面里數割合之事

一大繪圖ハ曲尺三寸六分ヲ以一里ノ割合ニ仕立申候 一分一町一町六
割合ナリ 十間一間六尺之

一中繪圖ハ曲尺六分ヲ以一里ノ割合ニ仕立申候 一分六町之
割合ナリ

一小繪圖ハ曲尺三分ヲ以一里ノ割合ニ仕立申候 一分十二町
之割合ナリ
但大繪圖ハ國郡御料私領寺社領村々地名相認申候中繪圖小繪圖
ハ精鋪難認候間國郡村々地名計相認御料私領寺社領等畧之申候

一中繪圖ハ里數ヲ求候者何方ヨリ何方迄何尺何寸何分ト量リ六分一里之割合ヲ以量リ候得ハ相分リ申候假令ハ江戸ヨリ富士日光筑波等ノ直徑何寸何分ト量リ六分宛ニ割合候得ハ何里何町ト相知レ申候

一小繪圖ハ三分一里之割合ヲ以量リ候而已ニテ中繪圖同様ニ御座候
 一大繪圖ハ道之屈曲ニ隨ヒ系ヲ引キ右之系ヲ三寸六分一里之割合ヲ以量リ候得者相分リ申候中繪圖小繪圖ニテハ直徑ハ相分リ候得共屈曲ノ所ハ精密ニハ相分リ不申候

朱ニテ認候直線之事 附道筋朱引之事

一地圖ヲ仕立候ニハ高山并島嶼等之方位ヲ見通シ地圖之總括ニ仕候儀ニ御座候

- | | | |
|--------|--------|--------|
| 富士山 駿河 | 大山 相模 | 箱根山 同上 |
| 武甲山 武藏 | 筑波山 常陸 | 日光山 下野 |

- | | | |
|--------|--------|--------|
| 赤城山 上野 | 天城山 伊豆 | 本宮山 三河 |
| 朝熊山 伊勢 | 淺間山 信濃 | 御岳山 同上 |
| 伊吹山 近江 | 白山 加賀 | 石動山 能登 |
| 立山 越中 | 妙高山 越後 | 米山 同上 |
| 栗島 同上 | 金北山 佐渡 | 鳥海山 出羽 |
| 飛島 同上 | 岩城山 陸奥 | 岩鷲山 同上 |
| 金華山 同上 | | |

右山島ハ目當ニ相成候要所ニ御座候間測量之節見通シ候方位御見合之爲ニ朱之直線ニ相認申候右之外ニモ朱ニテ直線仕候分ハ方位ヲ見通シ候場所ニ御座候大繪圖之方ハ切々ニ相成認カタク且御見合ニモ不相成候間畧之申候

但山島ヲ見通シ候儀ハ道之曲直ニ隨ヒ幾度トモナク大小方位盤ヲ以精鋪測量仕候事故一々認候得ハ圖面ハ朱線計之様ニ相成申

候依之重立候要所計リ朱線仕其餘ハ不殘相省キ申候

一圖面海陸共朱引仕候分ハ量程車間繩引繩等ニテ測量仕候道筋ニ御座候

島々之事 附南部燒山等之事

一島嶼之儀ハ一々相渡リ候テ其全形ヲ認候儀ニモ無之大小方位盤ヲ以テ所々ヨリ見通シ其在所ヲ相定候而已ニ御座候奥州松島等モ重立候島々ヲ測量仕其在所ヲ定候事ニテ島數并島々之形等一々相正候儀ニハ無之候

一南部燒山ハ一体人跡之絶候程之所ニ御座候得共圖面朱引通ハ罷越測量仕候其節ハ冬至之頃日々之大雪ニテ間繩等相用候儀モ不相成其上海ニ臨候絶壁之下ハ大濤ヲ打カケ汐合甚六ヶ鋪場所故中々小船ニテ引繩等モ不相叶無是非所々ヨリ方位盤ヲ以見通シ相量リ候而已ニ御座候其外圖面ニ道筋之朱引ヲ離レ候磯灣等ハ大抵此測量ニ準シ候儀ニ御座候

一南部野邊地ヨリ仙臺迄ハ日々雪ニテ量程車間繩等相用不申候コ付申年脚數ヲ以測リ候儘ニテ圖面ニ出シ申候

一蝦夷地之圖申年仕立候節者量程車間繩等モ不仕脚數ヲ以相量リ其上測量無之所モ御座候得共其儘ニテ相加ヘ申候

一江戸深川ヨリ高輪迄ハ濱御殿并御武家屋鋪多ク有之精鋪測量仕カタク其上小繪圖ニテ六分程ニ御座候得ハ強テ海上方位等ニ拘リ候程之儀ニモ無御座候依之深川ヨリ高輪迄ハ圖面朱引之道ニ有來リ候江戸繪圖ヲ以補之申候

一山川村家橋梁田園樹木等ハ其土地之形勢ヲ記シ候而已ニテ大小分寸方位ニ拘リ不申候

一度里數之事 附地圖仕立之事
一地球上一度里數之儀ハ是迄相定リ不申候ニ付申年蝦夷地ニ罷越候

節何卒相定申度成丈々出精仕候得共其節ハ間繩引繩量程車等ヲ相
用不申脚數ヲ以推筭仕荒増相定候而已ニ御座候翌酉年ハ伊豆國ヨ
リ奥州三麻迄海邊通り日々諸道具ヲ以方位ヲ量リ量程車間繩等ニ
テ里數ヲ正シ磯灣屈曲嶮岨ニテ人力及不申候所ハ小舟ニテ其屈曲
ニ隨ヒ引繩仕夜分ハ象現儀子午線儀垂搖球儀等之測器ヲ用恒星中
之大星ヲ撰ミ其地之高度ヲ相量リ雨天ニテ測量難相成節ハ雨モ歇
候得ハ深更ニ至リ候テモ時間ヲ窺ヒ測量仕候テ兼々測置候恒星赤
道緯度ヲ相用一星毎ニ其所之北極高度ヲ相求候テ可成丈之精力ヲ
盡シ一度之里數二十八里二分但一分ハ三町三十六間ト申數ヲ得中
候得共一ケ年之儀ニテハ中々密數トモ難申候ニ付猶又戌年亥年兩
年共日々無油斷出精仕候處彌以二十八里二分ニ相當リ申候

地圖仕立之儀如何様ニ精鋪仕候テモ紙ニテ仕立候得ハ彩色等ニテ
少々縮ミ候事モ有之又年々經候得ハ伸候事モ有之候仍テ後々御見
合之爲ニ東西南北之寸尺精鋪相認置申候

- 一中繪圖ハ南北一度一尺六寸九分二厘ニ相當リ申候東西一度里數之儀北極出地度ニヨリ不同ニ相成候三十五度之地ニテハ二十三里一分圖面ニテ一尺三寸八分六厘四十度之地ニテ二十一里六分圖面ニテ一尺二寸九分六厘四十度之地ニ至リ候テハ二十里二分八厘五毛圖面ニテ一尺二寸一分六厘ニ相成申候
- 一小繪圖ハ南北一度八寸四分六厘ニ相當リ三十五度之地ニテハ東西一度六寸九分三厘四十度之地ニテ六寸四分八厘四十度之地ニテハ六寸零八厘ニ相成申候
- 一大繪圖ハ南北一度一丈零一寸五分二厘ニ相當リ三十五度之地ニテハ東西一里八尺三寸一分六厘四十度之地ニテハ七尺七寸七分七厘四十四度之地ニテハ七尺三寸零三厘ニ相成申候如此逐度逐分推算仕候得ハ南ヨリ北ニ至リ次第ニ曲線之形ニ相成申候所々方位度數

之儀モ皆此線ヨリ算計仕候テ相仕立申候尤大繪圖ハ切々ニテ南北
東西之度進伸候テ一紙毎ニ難認候間略之申候

地圖合印 今畧ス

文化元年甲子八月

伊能勘解由謹圖

社

員西伊石飯井林植大大大大岡大大四依春那南那室
人名 村藤橋上島 原規井規山川本澤木谷田 珂部珂岡
茂圭好 經盤鎌文朝通監清永恒百 通義通俊
樹一郎郎昇德翁吉彦弘久輔臣惇之川古高籌世德

野黒増牧小小青柳三島平世坂

川口 永中 原野田 良野田 谷 橋芳山井村野田 眞之
太知重 八清

布頼贊照矩郎勇野惇禮秋一素

官許明治八年十二月

編輯兼印刷人

岡敬孝

印刷所

東京藥研堀町三十三番地

報知社

賣捌所

大坂心齋橋通道修町四丁目廿六番地

支店

同

大坂本町四丁目

河内屋真七

同

東京銀座四丁目八番地

朝野新聞社

同

同 米澤町三丁目

繪草紙屋良助

同

上州高崎

菊屋源作

同

岩代國福島通十一丁目

近江屋三十郎

同

熊ヶ谷本町

博文堂

同

東京京橋區南佐柄木町

弘文社

同

同 今川小路

塚田翠麓

同

同 表神保町

大黒屋金次郎

同

同 神田雉子町

巖々堂

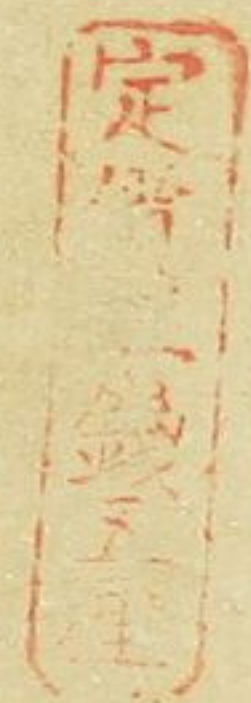
同

同 下谷數寄屋町十四番地

岡村庄助

明治十四年五月二十日發兌

古瓦叢談



中野石翁墨水の別業に住して奢侈のふるまひありし話
謠曲の説

諸子百家ノ言西哲ノ論ト暗合スルノ説

書江芸閣吸月樓扁後

書遊擊將軍張國英書畫扇背

洋々社談

第七十五號



社友會スル毎ニ其相示ス所ノ
文ヲ採リコレヲ活字ニ印シ以
テ同好ノ士ニ頒ツ讀ム者ヲシ
テ洋洋ノ樂ヲ共ニセシメンコ
トヲ欲スレバナナリ

○古瓦叢談

伊藤圭介稿

余家古瓦ヲ藏スルモノ頗ル多シ從來祖先ヨリ相傳フルモノアリ
又余ノ友人ヨリ得シモノ等ニシテ余固ヨリ此無用ノ頑物ヲ愛玩
スルニハ非ズト雖モ他日ソノ散佚シ此古物ノ徒コ塵埃中ニ埋沒
センヲ惜ミ品目ヲ茲ニ記載シ其名ヲ存セントス先其初ニ先輩ノ
古瓦ヲ論セン諸說ヲ掲ケ以テ此稿ノ叙ニ代フト云爾

毀瓦之爲物、無用之尤者也、以填壙塲、以投廢井、棄不顧矣、第好事者、選其堅
實者鑿爲研、而終不如石矣、則亦是無用之玩好而已、余髫年在舊知之家、於
故紙中得古瓦圖一本、其製異于今、有可觀者、咕嗶之暇、金石之餘、搜索之、得
數百枚、玩物喪志、更益一累、懼貽譏於大方、然其精密堅緻者、遇水不墮、逢火
不燒、壽同余石、亦足以見古昔制度之一端也、蓋古畫家繪瓦屋綵以醬色或
碧色、余初謂丹青過實殊美觀耳、及得古瓦皆有其色、始知畫家不苟古製爲

精也、今選文字之可徴、色料之可觀者、乃爲之分類輯撮、名曰古瓦譜、以遺同好之君子云。

安永丙申立秋日 左京藤貞幹識

是藤井無佛齋翁ノ古瓦譜ノ叙ナリ此譜ハ梓行ノモノニ非ズシテ叙亦翁ノ自筆ニ係レハ蓋シ僅ニ數部ニ過ギザルモノナルベシ余幼ヨリ好テ古瓦ヲ集ムレト千古ヲ經タル者ハ尤得ガタシ或時家僕ヲ携テ相州鎌倉ニ至リ滑川ニ於テ是ヲ掘シム背面ニ布紋アリ厚サ寸餘ナル者數枚ヲ得タリ是ヲ土人ニ問ヘハ賴朝公ノ樓上ノ瓦ナリト云其後奥州多賀城ニ遊テ其城跡ヲ穿テ尋ヌレト一モ得ルコトナシ松島ニ至リテ鹽釜ノ神司藤塚式部ナル人ニ謁シテ尤佳ナルモノヲ得タリ此古瓦ハ世ノ好事家ノ百金ヲ擲テ求メント欲スルモノナリ往年奥州會津猪苗代ト云處ニテ土民ノ掘置キタル古瓦ヲ見ルニ背奇獸ノ頭ニシテ獅子ノ如キ者ナリ(以下次出)

○中野石翁墨水の別業ニ住して奢侈のふるまひありし話

依田百川

天保年間徳川文恭公家齊將軍職を辭して大御所と稱せし頃中野石翁といひしもの文恭公の寵妾名を樂といひしとありの父ありしを以て恩祿ねびたしく權威殆ど執政の臣ニ異ならず賄賂門に盈ち榮華身に餘れり常に向島の風景を愛し寺島村ニ別業を營みその結構を極めたりとそ百川居を墨上に占めたるをもて野人里老ニ問てその時のありさまを知るとを得たり頃また松浦靜山侯か著せる甲子夜話に載る所をみてその言の誤らざるを知りぬ今并せ考てその一二を記す墨水の一故事と爲すへし石翁ある日花川戸をろゝる歩アルキ行せしにその頃吉原遊女町火災に逢てゐのあたりに假居するもの多かりしうかゝる人といひ知らて妓院の男例の如く袖を引止アチて強うちに樓に上せしに石翁も争ふへきやう無く坐の真中に物思貌してつゐゝたるを家人等やう

やく只人ぢらすと見て供の奴にいかぢる人おおひするそと問ひ奴の
まろくと答ふ家内驚くとかきりなしさまくとに怠狀して返さんとす
るに石翁の表口より出んと叶ふへからす裏口より舟してまそといふ
妓院のいと狭く家建つゝきたれり裏口といふものなし終にまの隣れ
る家をとしめ三四軒かゝとの壁を毀ちなとしてやうやくと裏口を得
てけれりかろふして舟にのせ出しやるとを得りされども後のたゝ
りのおそろしければ石翁か家の婢僕にまて物を贈りさまくとにわひ
入りてもくりなく數多の財を費せしとそ石翁か別業の跡今の半の田
圃とあり半の人の家居あり昔の様絶て見るへきあし百川あるとき須
崎村に年久しく住める髮結匠の母に當時の有様を尋きしよその家
の結構は目にも及ひす庭上の泉石も名匠の手を盡したりと覺へて奇
花異艸あらさるもの無し其頃玻璃板の世に得難きものなるにふの別
業の明障子皆これを用ゐたれり堤の花田間の柳うつし繪の如く見え
て見る人目を驚せしといへりこの村は植木をもて業としぬる平作と
いふ男あり心利たるものなりければ石翁は寵せられて二なきものと
し召使しにそ石翁の心を取りて官途に進んとする輕薄の徒はまつ平
作の家を訪ひ厚く物を贈りそをまへとして對面せりかゝれば車馬
平作の門に盈ちて金銀財寶を得ると夥し石翁富貴の身ありけれども
性女を嗜ます家は一兩人の老婢あるのみその餘は皆男子よて眉目
よき童十八九人を召使ひて侍妾の代とす堤の下に住む烟草の袋と
作りて業とする何某の子とて十一二とかりあるかある日堤は出て遊
ひぬたるを石翁風とその容のうつくしきを見て父母は物多く取らせ
家お養ひ衣服刀など目を驚うすのかりは粧ひ飾らせたる事も有きされとも
女子無れり賓客を待遇し便あしとてその頃世お名高き泉屋目吉とい
ふ工人して女子の偶像を作らせ絲をもてこれをあやつり酒茶お給事
せしむその着する衣服綺羅を盡して價數百金も及へりこの物語せし

老婦^{オシナ}か夫は裁縫の業したりしが件の衣服を製せしとそ又こゝよ可笑^カしき物かさりあり去の別業きとめて廣かりしか一人の下部常に拍子木を撃て夜廻す或夜件の下部酒よ酔て拍子木の數を誤りぬ石翁うち腹立て近習の侍を召して下部の過を責めしむ下部肯^{ツク}かぬ殿のこゝかしこより贈りよせらるゝ時計の器その價百金二百金よも及へぬものありと承る多きかなりに時刻を違ふるも有なんされども何の咎ありとも聞候はず下部のいとせわつかに金二兩給はるのみ一たび過ありともいかに奇き仰をや承るへきと申てられぬ石翁おかしき奴なり罪しきせそとてやみぬ當時の權威ふれにて思ひやるへし此外聞つると多かりけれともさまでやいとて筆をとゝむ

○謠曲の説

小中村清矩

唐山の傳奇院本、我國の猿樂の能、淨瑠璃、歌舞伎等にて、雜史小説草子物語の中なる、事蹟を翻案し、古人の名氏を假借して、作り爲せるが常なれ

也、能の謠曲の中は、四百年以上の作なるも有て、古く衆人の心よ染む謠曲の作者を記せる物をとれば、大かた觀世の觀阿彌、世阿彌の作なる、が如くなれど、其實の當時の詠歌者流、及び緇徒の作りたる者なるべしと覺ゆ、其の行文のさまみあて知らるれば也、はた後世盛に行ひるゝ淨瑠璃本の作意も、謠曲の趣より移り來れるが多ければ、童幼婦女のさらきり、青年の書生と雖も或は此曲に述たるを、正しき故事ぞと思ひ居るもあれば、いさゝか云ひ試みんとす、まづ鉢木にみえたる、佐野源左衛門常世といふ人の、世に傳ふる佐野系圖にはみえず、謠曲拾葉抄に、三郎政常子也、これの最明寺入道、津國の難波の老女の家にやどりて、其由緒を聞、其零落をわかれみ、彼家を取立られし事、北條九代の類の傳説の、古くよりあるを、下野の佐野家の事に取なして、作りし者あるべし、又安宅の普通の義經記と、異本との趣と撮合せて、殊お興あるべく作りし者と覺ゆれど、普通の義經記にを扇よて打たるの、富樫の關にての事にあらで、如意渡よて平權守にどがめられし時の事とす、又勸進帳をよむ事みえず、ふれぬ異本にあり、但し龜井六郎義經、其本とせる義經記の、曾我物語と同トく、もと婦幼を慰を打擲すともみゆ

ひる草子の中よて、殊に巧なる物と云べけきば、其書中の事ども、悉く實
なりとは定めがたし、又殺生石の、文安中の撰なる下學集も、昔西域の班
足王の夫人、惡虐なりしが、支那より出生し、周の幽王の後褒姒となりて國
を滅し、更に日本に生れて、近衛院の御宇に玉藻前と号し、後白狐となり
て人を害す、時俗みれを驅らんと欲し、先づ犬を走らして、射騎を試む、狐
又化して石となる、飛禽走獸、其殺氣に當りて斃る、故に殺生石と云、本説
を知らすと雖も、且くこれを載すとあると、鎌倉海藏寺の傳記に、開祖源
翁禪師の、其石靈を教化して、生天せしめたる旨のみえたるを、撮合し
て作れる者と覺ゆれど、此の下野の那須野も、殺生石といへる毒石ある
を本として、古く好事の者の作り爲せる小説よて、射藝なる犬追物の始
とまでに附會したれり、げより、る妖狐も有しあやと思へるもあるべ
し、但し下學集も、海藏寺の傳記も、殺生石の謠曲の作も、共に遠からぬ時
代に出來たりと覺ゆれば、何れが原ならん定めがたし、因に云、犬追物の

時、此妖狐の故事を、殷の紂王の后妲己に係るも、記せるの、封神演義といふ小
説に、唐山の小説に、基ける者なるべけれど、此の既に余が所藏なる慶長
以前の古鈔本の、梁の李羅が註千字文に、九尾狐の、殷の妲己と化したる
旨を載せられたるも、我國に、姐己の事、又羽衣の、能因法師の、うと濱も、天の羽
衣、むのしきて、ふりけん袖や、けふのはふり子、とよめる歌、後拾遺集を原
としたるものにて、うと濱の東遊の駿河舞の歌の中に、みえたる地名よ
て、袖中抄に、むかし駿河國有度濱に、神女のおまくだりて舞しを、野叟の
まねび傳へてまふも、今は駿河舞とて、東遊にするは是也、とあり、さて天
女の脱置さる羽衣を、漁夫の取たる事、元々集に引ける、丹後風土記に
比沼の山眞井に、天女八人降りて浴しける時、老夫婦ありて、其一人の衣
を取かくせしかば、天上に歸り登る事を得ず、其老夫婦の兒となり、故
事あるに據れるものに、駿河よての事に、あらず、然るを今も三保の
松原に、羽衣の松と云があるの、謠曲よりりて、後人の然か名を負せつる
者よて、例せば物語書の空言に據りて、京の五條よ夕顔の宿の舊跡あり

三河八橋の名所あるがごとし、林羅山の神社考、丙辰紀行等に、此所に
るの、謠曲の旨を又白樂天が此國人の智をはからんとて渡り來しを、住
實とせるが如し、吉の神の漁夫となり、歌よみて感起さめたる由を作れる、古今著
聞集に、後江相公大江匡房の、白樂天の此國來りし夢みたる旨と載たるを
基として、作り爲したるもの也、然る故に、曲中に樂天の詩とて、青苔衣を
帶て巖の肩にかゝり云々、又住吉神の歌とて、苔衣きたるいははりさも
かくて云々とあるの、同公の江談抄に、共に後中書王文藻詩歌とて擧た
るを、いさゝか字句を改たるもの也、此一條の、曲亭馬琴の、立又安達、原の
故事の、大和物語、又拾遺集に、陸奥國名取郡黒塚といふ所に、重之の妹の
またありと聞て、いひつかひしける、平兼盛みちのくの、安達ヶ原の黒塚
お、鬼こもれりと聞くの誠り、とあるを種としたるにて、歌の趣の美麗を
るを、いさゝか字句を改たるもの也、同放言にも辨じたりき、又安達、原の
あ、謠曲に、却て眞の鬼女お取做して、おとろしく作れる也、又海人
の謠の、日本紀に、允恭天皇、淡路島に行幸し給ひし時、阿波國の男狹磯とい
ふ海人を、赤石の海底に入らしめて、眞珠を求させ給ひしに、大鯨を抱き
ながら、死て海上お泛び出たるを、其鯨を割けば、眞珠腹中にあり、大さ
桃子の如し、男狹磯が死を悲て、厚く葬ふとある事を種として、古く濶州
志渡寺の縁起、又大職冠物語などいふ、とかなく書る物へ蛇足を加へた
りと覺ゆれば、藤原不比等公淡海公也の母を以て海人とし、淡海公の妹の、唐
土高宗皇帝の后とされるを、更に據もなき強言なり、此他蟬丸を延喜
第四の皇子とし、養老の泉の故事の、元正天皇の朝なると、雄略天皇の時
とし、花筐に、繼體天皇の寵し給ふ妃の名を、照日前照日といへるを、ようせ
ず、人の思ひ惑ふべきあり、此類の事どもを、猶いひもて行かば、數へも
尽すまぢきを、さのみやいとて、今の内百番といふ中より、思ひ出るのみ
を擧たり、あはれ人のよく知たる事あるべきを、殊さらにかく取いでた
るの、益あきあだし言に似たれど、むつまじき社談に、元忍びがたくて、

○諸子百家ノ言西哲ノ論ト暗合スルノ説 井上哲次郎

諸子百家ノ言ニ、往往西哲ノ論ト、暗合スル者アリ、亦一奇事ト謂フヘキナリ、今其最モ著キ者ヲ舉ケンニ、老子四十二章ニ「道生一、一生二、二生三、三生萬物」ト云ヒ、莊子齊物論ニ「一與言爲二、二與一爲三、自此以往、巧歷不能得」ト云フハ、ゼノフ、ヒース氏カ一即萬有(One and All)ノ説ト同シ、列子仲尼ニ「壺丘子曰、禦寇之遊、固與人同歟、而曰固與人異歟、凡所見亦恒見其變」ト云ヒ、張注ニ「苟無蹇停之處、則今之所見、常非向之所見」ト云フハ、ヘラクリトス氏カ所謂ル無邊ノ流行(Eternal Flux)ニ非スヤ、老子一章ニ「常無欲以觀其妙、常有欲以觀其徼、此兩者同出而異名、同謂之玄」ト云ヒ、口義ニ「有與無、雖爲兩者、雖有異名、其實同出、能常有常無、以觀之、則皆謂之玄」ト云フハ、ヘーゲル氏カ「有之與無、同一而絶待」(Being and Nothing is absolutely identical)ト云フト、大同小異ナリ、列子楊朱ニ「凡生之難遇、而死之易及、以難遇之生、俟易及之死、可熟念哉、而欲尊禮義以夸人、矯情性以招名、吾以此爲、弗若死矣」ト云フハ、エヒギユロス氏カ行樂主義(Principle of Hedonism)ニ似タリ、莊子齊物論ニ「彼出於是、是亦因彼」ト云ヒ、林注ニ「斯見彼出於是、則其爲是、亦因彼而然耳」ト云フハ、スペンセル氏カ所謂ル智識ノ相關(Relativity of Knowledge)ナリ、莊子大宗師ニ「若人之形者、萬化而未始有極也」ト云ヒ、又天地ニ「與物化、而未始有恒」ト云ヒ、易、繫辭ニ「天地絪縕、萬物化醇」ト云ヒ、疏ニ「萬物變化、而精醇也」ト云フハ、ダーウヰン氏カ所謂ル萬物化醇(Evolution)ト相似タリ、關尹子一字ニ「無一物非天、無一物非命、無一物非神、無一物非玄」ト云ヒ、荀子天論ニ「萬物得其和以生、各得其養以成、不見其事而見其功」ト云ヒ、莊子齊物論ニ「知止其所不知、至矣」ト云ヒ、揚子問神ニ「天地神明而不測者也」ト云フ類ハ、近世泰西ニ流行スル不可思議論(Agnosticism)ト同一意ナリ、列子力命ニ「生生死死、非物非我、皆命也、智之所無、奈何」ト云ヒ、口義ニ「生生死死、物我皆不自由、非智力之所能及、莫非命也」ト云フハ、ホブスロツクスビノザライブニツミル諸氏カ所謂ル必至ノ運命(Necessity)ナリ、墨子

羊々七炎 第一卷 七

非命上ニ世未易民未渝於桀紂則天下亂在湯武則天下治豈可謂有命哉
ト云フハ、クラークフライスリイドテルチュリヤン諸氏カ所謂ル自由ノ
意志(Free-will)ナリ、草木子鈎玄ニ「夷狄華夏之人其俗不同者由風氣異也、
狀貌不同者由土氣異也、土美則人美、土惡則人惡、是之謂風土」ト云フハ、
ボツクル氏カ文明史ニ載スル所ノ風土ノ感化(Influence of soil and clima-
①)ナリ、此ノ外、暗合スル所、少シトセス、孔子ハ利他主義(Altruism)ヲ倡ヘ、楊
子ハ自利主義(Egoism)ヲ倡ヘ、墨子ハ兼愛主義(Egoistic-altruism)ヲ倡フ、放任主
義(Laissez-faire)ハ老莊ニ本ツキ、干涉主義(Interference)ハ申韓ニ起リ、功利主義
(Utility)ハ管商ニ始マル、思フニ天地ノ間、無數ノ現象アリテ、交互錯綜スレ
ル、唯至理ノ存スル所ニ至リテハ、東西チ亘リ、古今チ經テ、毫モ異ナルコ
ナシ、是ヲ以テ、諸子百家ノ言、西哲ノ論ト、暗合スルナリ、

○書江芸閣吸月樓扁後

平野知秋

此扁距今十八年前、於鄉國佐倉所得、時吾將門山莊新成、乃揭之樓上、以爲
號、其後世事變遷、家道大衰、甲戌春、遂來東京、卜居下谷、小廬蕭然、固無
有可揭此扁之樓、是洵爲可憾、而此扁不忍閑之棄之也、廬之東面、軒宇漂渺、
於看月最宜、吸月之號、固叶且門庭雖狹、花木扶疎、交陰、小池有白蓮、其荷大
如車輪、園中舉目、四時花常不斷、頗有幽趣、吾朝夕愛此容膝之小廬、披卷輿
茶、客至置酒、亦足以忘末路之蕭索、則扁中宜于花宜于酒之言、亦復爲恰當、
因又揭之於此、且書其源委、以解人之或嘲樓字之妄也、

○書遊擊將軍張國英書畫扇背

飯島半十郎

甲子之歲、余遊于上海、耶蘇制禁以來、我邦人自操舟遊海外者、蓋以此行爲
始、遊之日、四方文雅之士、接踵來集、團座筆談、導臺應寶時、遊擊將軍張國英
等最相親、屢招余、置酒肉談古今、論詩文評書畫、張國英能書畫、應寶時詩文
書畫之外、兼通我國學、余歸東都、集其所贈答之詩文書畫及日誌、裝作一卷、
以示親戚故舊、珍愛不置、戊辰之亂、余提三尺、黨東軍、將赴北地、此卷猶不忍
遺棄、乃共幼時之詩文草稿若干卷、藏一筐、搭三保艦、時東海風濤激怒、帆檣

摧折三保艦先沈沒。余所乘之回天艦亦將覆。幸得達仙臺而筐中之書竟爲海若之有。是爲遺憾矣。亂定嚴父幽九州。家弟繫箱館。余潛伏東都。出走駿河。竊訪母之起居。偶壁間有屏風。貼付扇面二。一咏刀之詩。一栝榴花之畫。卽遊上海之日。游擊將軍張國英之所贈。余欣然請母。裝作一幅。以記舊遊。珍玩至今日。去年之秋。妹婿清水義方舉一兒。容姿如玉。邦俗以五月五日爲男兒之祝日。余亦不得不祝。然家固貧。不能以重貨也。因舉平生所珍玩之一幅。以贈焉。幅裏栝榴花。五月爲節。而刀古例祝男兒之一物也。

洋々社談第百七十五號 終

官許明治八年

編輯兼印刷人

岡 敬 孝

冊定價三錢五厘 冊五前金拾六錢 冊十前金三十錢 冊二十前金五拾六錢

府外配達一冊、郵稅一錢申受候事
但五冊一、纏、郵稅二錢十冊同斷同四錢廿冊同斷同八錢

印 刷

東京藥研堀町三十三番地

報 知 社

各府縣賣捌所

東京銀座四丁目八番地
同 尾張町
同 琴平町
同 新櫻田町
同 日本橋通 丁目
同 同所
同 人形町通元大坂町
同 南茅場町
同 兩國米澤町
同 神田雉子町
同 東松下町
同 淡路町
同 表神保町
同 湯島一丁目

朝野新聞社
共 同 社
靜 霞 堂
新 光 堂
春 陽 堂
大 倉 孫 兵 衛 堂
伊 勢 屋 金 次 郎
法 木 德 兵 衛 郎
三 浦 屋 金 三 郎
深 川 屋 良 助
巖 々 堂
水 越 善 太 郎
聚 星 太 郎
鐵 山 堂
角 松 久 次 郎

洋々社談

第七十七號



種痘ノ始
 聞見隨筆
 古人取法於天地論
 愛猫ノ說
 揮毫ノ統計
 書遺戒經後

明治十四年七月三十日發兌

同 今川小路一丁目
 同 下谷數寄屋町十四番地
 同 表神保町
 同 京橋區南佐柄木町
 同 總國千葉橫町
 同 香取郡佐原
 同 石川縣下金澤尾張町
 同 大坂道脩町四丁目
 同 本町四丁目
 同 靜岡江川町
 同 相州湯本
 同 江州彥根西内大工町
 同 武州川越南町
 同 所
 同 熊谷本町
 同 上州高崎田町
 同 富岡
 同 高崎
 同 美濃國岐阜太田町
 同 笠松宿
 同 肥後國熊本鹽屋町
 同 雲州松江
 同 岩代國福島通十一丁目
 同 仙臺國分町

塚田 翠麓
 岡村 庄助
 大黒屋 金次郎
 弘文 社
 内國通運會 社
 堤正 堂
 雲根 堂
 報知 社
 河內 眞七
 提醒 社
 福住 九藏
 新間 二堂
 菅田 文吉
 岸田 文堂
 博文 心堂
 治田 次郎
 菊屋 彌作
 春陽 舍
 玉井 忠造
 活版 社
 園山喜三右衛門
 近江屋三十郎
 中村 清助

社友會スル毎ニ其相示ス所ノ
 文ヲ採リコレヲ活字ニ印シ以
 テ同好ノ士ニ頒ツ讀ム者ヲシ
 テ洋洋ノ樂ヲ共ニセシメンコ
 トヲ欲スレバナリ

社員人名

西村茂樹 伊藤圭一 石橋好一 飯島半十郎 井上哲次郎 林原經德 植原經德 故大井鎌吉 故大山朝弘 故小川通久 岡本監輔 大澤清臣 大木永惇 依田恒之 春日井尚古 故那珂通高 故那珂義籌 故室岡通世 故野口俊德 故黒川頼布 增野田照贊 牧野村八郎 小中清矩 小永井郎 青山芳野 柳橋重禮 三島田重禮 平野知秋 世良太一 故木坂村正 辭

洋々社談第七十七號

○種痘ノ始

西村泊翁

種痘ノ始ハ西曆千七百七十六年我安永六年英吉利國ノ醫師義德瓦日
 納爾ト云フ者牝牛ノ乳房ニ痘ヲ發シ牧人又ハ搾乳ノ婦人ニ感染シ是
 カ爲ニ是等ノ人ハ再ビ天然ノ痘患ニ罹ラザルヲ驗シ因テ泛ク之ヲ
 小兒ニ種接シテ痘瘡ノ苦ヲ免カレシメント欲シ種々ノ方法ヲ以テ之
 ヲ試ミ千七百九十八年(我寛政十年)其種痘術能ク功ヲ奏スルニ至リシ
 ナ以テ大ニ其法ヲ弘メ更ニ之ヲ諸國ニ傳ヘ衆人皆日納爾ノ仁術ヲ稱
 セリト是ヲ種痘發明ノ通説トス頃口清ノ董舎ガ三岡識略ヲ閱セシニ
 其第二卷ニ安慶張氏傳種痘法云己三世其法先收稀痘漿貯小甕瓶遇欲
 種者録小兒生長焚香置几上隨取黃豆一粒傳以藥按方位埋土中取所貯
 漿染衣衣小兒黃豆三日萌芽小熱頭痛發熱五日豆長兒痘亦發十日而萎
 兒病隨愈自言必驗夫痘疹事關先天生死預定乃欲以人工奪之可乎予終

未敢深信トアリ、按ズルニ董含ガ此書ハ、明思宗崇禎甲申ヨリ清聖祖康熙己卯ニ至ルマデ五十四年間ノ雜錄ニシテ、其第二卷ハ清順治六年ヨリ十年ニ至ルノ事ナリ、是ヲ西曆ニ對照スレバ千六百四十九年ヨリ五十二年ノ間ノ事ニシテ、日納爾ノ發明ニ先ダツテ百二十餘年前ニ在リ、且ツ其法ヲ傳フルコト已ニ三世ト云ヘバ、其始ハ何レノ時ニ在リシコトヲ知ラズ、唯其種ル所ノ者ハ人痘ノ漿ヲ用フルニ似タリ、是ヲ西國ニ及バザルノ所トス、又其法ノ符呪ニ類セル所アルハ、支那人ノ風習ニ由リテ然ル者ナルベシ、本邦ニモ古來ヨリ痘痂ヲ細末ニシ、之ニ藥ヲ和シ、小兒ノ鼻孔ニ吹キ込ミ、以テ發痘セシムルノ術アリ、然レモ此法ニ因リテ發スル所ノ痘ニハ、或ハ重症ノ者アリト云フ、又天保ノ末和蘭法ノ醫術ヲ業トスル者、良善ナル人痘ノ痂ヲ細末ニシ、小兒ノ腕ヲ刺シ、其痂末ヲ創中ニ入レ、日ヲ經テ發痘セシム、天然ノ痘ニ比スレバ、重症ノ者至テ少ナシ、余ガ弟三人妹一人皆此法ヲ以テ種痘セリ、西國ニテモ牛痘種接法ノ發明以前ハ善症ノ人痘ヲ種接シテ、天然ノ痘患ヲ免カレンコトヲ求メシト云ヘバ、此術ハ蓋シ其頃ノ法ナルベシ、牛痘漿ヲ本邦ニ傳ヘシハ、鍋島閑叟君故肥前佐賀藩主、許多ノ金ヲ抛チテ之ヲ和蘭人ニ求メ、弘化元年甲辰和蘭ノ使者本邦ニ來リシ時、其需ニ應シテ之ヲ齎ラシ、ヲ以テ始メトスルハ、衆人ノ知ル所ナリ、

○聞見隨筆

依田百川

ふれハ百川カ明治元年の頃より見もし聞もせしとを筆のまに
〜記せしものなり此頃用き反古どもを取捨せんとしてふと見
出せしり棄も惜しくて一つハりにしおきたるを社談ニ供せん
とてとり出たりもとより後に傳んとして爲せしとさにあらぬハ
聞ひかめたるとも多かるへく又その時ハさしも面白しと思ひ
つるとも今どありてハ珍しうらぬとも少あからす見む人ふれ
をゆるし給ひぬ

會津人あきし話に會城陥り城主降服し諸士も城を出て寺院に入て
在しよ佐賀藩隊長に夏秋三兵衛といふものあり寄手のうちよして處
の戰に功あるものなるか或る日寺に入り來りてその時會人にて應
接のとあつりたる小林平格おあひて尊藩の士勇猛ある敵から感
する所なりよとに少年の人との働目醒しあんといふはかりあしあ
はれ年若き人一人某よ給りなんや故郷につれかへりて養ひ見むと
思ふありといひしかの平格その志よ感しその頃白虎隊と名けたる一
組は少年の十六より十七八までのものを集めたるかありしかは夏秋
か志を告げていかに行ものあらぬ主に告て彼の人望よまかせん御
國の爲に人材を養ひ且の本藩の武勇を慕ふとしいへはあしきとに
あらしとありしうと我行んといふものあかりしか小室眞咲といふも
のあり某不肖あれとも行へしといふくど夏秋に答しに大よ喜ひろ
の人からをみて彼少年よ某か望む所なれ某十二歳の女子あり小室
の十五歳あれのこれあ合せて養子とせむといひしに平格とは辱なき
仰あれども小室の父某はさきの戰よ打死して外よ子無れの養子には
叶ひ候ましと答たれのさらの養子にはをまし夫婦の中に子を生まれし
て勇士の種をもて我家を繼しめなんよの事足ぬへしさらば婿引出に
とて金十兩と腰にせし短刀を抜て與へたり後に見しに小室火打袋の
附たるうその中に古代の目釘一つと金十五六兩を入置たり平格その
よしを告てかへさんといひしに夏秋さかすそれは某うかねて非常の
用意よ入れたるものありたよそのまよにとて受けすその後軍散して
夏秋も東京よかへりしかの小室も姓名を變して東京に至りやうて肥
前の國に従ひゆきしとあり夏秋の心はえ古の武士の風あり今の世に
は得かたきとあるへし

我藩佐の淺見某洋學の爲よ横濱に赴きしう此人極めて志厚く且面白
きとを好める性質あるか其頃併優澤村田之助う足の病を療治をとて

此地にあるよしきゝてうの男戯劇の業をもて世を渡るものおれども
その才人に勝れたるとなれいあそ世も高くもて離さるゝからゆゆき
てその物語を聞かば學の助もあるとあらんとて一折櫃の菓子をも
のして田之助の寓居にもき先生の高名の仰き感する所あり某遠方の
頑武士なれどもいさゝか問まらせたきとありて參候といへはあゝ
ろよく受引てやかて坐に請し尋給はりし御心のいかよと問ふされは
候先生の未だ年若くおひするよその業の世に名高きと遠き田舎に隱
かくりく云ふ我等までその名を聞知りぬいうある不思議の術ありて
かくの業の世も著れ給へる某物學に此地お來つれども今よ於てさせ
る事もなし得そいかてその術あらぬ教給へどねもあろに問ければ田
之助打笑ひ異あるとを御尋候ものかあ某とても別にあやしき術ある
よもあらずたゞ業の巧よて世の上手なれいあそ名も高ふあり侍るあ
んといふ面色人もなけあれいあまりのとよあされ果たれどもいか様
その故あるへしとてその上手になり給へるいりある道にや詳に語
り給へど問ひ田之助大お喜びその御尋こそ御心の深きと知られ侍り
つれその道とて別よ子細候いねども一通御話申侍るへし某年十三よ
なりし歳甲府に演劇の場を開きてかの地の人ゝ江戸よ來りその業の
人を請せしあ某もろの俳優の内よぬり給金といふものを同しおとな
の得る程よしるしたりしかいかなの人喜ひすかゝる子とらんの壹人分
は甚過ぎたりといひしを人ゝとかく詫てゆくととひなりたれども某
その時深く耻て我幼けれども俳優の家よ生てそのとをもて家を世よ
よするよかゝる言を聞ころくやしけれいうて人よ勝れたる業をして
彼等を驚されものと思起して晝夜の時のとを念して寢食を忘れ
て業を學ひしう明る歳又甲府におもむきしにその業大にすゝみて年
長たるものも及りたしと感するほどなれいりの地いふもさらあり
近き國よの此伎を好むもの某う伎を見ざるを耻るよしいひわへり某

心まもく勇みて伎のとしいへいねふたけれどもねふらす饑ども食
ひす又此伎を好む老人ありて五六十年前の名人等の伎を見たりしと
いふものなれり厚くもてなし呼迎てその名人ウせし形りなくそあり
けんうくのせしからんとてその動作言語を學ひてこれを見せ大方の
さなりさる所のなくこそありつれ今少しうふありしなると思ふうま
ゝと言せてこれをさゝ日夜工夫をこらし夢寐のちちよもその心絶る
隙なく心あけたれり今の人よもよしといひるゝ身あなりてこそいさ
れと答しうの淺見これを聞て感すると大のたなす先生の議論をさ
ゝて學ひの道を得侍りぬ服膺して忘る可らすと厚く謝して還りしと
ぞ淺見の土人に語りて田之助の脚病の難治の症あれともかの男あみ
くの俳優にあらずよしや兩足を失ふとも饑て死すへきものゝ非ず
といひき(以下次号)

○古人取法於天地論

井上哲次郎

我レ今茲ニ眼ヲ開ケハ、我カ頭腦、天地ノ中ニアリ、我レ今茲ニ目ヲ開ツ
レハ、天地、我カ頭腦ノ中ニアリ、我カ頭腦ト天地トハ、此ノ如ク互ニ相干
係ス、故ニ天地ヲ大世界(Macrocosm)トシ、頭腦ヲ小世界(Microcosm)トス、小
世界ハ大世界ノ如ク、大世界ハ小世界ノ如ク、其干係最モ妙ナリ、之ヲ二
元相關(Essential duality)ト謂フ、東洋ニテモ、古ノ學者ハ、大抵コノ邊ニ注
意セシト見エ、聖德經ニ「天工人代、人天不貳」ト云ヒ、辟幻真經ニ「人之一身
象乎天地」ト云ヒ、證聖真經ニ「我有微塵、我有六合」ト云ヒ、又「此身包此心、此
心包天地」ト云ヒ、度人妙經ニ「人身一小天地、天氣之流行、不爽毫末、人身亦
然」ト云ヒ、列子仲尼篇ニ「務外游、不知務内觀、外游者求備於物、内觀者取足
於身、取足於身、游之至也、求備於物、游之不至也」ト云ヒ、注ニ「人雖七尺之形
而天地之理備矣、故首圓足方、取象二儀、鼻隆口窵、比象山谷、肌肉連於土壤、
血脉屬於川瀆、温蒸同乎炎火、氣息不異風雲、内觀諸色、靡有一物不備、豈須
仰觀俯察、履涉朝野、然後備所見」ト云ヒ、是レ人ノ天地ニ似タルヲ謂フナ

リ、コノ外、内經淮南子等ノ書ニ同様ノ説アリ、又孟子盡心上ニ萬物皆備於我矣ト云ヒ、草木子鈎玄篇ニ以生尅制化定人吉凶壽夭多有驗者、此亦可以見人身各具一乾坤也ト云ヒ、陰符經上ニ宇宙在乎手、萬化生乎身ト云ヒ、廣化真經ニ惟人之生、最秀而靈、父生母育、成形受氣、陶大功能、一小天地ト云ヒ、金丹纂要ニ頭爲天關、足爲地關ト云フ、亦人ノ天地ヲ具スヘキヲ謂フナリ、然レモ古ノ學者ハ、管ニ人ノ天地ニ似タルヲ謂フニ止マラス、管ニ人ノ天地ヲ具スヘキヲ以爲ラシ、人、此ノ如ク、天地ニ似タリ、天地、此ノ如ク、人ニ似タリ、是ノ故ニ人ハ法ヲ天地ニ取ルヘキナリト、今二三ノ例ヲ舉ケテ、之ヲ證セン

ニ書泰誓ニ惟天地萬物父母ト云ヒ、易繫辭ニ天地變化、聖人倣之ト云ヒ、禮運ニ人者其天地之德、陰陽之交、鬼神之會、五行之秀氣也ト云ヒ、中庸ニ博厚配地、高明配天、悠久無疆ト云ヒ、朱注ニ此言聖人與天地同体ト云ヒ、家語五儀ニ所謂聖者、德合於天地、變通無方ト云ヒ、老子七章ニ天長地久、天地所以能長且久者、以其不自生、故能長生、是以聖人後其身而身先、外其身而身存ト云ト云ヒ、葉雲峯之ヲ評シテ、天地無心而成化、聖人無心而成治、聖人心一、天地故以天地喻聖人ト云ヒ、莊子知北遊ニ天地有大美而不言、四時有明法而不議、萬物有成理而不說、聖人者原天地之美而達萬物之理ト云云、此之謂本根、可以觀於天矣ト云ヒ、荀子不苟篇ニ天地爲大矣、不誠則不能化萬物、聖人爲知矣、不誠則不能化萬民ト云ヒ、管子牧民篇ニ如地如天、何私何親ト云ヒ、司馬法天子篇ニ天子之義、必純取法天地、而觀于先聖士庶之義ト云ヒ、韓非子揚權篇ニ若天如地、是謂累解、若地若天、孰疎孰親、能象天地、是謂聖人ト云ヒ、參同契ニ法象莫大乎天地、分ト云ヒ、揚子五百篇ニ聖人有以擬天地而參諸身乎ト云ヒ、注ニ稟天地精靈、合德齊明、是以首擬天、腹擬地、四肢合四時、五藏合五行、動如風雷、言成文章也ト云ヒ、白虎通三ニ聖人道無所不通、明無所不照、聞聲知情、與天地合德ト云ト云ヒ、玄宗大乘經ニ出入杳冥、與天地合其道ト云ヒ、金丹直指經ニ能盡物之

性、則能贊天地之化育、贊天地之化育、則可與天地參矣。ト云ヒ、太極圖說ニ
「聖人與天地合其德、日月合其明、四時合其序、鬼神合其吉凶」ト云ヒ、陳北溪
ハ「人生得天地之氣以爲體、得天地之理以爲性」ト曰ヒ、薛敬軒ハ「人心有一
息之怠、便與天地之化不相似」ト曰ヒ、又「欲少則氣定、心清、理明、幾與天地同
體」ト曰ヒ、又關尹子三極篇ニ「聖人師萬物」ト云ヒ、淮南子精神訓ニ「聖人法
天順情、不拘於俗、不誘於人、以天爲父、以地爲母」ト云ヒ、淵鑑類函一ニ春秋
感精符ヲ引イテ「人主與日月同明、而四海合信、故父天母地、兄日姊月」ト云
ヒ、其他易及管子ニ「天地ヲ父母トスルハ、亦天地ヲ師トスルノ意アルナ
リ、コノ外、唯天ト言ヒテ、天地ト言ハサルコトアリ、然レモ其意ハ必シモ異
ナラサルナリ、論語泰伯ニ「惟天爲大、惟堯則之」ト云ヒ、莊子則陽篇ニ「聖人
以天爲師」ト云ヒ、墨子法儀篇ニ「莫若法天、天之行廣而無私、其施厚而不德、
其明久而不衰、故聖王法之」ト云ヒ、又尙賢中ニ「古聖王以審以尙賢使能爲
政、而取法於天」ト云ヒ、揚子問明篇ニ「眩々乎惟天爲聰、惟天爲明、夫能高其
目而下其耳者、匪天也夫」ト云ヒ、前八品仙經上ニ「人觀天之道、執天之行、精
化爲氣、氣化爲神」ト云ヒ、清微三品經下ニ「以我觀天、因見我身、亦有太清至
玄之境」ト云ヒ、又此身與天無異、三清妙道、取之於己、各々具足、無或闕焉」ト
云ヒ、三法心鏡上ニ「合天者多功、法天者久視」ト云ヒ、陳子昂カ鍊刑書ニ「聖
人法天、天亦助聖」ト云フカ如キ、是レナリ、此レニ由リテ之ヲ觀レハ、古ノ
學者カ、法ヲ天地ニ取リシコト最モ明白ナリ、然ルニ後ノ學者ハ、天地ニ法
ヲ取ルコトヲ知ラサルカ如シ、果シテ然ラハ、何ニ就イテ法ヲ取ル耶、絶エ
テ法ナキ耶、我レ之ヲ知ラサルナリ

○愛猫ノ説

木村正辭

本邦古ヨリ貴賤通シテ、猫ヲ愛スルノ風習アリ、今猶然リ、其書籍ニ記載
セルモノ、枚擧スベカラス、但一條天皇ノ猫ヲ愛シ給ヒシコトアリテ、其出
産ノ祝ニ於テ、女院兩大臣其事ニ關リ、而シテ衣服ヲ製シ、乳母ヲ給ヘル
等ノコトアリシハ、亦一奇事ナリ、小野宮右府ノ小右記ニ云、長保元年九月

十九日、内裡御猫産子、女院左大臣右大臣有産養之事、有衝重椀飯納筥之
衣等、猫乳母馬命婦、時人咲之奇怪事也、ト見エタル是ナリ、長保ハ、即一條
天皇ノ年号ナリ、其事又清少納言ノ枕草紙ニ載セタルハ、併セテ其文ヲ
出シ、本日ノ社談トス

宇へよさふらふ上ニ侍フナリ御ねふり、かうふり給ひりて、命婦のおとゞとて

いとをかしければ、かしづかせ給ふが、はしに出たるを、端ニ猫ノ出めの

どのむまの命婦、あなまささや猫ヲ耻カシムル詞無正ニテ善カラズトイフ意、いり給へどよぶ

に、さかで日のさしあたりたるに、うちねぶりてゐたるを、おどすどて、お

きあまるいづが翁丸ハ犬ノ名ナリ命婦のおとゞくへどいふに、まこと

かどて、えれものいしりかゝりたれば、をびえまどひて、みすのうちにい

りぬ、あさぐれいのみまにうへにおいします、御らんじて、いみじうおどろ

かせ給ふ、ねこの御ふどころにいれさせ給ひて、をのこともめせば、藏人

たゞたりまゐりたるよ、此おきなまろうちてうじて、いぬ島にのつかいせ

なみて、めのとかへてん、いどうしろめたしと、ねほせふるれば、かしこま

りて、御前おも出せ、いぬのかり出て、たきぐちあどして、おひつかはしつ

トアル是則其事也、按ズルニ、命婦トハ、五位ノ婦人ナイフ稱ニテ、之ヲ内

命婦トイヒ、又婦人ノ自ラハ叙位セザルモ、夫ガ五位ニナレバ、其婦ヲハ

外命婦トイフナリ、今世亦猫ノ外命婦ナルモノ、或ハ之アラソ、

○揮毫ノ統計

西洋ニテ或人揮毫ノ統計ニ付キ奇ナル一法ヲ設ケテ云ク凡ソ早書ノ

人ハ一分時間ニ三十語ヲ書シ得ルナリ此クスルニハ一分時間ニ一丈

六尺ノ線ヲ曳クノ早サナラザルベカラズソノ割ナレバ四十分時間ニ

一フルリング一里八分一五時三分間ニ一里ヲ曳クノ長サナルベシ左レバ

一語ヲ書クニハ平均十六箇ノ畫ヲ書サマルベカラズ三十語ヲ一分時

間ニ書スルニハ一鈔時間ニ四百八十畫一時間ニ二万八千畫(五時間ノ)

一日二十四万畫(三百日)一年ニ四千三百二十万畫ナルヘシ一ヶ月ニ
百万畫ヲ書スルモノハ敢テ奇トスルコ足ラズ四百万畫ヲ書スル者比
々數フベシ左レハ概シテ云フコ一人ニテ一年ニ三百里程ノ線ヲ曳ク
ノ割合ニテエビシノ一字ヲ書スルニハ三畫ヨリ七畫ヲ書サマルベカ
ラズ而シテ三畫半ヨリ四畫ノ處ニテソノ平均ヲ取ルベシ

○遺戒經後

平野知秋

佛氏之教最長于譬諭。若法華經營論品極精妙。然其言常險絕多。而平易或
罕。乃若此書煩惱之毒蛇。睡在汝心之旨。危險殊甚。朱晦庵云。釋氏之教。如引
人到千仞之崖邊。猛推一推下去。人於此猛省得便了。洵爲然。吾儒無有此等
之語。但中庸莫見乎隱。莫顯乎微之言。是在四子五經中。稍爲險絕耳。是異學
之徒。所以疑中庸非孔氏之書也歟

壹册定價 三錢五厘 册五前金拾六錢 册十前金三十錢 册二十前金五拾六錢
府外配達一册ハ郵稅一錢申受候事
但五册一ト纏メ郵稅二錢十册同斷同四錢廿册同斷同八錢

官許明治八年 編輯兼印刷人 岡 敬 孝

印刷所 東京藥研堀町三十三番地 報知社
賣捌所 各府縣賣捌所

東京銀座四丁目八番地
同 尾張町
同 琴平町
同 新櫻田町
同 日本橋通一丁目
同 同所
同 人形町通元大坂町
同 南茅場町
同 兩國米澤町
同 神田雉子町
同 東松下町
同 淡路町
同 表神保町
同 湯島一丁目
朝野新聞社
共 同 社
靜 霞 堂
新 光 堂
春 陽 堂
大 倉 孫 兵 衛 堂
伊 勢 屋 金 次 郎
法 木 德 兵 衛 郎
三 浦 屋 金 三 郎
深 川 屋 良 助
巖 々 堂
水 越 善 太 郎
聚 星 太 郎
鉄 山 堂
角 松 久 次 郎

同 今川小路一丁目
 同 下谷數寄屋町十四番地
 同 表神保町
 同 京橋區南佐柄木町
 同 下總國千葉横町
 同 香取郡佐原
 同 石川縣下金澤尾張町
 同 大坂道脩町四丁目
 同 本町四丁目
 同 靜岡江川町
 同 相州湯本
 同 江州彦根西内大工町
 同 武州川越南町
 同 所
 同 熊谷本町
 同 上州高崎田町
 同 富岡
 同 高崎
 同 美濃國岐阜太田町
 同 笠松宿
 同 肥後國熊本鹽屋町
 雲州松江
 岩代國福島通十一丁目
 仙臺國分町

塚田 翠麓
 岡村 庄助
 大黒屋 金次郎
 弘文 社
 内國通運會 社
 堤 正 堂
 雲 根 堂
 報知 社 支 局
 河内 屋 眞 七
 提 醒 眞 社
 福 住 九 藏 堂
 新 間 々 堂
 菅 間 々 堂
 岸 田 文 吉 堂
 博 田 文 堂
 文 心 堂
 治 田 文 堂
 菊 屋 文 堂
 春 屋 文 堂
 玉 井 陽 彌 舍
 活 井 忠 造
 園山喜三右衛門
 近江屋三十郎
 中村 清助

明治十四年七月廿五日發兌

伊井直孝が裂さしといふ伊達政宗が百万石

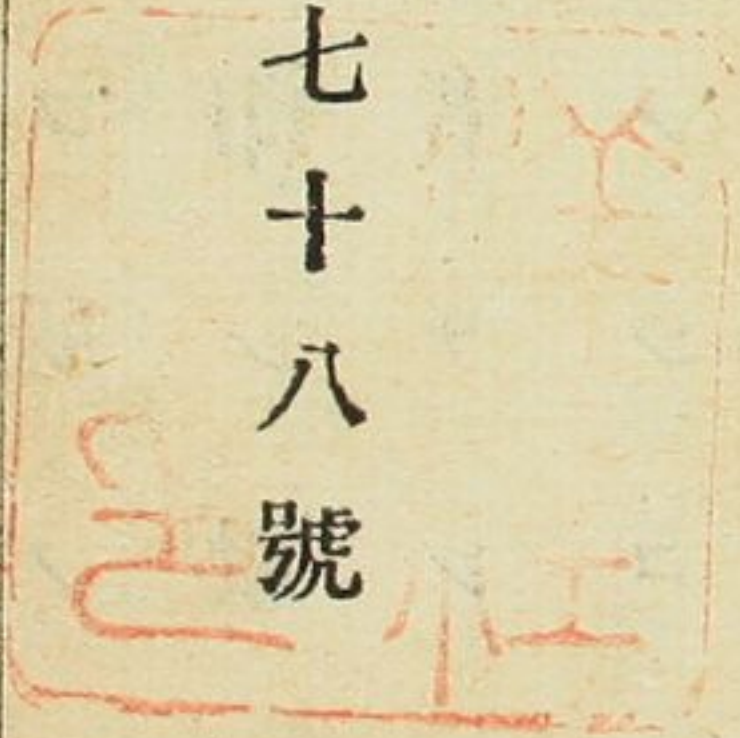
墨付現存する事

日本書紀を讀む心得

古處山樵の詩

洋々社談

第七十八號



社友會スル毎ニ其相示ス所ノ
 文ヲ探リユレヲ活字ニ印シ以テ
 同好ノ士ニ頒ツ讀ム者ヲシテ
 洋洋ノ樂ヲ共ニセシメンコトヲ
 欲スレバナリ

社員人名

西村茂樹 伊藤圭一 石橋好一郎 飯島半十郎 井上哲次 林原經昇 植原德翁 大井鎌吉 大槻文彦 小川朝弘 大川通久

岡澤清輔 大木永惇 四谷恒川 依田日井尚 春那珂通高 南那珂義籌 那珂通世 室岡俊徳 野口之布 黒川頼

増野田照贊 小牧野村 小中井八郎 青山芳野 柳原重禮 三橋重禮 島田重禮 平野重禮 世良重禮 坂谷重禮 木村正粹

洋々社談第七十八號

○井伊直孝が裂さしといふ伊達政宗が百万石の墨付の

現存する事

大槻文彦

慶長五年東照公會津の景勝征伐として下野まで下る時に上方より石田治部三成軍起し、うばやがて軍をかへして上方へ登るその折奥州の伊達政宗が許へ使者を遣し境を守りて戦ふと勿れ慎みて命を守らん、に軍勝つの後景勝が地賜いらんとて印信を下さる世に、おれを政宗が百万石の墨付といふ後に至り政宗此墨付ある事を幕府に申し強ひて東照宮の約踐さんと請ひしを井伊掃部頭直孝政宗が許お行き謀もておれを引裂死火中してければ事止みよきと世には傳へたり然るに此頃舊藩の秘庫よりその墨付といふもの出たり誠の百萬石といへるおれはかたの沙汰にして直孝が裂さしといふも跡方も無き作り言ありしを知るべしその文左の如し

覺

一 苜田

一 伊達

一 信夫

一 二本松

一 鹽松

一 田村

一 長井

右七ヶ所御本領之事候間御家老衆中_レ爲可被宛行置候依如件

慶長五年八月廿二日

家康 花押

大崎少將殿

右之外_ニ左の添紙あり

知行之高

苜田

三万八千六百四十六石三斗六升

伊達

六万九千六百四十六石六斗

信夫

五万三千百九十四石五斗二升

二本松

三万三千四百六十五石九斗四升

鹽松

三万五千二百五十二石八斗八升

田村

八万七千六百八十二石八斗七升

長井

拾七万七千九百三十三石七斗六升

右惣都合四十九万五千八百二十二石九斗三升也

扱先此文書の中なる地理の事を論せんに烈祖成績卷七天正十八年小田原陣の條_ニ秀吉譜松榮紀事家忠日記等を引きて伊達政宗献其所取之地以謝罪云々秀吉封氏郷於會津給大沼、安積、二本松、白河、四十二萬石

海防... 卷之... 二

居若松城以政宗所領葛西大崎三十万石封木村伊勢守貞重給出羽米澤長井三十万石於政宗云々とあり案するに伊達氏が高祖中村朝宗文治中伊達信夫二郡を領し伊達を氏とし七世宗遠、苅田、伊具、柴田三郡を取り其子政宗、宇多、亘理、名取、宮城、黒川及び出羽置賜六郡を取る又六世晴宗米澤に移り其孫政宗會津仙道を攻取り故に上文より所取の地といふに會津仙道の地方なり又政宗所領葛西大崎とせしに大なる誤あり給出羽米澤長井とあるは本領安堵せるまでの事にて此外に伊達郡等數郡の舊領もそのまゝなりしをるべし

因に云會津四郡の會津、耶麻、大沼、河沼なり仙道七郡は白河、石川、安積、岩瀬、安達、信夫、伊達なり又葛西七郡といへるに牡鹿、登米、本吉、磐井、膽澤、江刺、氣仙外に桃生栗原の半にして葛西氏これを領せし也葛西氏の秩父平氏の族葛西三郎清重、頼朝の泰衡征伐の時の功ありて下總葛西今武州

より奥州に封せられ天正十八年小田原征伐に遅參の罪として没収せられ十六代四百餘年にして即此時に亡びたり文彦が先のまの葛西の一族あり又大崎五郡といふは玉造、加美、志田、遠田、栗原にして足利の族大崎家康延文元年奥羽探題以來子孫これを領し亦葛西氏と同罪にて没収せらる葛西大崎は奥州邊鄙の事とて諸書に洩れたればくどくしくも補ふ

又烈祖成績翌十九年十月の下に家忠日記會津四家合考松榮記事を引き秀吉放木村貞重、伊達政宗之反覆削地、徒于葛西大崎加給政宗舊封羽州長井、奥州田村、鹽松、伊達信夫、刈田於氏郷通前領一百万石爲政宗修巖手澤城授之云々藩翰譜にも政宗が伊達信夫、刈田、柴田等の郡を氏郷に賜ひ葛西大崎の地を没収して政宗に給ふ今年政宗岩手澤城に移る今の仙臺なり云々とあり故に天正十九年に氏郷の封に會津仙道米澤に北の刈田郡を併せ一百万石にして政宗の封は南は舊來の領、宇多、亘理、伊具、柴田、名取、宮城、黒川、七郡より北は新封の葛西大崎十三郡桃生郡三十万

石とを併せ二十郡凡五十餘万石なりしをるべし

扱此墨付賜はりしといふ事武野燭談には大神君御直筆にて政宗に百
 万石給はるべきとの御判御神文有云とあり其外諸書にも見え成績
 には神祖遣伊奈圖書於奥州授伊達政宗以方畧守巖手澤城今更稱 堅陣
 持重勿與戰とのみありて墨付の事無し藩翰譜も政宗白石の城を攻
 落すかゝる處に徳川殿の使者來りて石田退治の爲め上方より登るべし
 速に巖手澤より引返し軍出すべからず云と政宗僅に攻取れる白石の地
 のみ賜ひさせる恩賞も無し政宗が振舞兼て仰下されしと違ふと多き
 およりしありとのみよて亦此事あり又窓のすさび松崎に關が原陣
 の前より景勝押への事を仙臺中納言政宗卿へ仰遣ひされ彌御身方に属
 し忠を勵まれなば御利運の後關國三ヶ國を増給はらんとどの神文を下
 し置うれけるが云と徳川記に家康公の御底意か景勝滅亡するから
 ば彼所領の悉く政宗に賜はるべきと云と政宗大に笑を含み云と重
 て申けるの御判を頂戴叶ふべき哉使者答へて易かるべし政宗大に喜
 悦しく云と使者を差添へ家康公に遣しけるお難なく御判を賜はりけ
 り云と景勝降参せしりば彼所領賜はるべきに政宗大に不届して云と
 御判の頂戴しければ其沙汰の及ばざりし云とあり以上諸書異同
 あり日本外史に内大臣中澤主税を政宗へ使して兵を止め疆を守ら
 しめ密旨の趣など殊に詳に説き公苟聽從更有密旨事平以會津百万石
 附公政宗大喜使人送至小山乞印信収兵歸大崎云と政宗數侵上杉氏違
 密命乃停前約割上杉氏地十二郡六十二万石賜之とあり上杉氏の地十
 二郡といふの何れを言へるよやさらし當らぬ事あり又上の文書の年
 月に據るの小山のあらで江戸にて印信賜はりし也されど事實に至
 りての外史如き書もとより論ぜるよ足らず
 扱前の文書中の地名を言はんよ蒔田伊達信夫田村は今も郡名にあり
 て疑ふべきもなし二本松といへるの二本松城の二本松氏の領せるよ

り郡名とせるまで即安達郡の事なり興國四年足利尊氏畠山高國を探題とす二本松氏の祖あり鹽松の舊名四本松の轉として亦安達郡なり鹽松氏貞平中尊氏又吉良貞家を探題とす其後なふれに據り領地は依て郡を分ち唱へしなるべし長井の出羽の置賜郡にして亦長井氏元中の初伊達氏長井廣房を滅して其郡を取る據れば郡名とせるにて米澤も同郡中ありそのふる領主の氏もて郡名とせしは常の事なり扱又文書の面五十万石許なるを百万石といひしは如何にと考ふるよ此時政宗の領の前にいへる二十郡五十餘万石あれば新封と併せて百万石とあるべきをやがて百万石の墨付といひしよどあるべき免ても角ても今伊達氏に此文書の現存する上の諸書の誤謬の容易は知らるべく景勝が所領百万石よりあらで景勝が所領の内を割きて新舊合せて百万石の事あるを訛傳せるなるべし伊達氏の領の慶長の時に全く定りしよてその地之前にいへる二十郡五十餘万石に上杉氏より新よ刈田一郡白石城攻め取りすべし二十一郡六十二万石これぞ近き頃までの仙臺領よてある以上の論餘りにくくしくいあれどおのれが舊藩の事にもありその上奥羽の事ハ世の人の知らぬと多かれのあながち益なき辨にもあるまじとかくは物しつ且彼直孝が引裂きしといふ事をも一應諸書に涉りて考ふべければ諸君冗長なるを忍びて次會に今一論記せんを見られよかし

文書の中の年月の事烈祖成績に據れり慶長五年七月廿七日遣伊奈圖書於奥州八月四日神祖至江戸九月朔發江戸城とありて文書の八月廿二日の月日善く合へり又藩翰譜成績共に巖手澤城を今の仙臺城とせるは誤なり巖手澤は玉造郡にありて今岩手山と稱す後慶長七年に仙臺に移りしなれば慶長五年の尙巖手澤にありその玉造は大崎の地あれバ大崎少將といあるなり少將に任せしハ慶長三年也御家老衆へ宛行とは不審うし數字に仁字を用ゐしハめづらあり

○日本書紀ヲ讀ム心得

木村正辭

日本書紀ハ、吾邦無上ノ寶典ニシテ、日本人タルモノハ、其專門學ノ何タルヲ問ハズ、必誦讀スベキノ書ナリ、其誦讀スルニ就テハ、先國體ノ存スル所、及治亂興廢、君臣ノ得失ヲ知ルベキハ勿論ニテ、兼テハ事物ノ起源ヲ考究スベキヲナリ、此事物ノ起源ヲ考究スベキニ就テ、大ニ心得ベキヲアリ、其ハイカニトイフニ、此書力メテ邦語ヲ漢文ニ改メ、且文飾ヲ加ヘタルニ依リ、當時ノ事實ニ協ハザルモノ往々之アリ、故ニ之ヲ確實辨明ニスルニアラザレバ、事物ノ起源ヲ考究スルニ於テ、誤リヲ來スヲアリ、今其一ニヲ出サン

社友小中村清矩氏日本書紀ヲ讀ムニハ、心スベキ事ト題スルノ條アリテ、既ニ第六十二号ニ載セタリ、宜シク併致スベシ、但シ今出ス所ノモノ、余ガ發明シタルニハアラズ、先哲ノ言置キタルヲ、彼此ノ書中ヨリ鈔出シ、其レニ余ガ説ヲモ交ヘテイフナリ、

先第一神代ノ上、卷首ニ其清陽者薄靡而爲天、重濁者淹滯而爲地、精神之合搏、易、重濁之凝場、故天先成、而地後定トイフ、此三十六字ハ、淮南子天文訓ノ文ヲ、其儘用キタルモノニテ、決シテ吾邦ノ古傳説ニハ非ズ、全ク作者ノ加ヘタル潤色ノ文ナリ、是等ノ文ニマドハサレテ、古傳ヲ誤リ勿レ、神代紀中ニハ、猶イフベキヲ甚多カレド、他日之ヲ論セントス、サテ神武天皇ノ詔ニ、時運属鴻荒、時鍾草昧、故蒙以養正治此西偏、皇祖皇考、乃神乃聖、云々トアルハ、漢文潤色ニテ決シテ當時ノ實事ニ非ザルヲ活眼ノ人誰カ知ラザラン、此他代々ノ天皇ノ詔勅、大方ハ右ト同一ノ潤色ニテ、上古ノ事實ニ協ハズ、上古ノ詔勅ハ、必續日本紀ニ載セタル宣命ノ如キモノナルベシ、又同天皇ノ紀ニ、皇軍ガ賊ト戰テ勝チタルトキ、其軍卒ヲ慰勞スル所ニ、弟猶大設牛酒、以勞饗皇師、崇神天皇ノ紀ニ、蓋命神龜、以極致災之所由トアル、牛酒神龜ナド、吾邦上古有ルヲ無シ、又景行天皇ノ紀ニ、日本武尊ヲシテ、東國ヲ征討セシメントスルトキ、天皇持斧鉞授日本武尊トアリ、吾邦上古斧鉞ナドイフモノ有ルヲ無シ、故ニ此時ノヲテ、古

事記ニハ、給比々羅木之八尋^{ホコ}予トカケリ、是實物ナリ、又綏靖天皇ノ紀ニ、
元年春正月尊^テ皇后曰皇太后^トアリテ、是ヨリ以下、代々如此記サレタリ、
コレハ先帝ノ后ハ即^チ當天皇ノ母后ナルニヨリテ、尊^レテ皇太后ト申スコ
トニテ、漢風ヲ學ビタルナリ、サレド當時ノ實事ニハ非ズ、上代ニ太后ト
イヒシハ、嫡后ノトニテ、母后ノトニハアラズ、又紀中ニ妃夫人嬪等ノ稱
ヲ載スト、雖、上代ハ此等ノ稱アルコト無シ、故ニ是等ノ文字ニ拘ハラズ、皆
キサキト訓ムベキナリ、其内ノ嫡后ヲ^{ナホキサキ}太后トイヒテ、之ヲ別テルノミ、
次ニ年号年紀ノコトナリ、先支那ノ曆ノ吾邦ニ渡リタルハ、欽明天皇ノ十
四年ニ、曆博士ト曆書トナ上ルベキ由チ、百濟國ニ勅シテ、其翌年曆博士
固德王保孫トイフ者、來タリシコト見エタレド、此時ハ未^タ世ニ行ハザリシ
ナリ、此ヨリ五十二年ヲ經テ、推古天皇十年十月ニ、百濟ノ僧勸勒ト云モ
ノ來テ、曆本及天文地理書ヲ貢ルトアリテ、此時陽胡玉陳トイフ人、曆法
ヲ學デ卒業ストイヘリ、カクテ十二年正月、始テ曆ヲ天下ニ頒行スト、政
事要畧ニ見エタリ、此曆ヲ天下ニ頒行シタルヲ、日本紀ニ載セザルハ、史
ノ缺文ナリ、此御代既ニ曆日ヲ用サタリシ證據ハ、此天皇ノ三十一年ニ、
造ル所ノ銅像ノ釋迦佛ガ、現今大和ノ法隆寺ニ存スルヲ、其光後ノ銘ニ、
法興元卅一年、歲次^ニ辛巳十二月云々トイフコトアリ、辛巳ノ年ハ、推古天
皇ノ二十九年ニ當レリ、法興元トイフ年号ハ、一時佛徒ノ私ニ稱シタル
モノナルベケレド、何年何月トイヒ、又干支ヲ用サタルヲ見レバ、全ク當
時曆法ヲ用サタルコト明カナリ、如此曆日ハ、推古天皇ノ時ヨリ用サ初メ
タルナレバ、是ヨリ以前、神武天皇即位ノ年辛酉ニ至ルマデ、凡一千二百
六十四年間ノ事ヲ、日本紀ニ、某年某月某日トキハヤカニ記載シタルハ、
多クハ推當ノ說ニテ、如此儲ニ知ルベキヨシハ無キ筈ナリ、故ニ古事記
ニハ、一ツモ年月日ニ係ケテ記シタルモノアルコト無シ、天皇ノ御崩年ナ
ドモ、元古事記ニハ無カリシテ、後人他書ニ據リテ、書加ヘタルモノ間有
之、日本紀ト古事記ト御年ノタガヘルモノ多カルモ、元實ノ傳ハ無キガ

故ナリ。シカラバ、其曆法無キ以前ハ如何トイフニ、一月ハ只月ノ盈虛ニ據リテ、大概ニ之ヲ知リ、一年ハ草木鳥虫等ノ出沒ニ據リテ、之ヲ知ルノミ、魏志ノ東夷傳ニ、吾邦ノ事ヲ記シタル所ニ、其俗正歲四節ヲ知ラズ、但春耕シ秋收ルヲ記シテ、年紀ト爲トアルハ、大方當ルコトナリ、是等日本紀ヲ讀ムニハ、豫テ心得置クベキコトドモナリ、此他心得置クベキコト甚多シト雖モ、一席ノ演說ノ能ク盡シ得ベキニアラザレバ、以上ノ諸件ニ准ジ、當時ノ事實ヲ能ク考ヘテ、其文字ノ爲メニ誤ラレザル様、注意シタラシニハ、大ナル誤リナカルベキナリ、

○古處 山樵ノ詩

古處山樵、姓ハ原、名ハ震平、字ハ士萌、筑前秋月ノ人、龜井道載ノ門ニ遊ヒ、詩ヲ能クシ、文ヲ能クス、嘗テ江戸ニ來ル、吾師大沼枕山翁ノ先人竹溪先生、山樵ヲ送ル詩アリ、云ク「古處先生似謫仙、
迷花中酒度年々、麴溪咏柳煙中閣、墨水尋梅天上船、世路風波官

興盡、家山泉石夢魂牽、暫於湧翠軒前飲、金盞一行詩百篇、是レ山樵ノ小傳ニ充ツヘシ、其他ハ詳ナラス、女采蘋アリ、詩山堂詩話ニ「西國出南冥之壘、而早蜚名譽者、江沓洲原古處、廣元簡、其餘無聞焉」ト云フヲ以テ之ヲ觀レハ、山樵ハ隨分有名ノ人ナリ、又村上佛山翁ノ如キ有名ノ詩人、其門ニ出ツルヲ以テ之ヲ觀レハ、山樵ハ隨分有力ノ人ナリ、惜ヒ哉、其遺稿、散逸シテ世ニ傳ハラズ、頃口偶、山樵ノ詩數首ヲ得タリ、因リテ妄リニ批圖ヲ加ヘ、之ヲ同好諸彦ノ一覽ニ供ス、明治十四年八月十八日、井上哲次郎、識、

寄龜雲來

五更、三點、著、朝、衣、古、處、城、高、雪、掩、扉、何、似、雲、來、閑、隱、士、訪、花、尋、柳、弄、春、輝、

關羽歌

神、耶、龍、耶、人、耶、馬、馬、上、割、飛、偃、月、刀、阿、瞞、大、軍、鼎、折、足、旌、旗、百、萬、如、燎、毛、孟、起、

自是黥彭侶。髻之絕倫一何豪。

項王歌

西、楚、項、王、渥、丹、面、髻、如、蝟、毛、眼、如、電、烏、合、纜、提、三、戶、衆、席、捲、天、下、疾、於、箭、漢、將、
秦、兵、崩、厥、角、紛、如、迅、鷲、狂、飛、靈、子、嬰、俎、醢、太、公、羹、暗、鳴、叱、咤、七、十、戰、維、時、不、利、
可、奈、何、泣、擁、美、人、相、和、歌、烏、江、深、兮、深、可、厲、漢、軍、多、兮、多、可、燼、甲、帳、月、白、秋、風、
鳴、楚、歌、三、面、雖、不、逝、

洋々社談第七十八號終

官許明治八年

編輯兼印刷人

岡 敬 孝

冊壹

定價

二錢五厘

冊五

前金拾六錢

冊十

前金三十錢

冊二十

前金五拾六錢

府外配達一冊、郵稅一錢申受候事

但五冊一、纏、郵稅二錢十冊同斷同四錢廿冊同斷同八錢

印刷所

東京藥研堀町三十三番地

報知社

各府縣賣捌所

東京銀座四丁目八番地

同 尾張町
同 琴平町
同 新櫻田町
同 日本橋通一丁目
同 人形町通元大坂町
同 南茅場町
同 兩國米澤町
同 神田雉子町
同 東松下町
同 淡路町
同 表神保町
同 湯島一丁目

朝野新聞社
共 同 堂
靜 霞 堂
新 光 堂
春 陽 堂
大 倉 孫 兵 衛 郎
伊 勢 屋 金 次 郎
法 木 德 兵 衛 郎
三 浦 屋 金 三 郎
深 川 屋 良 助
巖 々 堂
水 越 善 太 郎
聚 星 太 郎
鐵 山 堂
角 松 久 次 郎

同 今川小路一丁目
 同 下谷數寄屋町十四番地
 同 表神保町
 同 京橋區南佐柄木町
 同 下總國千葉橫町
 同 香取郡佐原町
 同 石川縣下金澤尾張町
 同 大坂道脩町四丁目
 同 本町四丁目
 同 靜岡江川町
 同 相州湯本
 同 江州根西内大工町
 同 武州川越南町
 同 所
 同 熊谷本町
 同 上州高崎田町
 同 富岡
 同 高崎
 同 美濃國岐阜太田町
 同 笠松宿
 同 肥後國熊本鹽屋町
 同 雲州松江
 同 岩代或福島通十一丁目
 同 仙臺國分町

塚田 翠麓
 岡村 庄助
 大黒屋 金次郎
 弘文 社
 内國通運會 社
 堤正 堂
 雲根 堂
 報知 社
 河内 眞七
 提醒 社
 福住 九藏
 新間 二吉
 菅田 文堂
 岸田 文堂
 博文 心堂
 治田 次郎
 菊屋 彌作
 春陽 舍
 玉井 忠造
 活版 社
 園山喜三右衛門
 近江屋三十郎
 中村 清助

明治十四年九月三十日發兌

古瓦叢談

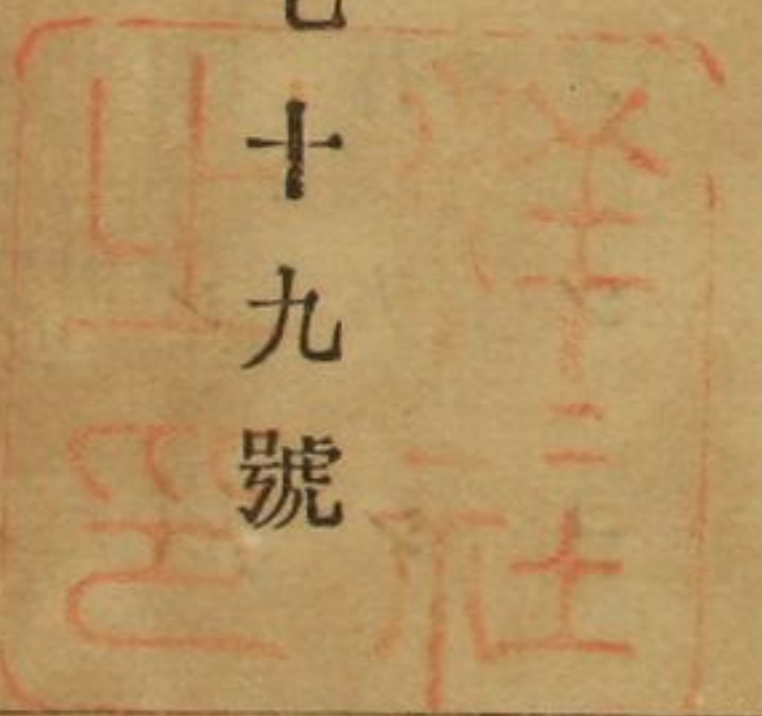
伊達政宗百萬石墨付の話

學庭叢語

教と學との訓義

洋々社談

第七十九號



社友會スル毎ニ其相示ス所ノ
 文ヲ採リコレヲ活字ニ印シ以
 テ同好ノ士ニ頒ツ讀ム者ヲシ
 テ洋洋ノ樂ヲ共ニセシメンコ
 トヲ欲スレバナリ

社員人名

西村茂樹 伊藤圭介 石橋好一 飯島半十郎 井上哲次 林原經昇 大植原德翁 大井鎌吉彦 大山朝弘 大小川通久
 岡本監輔 大澤清臣 大木永惇 四谷恒川 依田百川 春日井尙古 那珂通高 那珂義壽 那珂通世 那珂俊德 野口之布 黒川真頼
 増野田 牧野村 小中井 小永八 青山芳 柳原野 三橋重 島田重 平野知 世良太 故木坂村 正解

洋々社談第七十九號

○古瓦叢談 (前號續)

伊藤圭介稿

是皆上代ノ物ニシテ、異邦ノ製ニ非ズ、異州ニ命ゼシコトハ、中古物製ノ盛ナリシヨリ然ルベシ。今年備中松山ニ在テ、吉備公ノ舊地ニ至ル、今ハ寺アリ、吉備寺ト云、住持ノ僧云、吉備公歸郷シテ、此地ニ伽藍ヲ建ツ、是即チ佛閣ノ開基ノ初メタルベシト、數世ヲ經テ亡タリ、今ニ至テ一千二十餘年ナリ、其壯麗知ル事能ハサルニ、近頃地ヲ堀テ、古瓦八枚ヲ得タリト云、余是ヲ見ルニ、實ニ千古ノ物ニシテ、人ヲシテ懷古ノ情ヲ起サシム、其質白ク、厚サ二寸餘、面ニ模様アル者ハ、尤巧ミテ極ム、平ナル者、圓ナル者ニ至テハ、背面ニ布紋アルノミ、世ノ好事ノ者、千里ヲ踰ヘテ來リ見テ云ク、本邦ノ製ニアラズトス、余亦疑フ、甚巧ニシテ、其土甚粗ナリ、各重サ二貫目餘アリ、是ヲ以テ伽藍ノ廣大ナル想ヒミルベシ、僧余ガ古瓦ヲ好ムニ感シテ、之ヲ余ニ惠ム、是余ガ襲物中ノ第一ノ奇古ナル者ナリ、又丙辰ノ

洋々社談 第七十九號 一 洋

春松山ニ在テ、南郊ニ至リ、僧元珉ノ舊地ニ遊フ、地ヲ穿テ一古瓦ヲ得タリ、圓瓦ニシテ、東大寺大佛殿ノ六字アリ、此夏備中ノ玉島ト云處ニ至リ、里正松田氏ニ止宿ス、主人古瓦ノ癖アリ、襲物ヲ出シテ余ニ示ス、ソノ中最古ニシテ、蓮花ノ附タル物一枚、藤花ノモノ一枚、菊花ノ者一枚、ソノ菊花ノモノハ、秀吉公ノ城樓ノ瓦ナリ、大坂城中ニ得ルト、又同州兎ノ城ノ古瓦ハ尤奇ナリ、又世ノ古瓦ヲ玩弄スル者、刻シテ研ニ作ルモノアリ、余ハ古ヲ玩テ研トナスコト忌ム、研ニ作ルハ、研ヲ愛スルニ在テ、古ヲ愛スルモノニ非ズ

右ハ中陵漫錄ノ説ニシテ亦參考ノ爲メ冗長ヲ厭ハズ茲ニ鈔ス

○家藏古瓦品目

太政官瓦(古瓦圖譜ニ冷泉大納言爲則卿太政官瓦歌いにしへれのさと
のゑるし朽すしてのこる形をうつす、しき)法隆寺瓦、伏水桃山殿金
色菊紋瓦、尾張熱田社丸瓦(寛文十庚戌年ノ字アリ)洛北樂亭瓦、不破關瓦
(古瓦圖譜に太宮左少將政季朝臣不破關瓦歌に不破れせき土佐の國府
の名をとめてむかしを色あゝとらすやむ)京大佛殿瓦、大和唐招提寺
瓦、大極殿青唐草瓦、羅生門平瓦、京東寺瓦、西寺瓦、平城宮殿瓦(古瓦圖譜に
倉橋刑部卿泰行卿歌朽としてれこるやあらの宮のしらふとしくたて
し軒のかはらひ)京大内裡樂字瓦、熱田八劔宮瓦、南都都乘院瓦、三州篠塚
醫王寺瓦、尾張尾頭願興寺瓦、北筑都府樓古瓦硯(此硯ノ蓋ニ筑前儒臣龜
井昱太郎ノ銘ヲ記セリ)曰中室餘澤、菅公遺憾、古瓦如斯、詩懷滲譖、大坂高
津宮瓦、和州藥師寺瓦、播州手枕松住吉社瓦、主殿寮瓦(古瓦圖譜ニ勘解由
小路前宰相資善卿詩泥陶成水火不假琢彫工、墜地今猶在、可歎殿寮空、宇
治惠心院瓦、和州當摩寺瓦、神祇官瓦(古畫圖譜ニ藤波神祇大副教忠朝臣
題神祇官古瓦詩當時廊廟聳、此日已成空、神聖光天德、君王祈歲豐、糲糊三
箇字、想像幾尋宮、庇得吾家祖、先朝共在公)尾州中島郡國分寺瓦、土佐國分
寺瓦、鎌倉建長寺瓦、伊勢菩提山經瓦、多賀城瓦、等ニシテ以上筆ニ任セテ

漫録ス、前後次第モ無ク、又謬誤モ多カルベシ老懶之ヲ訂正スルヲ能ハズト云]

○此佗尙頗ル許多ニシテ、家藏大約二百品許アルベシ余郷名古屋ノ博物庫中ニ今尙貯ヘ置タリ此古瓦類ハ、前ニモ云フ如ク、余家ニ久ク藏スルモノアリ、又往年名古屋櫻天神ノ社僧、瓦礫舍道人ハ、一奇僧ニシテ、其癖平素古瓦ヲ玩弄シ、第一ノ樂事トシ、諸國ニ游歴シ、遍ク探索シ、百里其重キヲ厭ハズ、自ラ携帶シ歸リ、珍藏セシモノ、甚タ多ク、又其頃駒屋蘭渚、城西木田村ノ大館左市、宮驛ノ深川權右衛門杯云玩古ノ好事家アリ、共ニ亦古瓦同癖ノ雅友ナリ、時實ニ寛政ノ頃ニシテ少ク流行ノ景況アリシナルベシ、右諸人ノ藏瓦甚ダ多數ナルニ、爾後多年ニシテ不圖悉皆余ノ家藏トナレリ、是前ニ謂フガ如ク余ハ此瓦礫ヲ深ク愛スル者ニハ非ズ且手自ラ撫弄スルノ餘暇トテモ無ケレド、此千年ノ古物ナルヲ以テ愛惜ノ情無ニシモ非ズ、余今長夏ノ日、之ヲ想起シ、此說ヲ雜纂ス、嗚呼

此瓦礫無用ノ頑物ト雖モ、千歲不朽ノ品ニシテ、其價ノ貴リ雖キヲ以テ、還テ古錢ヨリハソノ散佚遲々タル可乎、但亦雲煙過眼而已、次ニ服南郭翁ノ記文ヲ掲ケ以テ此談ノ跋ニ代フ

檜垣寺古瓦記

ひのきれ女のうゝ、其事をゆゑせて、後撰集大和物語又ゆゑられ、人のなまざる所なり、今ハ其跡寺となんなりてあるといひ傳ふゆゑ、肥後の曇龍上人ふるさどより、ふたゝび東へ向ひんとて、ふるさを思ふかゝくなゝる翁のくせをおもひこのまて、かの寺の瓦をもて傳へて、あゝへ玉へり、朝夕たつさへこゝろむるに、硯ななんせんとして、其道のたくまことつけて、さされひくといなし、琴をたまさくりて、過せしためしもゆらめやい、ざるをことのられいとしうむのしかもへば、もてあそぶばかりも、心ひとつよおのしきわさありや、おのれめてたしと見るのまのは、上人のさるくふりさへ携へ玉へりし、心つくしの海ふるさ情もす

てかきまよふに、ならぬ女もしよてかきつくれと、おけなくこそをこ
のましけれ、かつりかの白川のまつらおもへり、老おける身の今とた
硯の黒の墨髪お立のへるへきそちもわらそかし、硯ならても世をもて
かそふる物こそあれ、とかなき命毛の氣のそさそい、なのきもよしなし
とて、かきさしてやまつ

七十六翁

元喬

○伊達政宗百萬石墨付の話 (前号の續き)

大槻文彦

扱この墨付を井伊直孝か裂きて火中せしといふ事の諸書に見えたる
飯田氏の野史卷二百十八井伊氏傳に當大猷公馭世、命復政務於太祖之
故制、權中納言伊達政宗懇曰、伏聞復太祖政道、臣嘗得賜百萬石朱章、世々
變態以爲虛章、方今聞命謹請更賜其地、公召土井利勝曰、是乃太祖謀計、聽

之難、奈何而可矣、利勝曰、是議莫如直孝、迺薦之、公問其議、直孝曰、公議且以
難、臣奚爲得扼乎、曰汝言然、敢以託焉、直孝拜命、直孝乃知政宗邸、請謁見、謂
曰、頃聞卿有訟旨、實矣乎、政宗對曰、是也、太祖嘗有賜百萬石之印證、問曰太
祖之眞筆也乎、曰然、直孝請拜焉、政宗諾、直孝乃盪嗽、拜戴披讀畢曰、是反故
也、乃裁裂謂曰、是則太祖之謀計、方今之時、尺地莫有、徒翫弄印證、屢訟獄、豈
非卿而已、天下囂然、相訟獄、則雖府廷、不可得如之何、是戲訟也、政宗晒曰、實
負兒之淺瀨也、乃享而別歸、とゆりて其注に出せる引用書の遺老物語、土
入覺書、澁家手録、武野燭談、故諺記など一々原書を覽るに暇なければ、今
野史の文にて擧ぐ

梅澤西郊が名臣言行録には慶長中、璽書賜百萬石於奥侯、宗後侯數上疏
請之、皆疏寢不下、及慶安中、公綱幼踐位、奥侯宗復請之、執政忍侯阿部等憂
之、彦根侯直孝曰、是無何也、請任之とありて、釐頭に綱宗一爲忠宗、直孝一
爲直證、直孝とゆり

澁井氏の國史に、仙臺侯忠宗、父政宗時、神祖許與之百方石、有璽書、忠宗請不止、必從其約、利勝白上、唯直孝可使、直孝如仙臺邸、求見璽書、投之火曰、我爲子、除伊達氏之憂、神祖視輿地、無可割與者、故不封、至于今、今君挾璽書、責朝廷、朝廷無如君何、必移君西州、與之百方、我聞仙臺之廣、雖險歲、可得二百万以上、失之非君之福、我敢冒死、除君之害、於君如何、忠宗泣謝曰、請從今、因子得改事上とあり

黃門政宗卿の寛永十三年と薨去せられ、その黄門の事とすれ、將軍の大猷公の世なり、又黄門の繼子少將忠宗朝臣の萬治元年に卒去せられ、其嗣子少將綱宗朝臣の万治三年と隱居せられたれ、共に將軍の嚴有公なり、之をして中將直孝朝臣の万治二年七十歳おして卒去せられ、その伊達氏の三世に通じて説をなすとを得べし、されど事のさまを考ふるに、幕朝の威嚴を憚らずか、る事を促り、又幕府にも難事なりとして、直孝に處置せしむるなと、其事情を推せば、恐らくの政宗と直孝との間の事にてあしなるべし、然れども、是の前の條々に擧げたる諸書の文を、實事なりと見て、見解を下したるまでにて、固より此篇には直孝が裂きしといふの虚傳あるを證するなれ、此篇本文の趣意に、あらで筆のついでお書きつけたるのみ

扱前文諸書いづれも彼の墨付を政宗卿より幕廷へ奉り、直孝朝臣これを裂きしといふとを分明に記したり、されど前號に掲げし如く彼の墨付なる文書の現に今お存するより見れ、論より證據にて諸書の傳説の皆妄あるを如何にせん、畢竟彼の傳説の出所の一書にして、其筆者の一時妄説を記せるを諸書に傳説せしなるへし、百聞も一見に若かずといふ事も、われは百傳も一證に、右かずとも言ふべきか

○學庭叢語第一

井上哲次郎

天真子曰ク、我レ日ニ人ニ利セラル、ト多クシテ、我レノ人ヲ利スルト

少キヲ恐ル、

天真子曰ク、人間萬事、壓制ナラサルハナシ、人ニ壓制スル勿レト云フハ、即チ壓制ナリ、又人ニ壓制スル勿レト云フハ、即チ壓制ナリト云フハ、即チ壓制ナリ、此ヨリ以往、際崖ヲ見ス、

專攻ノ者、博覽ノ者ヲ笑フ、天真子曰ク、博覽モ亦專攻ナリ、專攻スル所、博覽ニアルナリ、

賽爾子曰ク、眞理ハ多角形ナリ、見ル所ニ隨テ同シカラス、

二人、天真子ヲ訪フ、一人曰ク、人學ヘハ、偏屈ナリ、一人曰ク、偏屈ナル者、學フナリ、天真子曰ク、各、眞理ノ一部ヲ見ル、夫レ學テ偏屈ナル者アリ、偏屈ニシテ、學フ者アリ、學ハサルモ、亦偏屈ナル者アリ、

天真子曰ク、其結果ヲ欲セハ、其原因ナカルヘカラス、

士邊子曰ク、人、船上ニコアリテ、船、東ニ走リ、人、西ニ走ルキハ、人實ニ何ノ方ニ近ツクカ、地球亦船ト人トヲ載セテ、且ツ其軸ヲ轉シ、且ツ其軌道ヲ

行クキハ、人實ニ何ノ方ニ近ツクカ、大陽系亦船ト人ト地球トヲ併セテ、無際ノ大空中ニ動クキハ、人實ニ何ノ方ニ近ツクカ、

歌刺子曰ク、萬物變遷シテ、暫クモ停マラス、今同シ川ニ入リテ、同シ川ニ入ラサルナリ、

天真子曰ク、巧ノ至レル者ハ、其巧ヲ見サルカ、何ヲ以テ其巧ヲ知ラン、

莊子、惠子ト濠梁ノ上ニ遊フ、莊子曰ク、魚、從容トシテ以テ出テ、遊フ、是レ魚、樂ナリ、惠子曰ク、子、魚ニ非ス、安ソ魚ノ樂シキヲ知ランヤ、莊子曰ク、子、我レニ非ス、安ソ我レノ魚ノ樂シキヲ知ラサルヲ知ランヤ、天真子、惠子ニ代リテ曰ク、子、我レニ非ス、安ソ我レノ子ノ魚ノ樂シキヲ知ラサルヲ知ラサルヲ知ランヤ、此ヨリ以往、際崖ヲ見ス、

天真子曰ク、佛氏ハ本來是レ空ト説ク、是レ空カ、空ナル者アルニ非スヤ、天真子曰ク、老子無爲ヲ爲スカ、是レ爲スナリ、不言ヲ言フカ、是レ言フナリ、

或者天真子曰、謂テ曰ク、子ノ言、莊子ニ類ス、天真子曰ク、莊子、我レニ類ス、曰ク、子ハ莊子ヨリ後ナルニ非スヤ、安ソ先ナル者ヲ蔽フテ得ン、曰ク、莊子ハ我レヨリ先ナルニ非スヤ、安ソ後ナル者ヲ蔽フテ得ン、

汲魯子曰ク、我レ豈死ヲ畏レンヤ、我レアレハ、死ナシ、死アレハ、我レナシ、我レ豈死ヲ畏レンヤ、

天真子曰ク、墨子、儒家ノ命ヲ言フテ譬ル、安ソ其儒家ノ命ヲ言フテ譬ルモ、亦命ナラサルヲ知ラズヤ、

天真子、家ニアリテ、必至ノ理ヲ講ス、會、童子園中ノ桃ヲ竊ム、天真子叱シテ之ヲ沮ム、童子曰ク、桃ヲ竊ムモ、亦必至ノ理ナラスヤ、天真子曰ク、之ヲ沮ムモ、亦必至ノ理ナラスヤ、

或者、物價ノ古ニ十倍スルヲ歎ス、天真子曰ク、何ソ歎スルヲセン、我カ買フ所高ケレハ、我カ賣ル所亦高シ、曰ク、必スシモ然ラヌ、曰ク、必スシモ然ラヌハアラス、

天真子曰ク、老子、善者ハ辨セスト云フ、是レ善者ハ辨セスト云フヲ辨スルナリ、

天真子曰ク、伯夷、大齊、周ノ粟ヲ食ハサルハ、其節ヲ全ウセンカ爲メカ、何ソ周ノ蕨ヲ食フヤ、又其踏ム所ノ地ハ、周ノ地ニ非スヤ、其戴ク所ノ天ハ周ノ天ニ非スヤ、其吸フ所ノ空氣ハ、周ノ空氣ニ非スヤ、

○教と學との訓義

小中村清矩

秋暑熾くが如くありし時景も、一夕俄に六十餘度の冷度お下り、書窓漸く月に伴ふべく、階前暗蛩の聲に親しむべき、夜坐を時として、童子の來りていふ、わが國の詞に、事物を指し示し、理由を覺し導くを、をしへといふ、則教、字の意なり、又先進に就て、此等の事を了解し、蒙昧を發くを、あひといふ、全く學、字と義同しきあり、此ふたつの詞の義を知るに、吾輩に最も用ある事なれば、其大むねをだに語られよ、おのれ答へけらく、をしへといふ、もと古く人を愛する義ををしといふより出さる詞と覺ゆ、され

ば其人を愛するまゝ、よるづの事どもを指示して、智慮を發かしむる
意なきをしりもどをしをしき、と活きて形狀言なるを、へふといふ詞を
添て、をしへ、をしふ、と活し、むかへむかふとらへとらふの類と均しき作
用言としたるなり、愛するを古言にしといふの、萬葉集一の中、大兄、命
三山、御歌とて、香山波、雲根火雄男志等、耳梨與、相諍競伎、とある男志の愛
の義よしして、香真山と耳梨山との男神が、畝火山の女神を愛し、互に我物
とせんと争ふる也、と解ふる説に據て知るべし、又惜字も當れるをしむ
といふ詞も、人にまれ物にまれ、愛すべしと思ふを、或は足らざる所ある
か、又の失せ損へるが如き類の、いと惜むべき事あるが故に、然るいへる
にて、此もをしより出たる詞ならん、假字のお、字ならずして、をしと同
しく、を、字あるをもて、思ひはからる、也、さて學字に充ふるまなびとい
ふ詞の、ま、終びといふと同じ意にして、ともに先進、又の師たる者の言行
を能く真似て、教を奉する業を成すといふ、所謂堯の服を服し、堯の事を

行ふ、則聖人の所作を、真似び學ぶ者といふへし、今、世文學に志さす子
弟の、其師たる人の、著書文詩の風體よし、講説の態、筆跡の形までも、大か
たに先づ學びとれる、此れ其業の皮相なりといへども、數年の勞を積
て、能く骨髓に至るまで、真似ひ得ん始とやいはましまなびとま終びと
同じ意ある證の、源氏物語明石の巻、明石の入道の、娘に琵琶を傳へた
る事を、源氏の君に語るとして、此世の事、捨忘れ待ぬるを、物のせちに
ふせき折々の、かきならし待ぬるを、あやしうまねぶもの、待こそ云々
又若菜の巻の下に、源氏の君の、夕霧の大將お琴の事どもをの給ふとて、
此國に彈つたふる始つたまで、此琴を心得たる人の、多くの年を知ら
ぬ國に過し、身をなきになして、此琴をま終びとらんとまどひてだおし
得るの難くある有ける云々、猶此物語のさらなり、外の書どもにも、多く
とえたる、此詞の遣ひざまを、よく考なば、明らかに知らるべし、學字も、尙
書大傳、また廣雅の釋詁に、學、效也とあるを、それば、和漢同轍に出たりと

いふべし、因にいふ、あらふといふ詞も、物に效ふ意なるが、詞の原にして、久しく效ひくし事、終に止まがたきにより、習字の意に専ら用ゆる事としもなれるならん、さて此等の説ども、おのれが考得たる條、少くて、大かゝ先輩のいひにける言なるを、これも口真似して、いさ、かうち出しもれぞと、のさりけるを、さなからにものして社談と云、

○第七十八號正誤

第一丁ノ裏 四行目ノ置ハ進ノ誤

第二丁ノ表 一行目ノ二、升五行目ノ二、石七行目ノ二、石十行目ノ二

十二石ハ皆仁ノ誤

第四丁ノ裏 十三行目ノしにてノ誤

古處山樵ノ項王歌ノ中ニ楚歌三面トアルハ楚歌三聲ノ誤

官許明治八年

編輯兼印刷人 岡敬孝

冊壹 定價 三錢五厘 冊五 前金拾六錢 冊十 前金三十錢 冊二十 前金五拾六錢

府外配達一冊ハ郵税一錢申受候事

但五冊一ト纏メ郵税二錢十冊同斷同四錢廿冊同斷同八錢

印 刷 東京藥研堀町三十三番地 報 知 社

各府縣賣捌所

- 東京銀座四丁目八番地
 - 尾張町
 - 琴平町
 - 新櫻田町
 - 同所
 - 日本橋通一丁目
 - 同所
 - 人形町通元大坂町
 - 同所
 - 南茅場町
 - 同所
 - 兩國米澤町
 - 同所
 - 神田雉子町
 - 同所
 - 東松下町
 - 同所
 - 淡路町
 - 同所
 - 表神保町
 - 同所
- 朝野新聞社
 - 共同社
 - 靜霞堂
 - 新光堂
 - 新陽堂
 - 春倉兵衛
 - 大倉孫兵衛
 - 伊勢屋金次郎
 - 法木徳兵衛
 - 三浦屋金三郎
 - 深川屋良助
 - 巖々堂
 - 水善太郎
 - 聚星館
 - 鐵山堂

湯島一丁目
 同 今川小路一丁目
 同 下谷數寄屋町十四番地
 同 表神保町
 同 京橋區南佐柄木町
 同 下總國千葉横町
 同 香取郡佐原
 石川縣下金澤尾張町
 大坂道脩町四丁目
 同 本町四丁目
 靜岡江川町
 相州湯本
 江州彦根西内大工町
 武州川越南町
 同 所
 同 熊谷本町
 上州高崎田町
 同 富岡
 同 高崎
 美濃國岐阜太田町
 同 笠松宿
 肥後國熊本鹽屋町
 雲州松江
 岩代國福島通十一丁目
 仙臺國分町

角松久次郎
 塚田翠麓
 岡村庄助
 大黒屋金次郎
 弘文社
 内國通運會社
 堤正平
 雲根支局
 報知社
 河内屋眞七
 提醒眞七
 福住九藏
 新間九藏
 菅間文吉
 岸田文吉
 博文堂
 文心堂
 治田次郎
 菊屋彌作
 春陽舍
 玉井忠造
 活版社
 園山喜三右衛門
 近江屋三十郎
 中村清助

明治十四年十月三十一日發兌

日光男體山へ登るの記

見聞隨筆

兩羽諸鑛山發見の年代

黃檗僧徒の書畫

洋々社談

第八十號



社友會スル毎ニ其相示ス所ノ
 文ヲ採リコレヲ活字ニ印シ以テ
 テ同好ノ士ニ頒ツ讀ム者ヲシ
 テ洋洋ノ樂ヲ共ニセシメンコ
 トヲ欲スレバナリ

社員人名

西村茂樹 伊藤圭一 石橋好一 飯島半十郎 井上哲次 林原經昇 植原德翁 大槻井鎌吉 大槻文彦 大槻朝弘 小川通久 岡本監輔 大澤清臣 大木永惇 依田恒之 依田百川 春日井尚古 那珂通高 那珂義籌 那珂通世 那珂通德 那珂通俊 那珂通德 那珂通布 增野田贊 牧野中村 小野井清八 小原芳八 青原芳野 柳橋重禮 三島重禮 島田重禮 平野重禮 世良重禮 坂谷重禮 木村正 增野田贊 牧野中村 小野井清八 小原芳八 青原芳野 柳橋重禮 三島重禮 島田重禮 平野重禮 世良重禮 坂谷重禮 木村正

洋々社談第八十號

○日光男體山へ登るの記

大槻文彦

男體山ハ日光山の最高峯なり日光山ハ下野國都賀郡の西北に連れる
 山脈の稱として上野岩代の連山と脈を通じ男體を中とし東北に大眞
 那子、小眞那子、太郎女峯、赤那木等の諸山聳えてこれを日光山と總稱す
 男體山古歌の黒髪山ともいふ山は樹木多けれなり又古く二荒山
 ともいふ後音よりて好字面を改め日光とせしとなり延喜神名式
 下野國に二荒山神社名神大とあるに即此山の神なりといふさるる其
 條に河内郡とあるに依りて近き頃今の宇都宮の明神ありとする説も
 ありこれ日光の今都賀郡なれり然れど今の日光の宮司早尾海雄
 子の日光の地の古河内郡なりし事を地勢と水脈とを河内の字に徴
 して詳説せり其當れるや如何を知らず此山は天平勝寶中當國の僧勝
 道新を開きて堂社を設け二荒の字を補陀洛山と稱へ僧空海も此に來

れりといひ傳へ二荒を日光に改めしも空海なりといふ男體山頂の即日光の神のいます處といふ

明治十四年八月余日光を遊び十三日中禪寺に至る今の神地となりて二荒山神社中宮司といふ社務所にて宮司早尾氏に饗せられ明日の登山を請ひて此夜此を宿す此夜々半に覺めて袖漏を見るは午夜過ぎかりしかばまだ早しと又も一睡して又覺めたれは曉三時なり遅かりつと蹶起す同遊の竹中邦香子も前夜より共々登山せんと約したれはゆりおこす折しも陰曆の廿日おて伏待の殘月前の湖水の波は落ちて曉色蒼然奇景いはんかたなし宿醉まだ醒めざるは燈下は飯を喫す早尾君白衣といふものを貸さる登山するもの必着るべきおきてなり先導する剛力といふもの二人を伴ひ白衣着て金剛杖をつき搏飯飲水など剛力も持たせ四人して社務所を出づ路暗けれは提燈とぼして山麓の門に入り山はかゝる麓より直々山林に入る結束といひ曉の涼しさ

といひ何とやらん肅々として身の凄爽清淨なるを覺ゆ此山頂まで三里ありといへど其實四十町許もあるべきか甚高しとにあらねども元來勾配の甚しき山へ路をば一直線は麓より頂まで開きてさらは迂曲すると無ければ登路の峻急なるは言ふばかりなし玄かのみおらず全山密林あるは雨水樹根の土を流し去りたれは滿地露根として足をつくる處おく枝根は傳ひ岩石を攀ち前人の踵を嘗めて登る麓より十二三町おサルマンの接待といふ處ありこゝまで夜明く頂まで日出を觀んの心ありしは出立つ時の遅きと快晴ならぬとまで日の登るを見るときを得ず接待といへるは此頃の登山人の爲めは設けたる怪しげなる小屋あり中の接待といへるまで下は湖水を一望し又南方は富士東南は筑波を分明に見る半腹以下は雜木茂生せるが以上の梅のみの密林となるこれを五合目の黒木界といふ樹黒ければあり上の接待といふを歴て七合目といふ邊は巨巖大石横はり鐵索鐵梯ありて上下す巖

洞の間は銅造の小祠あり瀧の尾の祠といふ胎内クバリなといふ洞穴あり此よりまをし登れり路稍平易となり彌陀が原といふ往年彌陀の銅像ありしを後に撤せしなり此原の邊より上は路傍の樹枝根又の石などへ多く木綿麻の絲を長く絡ひて路は沿ひ引きはへたるありこれを命綱いのちづなと名づけ信徒禱るとありて願クハシハタシおとてカセよ絲を絡ひ來りてかく延き行くなりといふ頂は近づけり樹木も漸く矮小となり岩石の間は躑躅を點綴して園庭の趣あり頂の地甚狭く祠あり幅も高さも丈許まで悉く銅で包めり銅華表もあり即二荒山の神なり嚴冬に積雪全く此祠を埋むといふ余が頂に至りしは七時五十分あり七合目頃より雲出で頂の雲霧益深くなれり傍なる小屋に入り搦飯を食ひ氷を飲む祠より東北へ一町許頂を傳ひて巨岩あり對面石といふ開山勝道上人か始めて山神に面せし處といふ此岩の上は一丈五尺許ある大鐵劔を建て傍は大神鏡あり鍍金の蓮座を安す此前には鐵の玉垣を繞ら

し銅鳥居あり此對面石の上は登れりこゝを最絶巔とす上は立ちたるは身の疾風は堪へざるを覺ゆ此は地理局にて建てたる測量杭あり太く高さ材なり今年同局の吏森某測量す晴日少く中禪寺は六十餘日ありて日々登降して測れりと云杭の上は旗あれど風は吹き裂かれて切れくはなれり此日の生憎く雲霧四塞して咫尺を辨せず暫し待ちたれども晴るべきけりひも無し多年の宿志に酬はず遺憾やるかた無し依りて爰は獨逸人クニツピング氏の測量書あるを譯出して缺を補ふ同氏最絶頂の巖上は磁針盤を置きしに大なる差を生じたれり驚きて考ふるは全く岩は鐵氣のありしなりと云依りて立ちて掌上にて測る富士の正南より二十六度あり其富士を基として筑波の富士より東へ六十六度なり上野の赤城山の富士より西へ廿五度なり榛名山も西へ廿五度三なり白根山も西へ八十六度五なりといふ又山の高さの海面より二千四百九十八メートルなりと云一メートルを三尺三寸三分

三とすれの七千五百餘尺あらん頂の此日の氣候の着たる筒袖の肌着
股引何れも單へある上は白衣といふ綿布の單衣ひとつひて只冷なり
と覺えたるまでなり又頂より西へ峯通りは二三町降れば太郎山とい
ひて小祠あり祠形頂のものと同じ祠旁に大岩あり下の絶壁深谷は懸
りはらばひて下を伏臨するは毛髮悚然目もくるめく許ひて幾千百丈
なるを知らず元來此山も太古の噴火せるは相違なくこの其噴火の
孔もあるべきか頂の邊の地の多く禿げたるは處々ある石の御影
の質も皆焼けて裂けたるものなり砂石皆赤く富士の頂の狀に異な
らす且かゝる樹木多き山なるは全山中は泉源の流れ出づると絶えて
無しこれ地下の砂土浮石ひて雨水皆浸み入るの證なりされど噴火の
前世界の事もあるべく芥溜りて土となり依りて樹木生じてかくま
でよ長生せるを見るも其久しきを知るべし下路のいと速よして午前
十一時に麓ある社務所よつぎぬ山おして一絶を得たり

高峻關東第一寰八州風物寸眸間富峯之白筑波紫秀色移來黑髮山。

此邊の土人の殊は此山に登ることを恐るこれの峻嶮あるをも恐るべけ
れど第一おの此山を神變不可思議のかたよつきて恐るゝなり登る者
の數日間潔齋す余等が宿醒の朝もど容易く登降せるを驚ける狀なり
されど余等も其峻おの頗る恐れざるはあらず舊法おの登山する者自
家よて別火齋戒し垢離すると四十八日よして七月は中禪寺お至り行
を修し七日お登る故お登山の日の一年一日なりき今は舊曆四月八日
か九月九日迄山を開く然れども七月一日か七日迄一週間最盛なり中
禪寺の湖邊お行小屋^{ギヤウ}として十五六棟ありて何れも大厦なり盛なる時の
一夜は三千人も宿して充滿す此一週間登る者今尙二万人は至ると
云山麓の雜木雜草隈笹あれど中腹以上の悉く榎^{ツガ}なりツガモミといへ
るよて葉稍細しといふ此樹お舊曆八月中旬は菌を生ずツガタケとい
ふ形味松茸お同じく但香稍うすし又ツロツガといふも雜れり皆高き

四五丈もあるべく古來斧斤の入らぬ地なれぬ密樹ふて空も見ぬ程なり頂の邊に低きツガとシラカンバと躑躅となりツガは縮屈して根タケノコの如しシロヤシホといふの躑躅に似たり此外に石楠花多く苔桃コナモミといふ草あり赤き小き實を生じ食ふべし東京の花戸おハマナシといふものふて富士も多しと云山は猿鹿カモシカ羚羊住むといへり小鳥も多く秋初も鶯聲を聞く男體の全山根廻り皆社地境内おして門の南麓は一處あるのみ常お鎖し社務所の許可を得て登るなり前にもいへる如く登る者の必白衣を着せしめ山役として若干錢を納れしむ洋人或は書生など來る者之を拒みて屢争ひ論ずるものもあれど全山社地なれぬ神官の許諾なくして登るべからず前年獨逸皇孫の登りし時の喜びて白衣を着け頭巾も脚半も白綿布にて製せしめ其結束を寫眞せしめ本國へ送られしとなり凡そ庸人の事を擾する害なき事をも強ひて争ひ論ずるは皇孫の虚懐なるを見ても豈愧づる所なからんや

○見聞隨筆の二

依田百川

會津藩の山川大藏といふの年廿五六戊辰のよてきいめて心剛ある人なり父の世々かの家のおとなたりき大藏勇を好み兵をよくせり幼きより外國の事を忌さらぬその長とせる砲艦の類といふとも極めてその非を論したりしか前參議との大藏の年若くして思慮足らず外國は遣はしその形勢風俗を見せたらむは自心つくよしありてかへりて他人は勝ることあるへしとて小出大和守英實か外國奉行して魯斯亞國は使せしとき陪從せさせかの國より英佛諸國お遊歴してかへり來れり戊辰の四月奥羽の亂起りし時日光口の將として幕府の舊將大鳥圭介等と脱走の浪人を指揮して官軍と戦ふとまはくなりき中つく野州鹽原よて肥前鍋嶋氏の兵と戦ひ味方わか二百ばかりおて敵千餘と鋒を交ぬ大藏は両翼の銃隊を下知し草風隊の主長村上求馬等短兵をもて敵を驅やふり大は勝を得たり村上は遂は戦死せり或時敵の爲

よ裏をか、れて大に敗績し大鳥と只二人敵の大勢に圍まれたるを辛くして斬り抜け驚く味方を罵勵し險に據て防戦し遂に敵を退けたり大藏かつて余に語りていふ大鳥のさしたる人物とも覺ゆるししかと戦敗たるときさらば沮喪の色見ゆるす徐に敗兵をおさめて後事を議しあつてたる有さまなし凡戦やふれたる時の剛なるものひたすらに死をのみいそぎ柔なるもの氣挫け心折て物のやくよ立さる人多し大鳥のまからす或る日戦破れたるお陣營お走りかへりて山川君またまけるのと打笑ひやかて再び戦事を議す多く得がたき名將なりと物語りき

同じ藩お太田小兵衛といふものあり祿三百石よして隊長たりこの人男子二人あり長子の二十はかりなり次の女子次の又男子よて八歳なり名を何といひけん忘れたりこの小兒極て膽氣あり尋常の小兒と同じからす父出陣の時兄も同じく出立て残るの母姉と己のみなりしか

小兒父よ向ひ今度の戦味方勝利をくして敵城よ近つたの母姉のいかよしてよろしかるへきやおしへ給へといひしかの父その志を感じその頃宅の城外よありしかされのよ敵近きたらんとき母姉を伴ひ城中よ入り我君を守り奉るへきと臣子の常分なりと教ふるよさらの敵もし強くして城落たらんよいかよすへきと問ふそれの教ふるまでもあし命運の盡る時そと覺悟して己まつ自殺し母姉をも勸よと云しかの小兒大に喜ひしからんお日頃欲しかりつる短刀をわれよ賜のれとて袖よ纏りて放たされのさのどて腰よ佩たる秘藏の短刀を與へたりかくて一月餘ありて會津の兵次第よ敗れ敵城下よ近きければ城外の男女我もくと城中よ入りたるよ太田の家を隔ると遠かりしかの母姉をこの小兒壹人してかひくしくともなひかの父の授けたる小刀を佩ひ城門よ近きしよはや日暮たれのとて城門の守兵聞入す小兒のさかしくも城門よ立寄て父か出陣の時教訓せし言を言は淀ま

す告しらせしかの城兵その大人しきも感服し異議なく城中に入たり
けり九月に至り敵兵城を攻むると益きひしく晝夜砲聲やむ時なし婦
女幼きもの驚き騒くと大方あらねともこの小兒の常の如く紙鳶なと
もて遊ひて驚く色なしかくて或日城外小田山といへる火薬の倉庫も
火入りて大に燃出たりすはや敵の攻入りたりと罵るほど小兒のか
ねて覺悟したりしかの騒く人々を見かへりもせず假家の椽先も走り
出て立のほる烟を仰見て徐に短刀を拔出し己の腹も突たて引廻たる
さま大人の自殺もかくのあらしと人々感泣せしとそこの小兒いまた
四五歳より人々勝れたる性質見ゆたりしかの執政佐川勘兵衛養子も
せんとかたらひしかの父小兒を呼てその意を問し小兒頭をふりて
従ひすいかなる賤き職なりとも奉公して人の家の繼侍らしと答たり
幼きものなれの親のもとをはなるを厭ふあらめとて佐川の巳の家
と呼て菓子餅なとあたへよく心をとりにいかよくと問しかと同じ

答のみありしかの佐川もその志を感じて養子よせんとの望を斷しと
しり

○兩羽諸鑛山發見ノ年代

在羽後 大川通久

兩羽諸鑛山發見ノ年代ヲ記シ、書類ハ、往年回祿ノ災ニ罹リタル由ニ
テ、今詳ナラス、余偶測量ノ餘暇ヲ以テ、古老ノ傳聞及ヒ農家ノ古記録ヲ
見聞シ、僅ニ知ルコトヲ得タリ、因リテ録シテ社會ニ寄ス、

八森山ハ、銀鉛ヲ産ス、寛正五申年ノ發見ニシテ、今チ距ルコト四百十八
年、

向銀山ハ、天正三亥年ノ發見ニシテ、今チ距ルコト三百六年、

院内山ハ、慶長十二未年ノ發見ニシテ、今チ距ルコト二百七十五年、

小澤山ハ、寛永十四丑年ノ發見ニシテ、今チ距ルコト二百四十五年、始大

坂ノ行商、圓八郎ナル者、米白湊

野代ニ來リ、米代川ニ沿ヒ、行クコト十

八里、小澤ニ至リ、金色アル一塊ノ石ヲ拾ヒ得テ、銅鑛ノ近キニアルコ

トナ知リ、竊ニ開鑿スルノ志アリ、大坂ニ歸リ、紀州熊野ノ銅鑛ニ着手セル岩見甚左衛門ニ計リ、カノ一塊ノ石ヲ示スニ、甚左手ヲ拍チテ賞嘆シ、コレ眞ニ最良ノ銅鑛ナリト云ヘリ、由リテ甚左ヲ伴ヒ、再ヒ米白湊ニ來リ、草末證文山林開拓ノ免狀ヲ受取り、甚左指揮シテ、炭窯ヲ設ケ、始メテ銅ヲ吹キ出タセシト云フ、

三牧山ハ、寛文七寅年大坂ノ行商、大坂屋久右衛門ノ發見ニシテ、今チ距ルコト二百十五年、

萱草山ハ、寛文十二年鴻池三郎右衛門大坂ノ商人ナラシノ發見ニシテ、今チ距ルコト二百十年、近來此ノ鑛坑石炭ヲ出タス

矢櫃山ハ、天和元年ノ發見ニシテ、今チ距ルコト二百零一年、

眞木澤山ハ、寶永三戌年大坂ノ商人、泉屋吉右衛門ノ發見ニシテ、今チ距ルコト百七十六年、

二ノ又山ハ、寶永四亥年、今チ距ルコト百七十五年、

一ノ又山ハ、寶永七寅年、今チ距ルコト百七十二年、

以上ノ二山ハ、長井九十郎、中村市兵衛ノ發見ナリ、

大葛山ハ、元文元辰年ノ發見ニシテ、今チ距ルコト百四十六年、

川口山ハ、慶應三卯年ノ發見ナリ、

加護山ハ、安永四未年ノ發見ナリ、

太郎山ハ、文永ノ頃ニ發見セシト云フ、

荒川山ハ、慶長元和ノ頃ニ發見セシト云フ、昔時出額甚少ナシ、因リテ工部省所轄トナリ、時、廢山ニ屬セシム、南部盛岡ノ商、瀨川安五郎ナル者、コレヲ拂下ケ、明治十年再ヒ開鑿セシニ、出額漸次ニ盛ニシテ、現今ハ坑二十四、鑛鑪百五十所、年々銅五十万斤餘ヲ出タスニ至レリ

○黃檗僧徒の書畫

飯島半十郎

近時黃檗僧徒の書畫、盛ニ世ニ行ハル、中ニ就キ、隱元、木庵、即非、悅山の如きハ、最人の賞玩する所あり、されと偽筆甚多し、筆意能く似て、紙中古色

を帶ふ、頗見るよ足るもの、如し、いつの頃何人の偽筆せしものあるや、
 詳ならず、此の頃寶曆六年刊行の穿當珍話といへる戯作本をみるよ、中
 よ前略「足下御目利下され」見へませぬて御さります、見へぬはづしや即
 非しやもの「先生先日、の隠元、の負ますまいか」あれ、の引きますまい、隠元
 あせの如しといふ程よ「御最てござります、大鵬、の、何となされます」大鵬
 の、さいさんを顧みすとそんし、足下の御す、めよまかせ、買てれきまし
 た「云々とあり、これ當時の所謂通人の滑稽なり、よりて考ふれ、の、寶曆年
 間盛よ世よ行のれしものと見へたり、され、の、かの偽筆、の、此の頃の人の
 なせしものならん、服部某の木庵の偽筆、の、近世の事よして筆意異なれ
 の、偽筆たること明了なり、

因よ云く黃檗二十世の隠元 萬治二年開山 木庵 慧林 獨堪 高泉
 千呆 悅山 悅峯 靈源 旭如 獨門 果堂 笠庵 龍統
 大鵬 百痴 祖服 大鵬 千岩 柏駒 なり

冊壹

定價

三錢五厘 冊五 前金拾六錢 冊十 前金三十錢 冊二十 前金五拾六錢
 府外配達一冊ハ郵税一錢申受候事
 但五冊一ト纏メ郵税二錢十冊同斷同四錢廿冊同斷同八錢

官許明治八年

編輯兼印刷人

岡 敬 孝

印 刷

東京藥研堀町三十三番地

報 知 社

賣 捌 所

各府縣賣捌所
 東京銀座四丁目八番地
 尾張町
 琴平町
 新櫻田町
 同所
 日本橋通一丁目
 同所
 人形町通元大坂町
 南茅場町
 兩國米澤町
 神田雉子町
 東松下町
 淡路町
 表神保町

朝野新聞社
 共 同 社
 靜 霞 堂
 新 光 堂
 春 陽 堂
 大 倉 孫 兵 衛 堂
 伊 勢 屋 金 次 郎
 法 木 德 兵 衛
 三 浦 屋 金 三 郎
 深 川 屋 良 助
 巖 々 堂
 水 善 太 郎
 聚 星 館
 鉄 山 堂

同 湯島一丁目
 同 今川小路一丁目
 同 下谷數寄屋町十四番地
 同 表神保町
 同 京橋區南佐柄木町
 同 下總國千葉橫町
 同 石川縣下金澤尾張町
 同 大坂道脩町四丁目
 同 靜岡縣本川町四丁目
 同 相州湯本町
 同 江州彦根西内大工町
 同 武州川越南町
 同 同所
 同 熊谷本町
 同 上州高崎田町
 同 富岡
 同 高崎
 同 美濃國岐阜太田町
 同 笠松宿
 肥後國熊本鹽屋町
 雲州松江
 岩代國福島通十一丁目
 仙臺國分町

角松久次郎
 塚田翠麓
 岡村庄助
 大黒屋金次郎
 弘文社
 内國通運會社
 堤正平
 雲根堂
 報知社支局
 河内屋眞七
 提醒社
 福住九藏
 新々堂
 菅間文吉郎
 岸田文堂
 博文堂
 文心堂
 治田次郎
 菊屋彌作
 春陽舍
 玉井忠造
 活版社
 園山喜右衛門
 近江屋三十郎
 中村清助

